# 目 次

## ○第1号(6月12日)

議事日程 第 1 号·····	1
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期の決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
日程第 4 一般質問について	7
◇小野関武利君····································	8
◇早坂 通君····································	1 9
◇南 千晴君····································	2 9
◇栁田キミ子君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
◇山口宗一君······	5 4
日程第 5 請願・陳情について	6 6
散 会	6 7
○第2号(6月21日)	
議事日程 第2号·····	6 9
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
欠席議員	7 1
説明のため出席した者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
事務局職員出席者	7 1
開 議	7 2
日程第 1 会議録署名議員の指名	7 2
日程第 2 同意第 2号 榛東村固定資産評価審査会委員の選任について	7 2

日程第	3	同意第	3号	榛東村教育委員会委員の任命について74		
日程第	4	同意第	4号	榛東村教育委員会委員の任命について75		
日程第	5	同意第	5号	榛東村公平委員会委員の選任について76		
日程第	6	承認第	2号	専決処分の承認について(榛東村税条例の一部を改		
				正する条例について)77		
日程第	7	議案第4	9号	榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例につ		
				いて80		
日程第	8	議案第5	0号	榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例の一部		
				を改正する条例について82		
日程第	9	議案第5	1号	榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例に		
				について		
日程第1	0	議案第5	2号	平成25年度榛東村一般会計補正予算(第2号)に		
				ついて		
日程第1	1	議案第5	3号	平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予		
				算 (第1号) について100		
日程第1	2	議案第5	4号	平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正		
				予算 (第1号) について102		
日程第1	3	議案第5	5号	平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算		
				(第1号) について103		
日程第1	4	議案第5	6号	平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1		
				号) について105		
日程第1	5	議案第5	7号	平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補		
				正予算 (第1号) について106		
日程第1	6	報告第	1号	平成24年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書		
				について107		
日程第1	7	報告第	2号	平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会		
				計繰越明許費繰越計算書について		
日程第1	8	報告第	3号	榛東村土地開発公社の経営状況報告について114		
日程第1	9	請願・陳	情につ	ついて		
日程第2	0	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について				
日程第2	1	文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査について				
日程第2	2	議会運営	委員会	会の閉会中の継続審査について		
議長挨拶				1 2 4		

## 平成25年第2回

# 榛東村議会定例会会議録

第 1 号

6月12日 (水)

## 平成25年第2回榛東村議会定例会会議録第1号

### 平成25年6月12日(水曜日)

#### 議事日程 第1号

平成25年6月12日(水曜日)午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

日程第 5 陳情・請願について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(14名)

2番A井保夫君4番山口宗念6番松岡総8番金井佐則子10番脚串ミ子12番岸昭14番高橋

#### 欠席議員(なし)

#### 説明のため出席した者

村 阿久澤 成 實 君 副 村 長 萩原貞夫君 長 総務課長 立見清彦君 基地・財政課長 山 本 比佐志 君 税務課長 新 藤 彰君 住民生活課長 早川雅彦君 子育て・長寿 青 木 繁 君 健康・保険課長 小野関 均 君 支 援 課 長 産業振興課長 村 上 和 好 君 建設課長 清 水 喜代志 君 上下水道課長 岩 田 健 一 君 久保田 勘 作 君 会 計 課 長 教 育 長 阿佐見 純 君 学校教育課長 清水誠治君 生涯学習課長 清水義美君

#### 事務局職員出席者

事務局長 倉持直美 書記 富澤美田紀

#### ◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長(高橋 正君) 皆さんおはようございます。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成25年第2回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用のところ全員の出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

第183通常国会は、会期末6月26日まで残すところわずかになり、参議院選挙も7月21日投開票が有力になりました。安倍政権は、アベノミクスの第1の矢「大胆な金融緩和」、第2の矢「機動的な財政政策」、第3の矢「民間投資を喚起する成長戦略」をデフレ脱却、日本経済再生を目指すべき姿としています。第3の矢第2弾では、国家戦略特区を創設し、10年後に所得150万増を目指すと発表しました。これに加え、高い内閣支持率を背景に安定政権を目指しています。

しかし、歴史認識をめぐる首相の発言、閣僚の靖国神社参拝、憲法96条の発議要件の見直しなど、 一連の動きが周辺国との関係について悪影響を及ぼし、米国でも、中国、韓国を刺激しないよう自制 を求めています。国際社会との安定と平和が崩れないような対応を願うものであります。

また、今国会に道州制推進基本法案が提出されようとしていることを受け、道州制導入に関する緊急声明を全国町村議長会長として、断固反対の声明を出しました。

全国町村議会議長会は、平成20年の町村議会議長全国大会以来、全国の町村議会の総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」と政府・与党に対し、強力に申し入れてきたところである。

しかしながら、与党を中心に道州制の導入が決定したかのごとき道州制推進基本法案が国会に提出 されようとしていることは、まことに遺憾である。

そもそも道州制導入のこれまでの議論は、政府・与党や財界主導、大都市中心により進められてきたものであり、住民に一番身近な当事者である我々町村と真摯な議論も丁寧な説明もない上、また国の形の根本であるにもかかわらず、国民的な議論もないまま、一方的に中央から押しつけようとすることは、地方分権の精神にも反するものである。

また、基礎自治体と道州の二層制は、小規模町村の存在を否定し、国策として推進されてきた平成の大合併に続き、事務権限の受け皿という名目のもと、事実上の強制合併を余儀なくされているものであり、住民と行政の距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

こうしたことは、今まで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・ 文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた我々町村に対する 暴挙である。

よって、我々町村議会は住民自治の推進に逆行し、町村の存在を否定する道州制の導入には断固と して反対する。全国町村議長会会長、高橋正。 引き続き小規模町村の衰退、崩壊を招かないよう、道州制には反対してまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本定例会は、4月改選後、初の定例会であります。通告がありました5名の議員による一般質問や人事案件、条例の一部改正、補正予算、請願・陳情が提出されております。議員各位におかれましては、円滑に議事を進められるよう、適正妥当な議決に達せられるよう切望してやまない次第であります。

ことしも梅雨に入りましたが、雨が少なく、真夏のような暑さが続いております。健康には十分ご 留意され、真に村民の負託に応えられるよう、議会運営に特段のご協力をお願い申し上げまして、開 会のごあいさつといたします。

なお、本日は区長会、民生児童委員の皆さんなど、大勢の方の傍聴、大変ご苦労さまです。傍聴されます皆様に申し上げますが、「傍聴人心得」をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから平成25年第2回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めておりますが、全員出 席であります。

直ちに、お手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(高橋 正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

5番小野関武利議員、6番松岡稔議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

#### ◎日程第2 会期決定について

○議長(高橋 正君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月21日までの10日間と決定いたしました。

#### ◎日程第3 諸般の報告について

○議長(高橋 正君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出され受理した議案等は17件、請願4件、陳情3件であります。

次に、代表監査委員月例現金出納検査の結果に関する報告書が提出されており、その写しをお手元 に配付してありますので、ご高覧をお願いいたします。

<del>\_\_\_\_\_</del>

#### ◎村長提出議案の概要説明

○議長(高橋 正君) ここで村長より、今定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

阿久澤村長。

#### 〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長(阿久澤成實君) 改めまして、おはようございます。

きょうはたくさんの傍聴の方に来ていただきまして、榛東村議会もこのように発展したかなという ふうな思いでいっぱいでございます。村民の負託に応えるために、我々も、執行も、そしてまた議会 も身を引き締めて、今回の定例会に臨むというようなつもりでおりますので、これからも皆さん方の ご協力、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成25年榛東村議会第2回定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。 ことしは早くに梅雨入り宣言がされたものの、空梅雨空で、田植えも一時水不足が心配されており ましたが、群馬用水等のおかげで無事田植えも9割近くが終えたと報告を受け、安堵しているところ でございます。

気候的には爽やかな初夏の季節となり、議員皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。 また、行政に対し、一方ならぬお力添えをいただき、感謝申し上げるところでもあります。第15期の 議員さんにとりましては、初の定例議会でございます。村民のためにむらづくりにまずもってご協力 をお願い申し上げます。

また、本定例会においての会期が本日12日から21日までの10日間開催でありますことに対し、改めて、これまたお礼を申し上げるところであります。

さて、日本でも東日本大震災の恐怖に新しい自然災害が発生しましたが、毎年世界のどこかで必ず と言ってよいぐらい自然災害による被害が出ております。先月の20日におきましたアメリカ南部オク ラホマシティ付近での巨大竜巻発生は、24人以上が死亡したとのことです。

自然災害による猛威をどうすることもできませんが、村では、災害の被害を少しでもなくすよう努力を行っているところであります。その1つとして、社会福祉協議会の協力のもと、消防団と防災ボランティアで、先月、応援協定を締結しました。その内容は、消防団員の勤め等の関係で、昼間、消防自動車が出動できない場合、防災ボランティアがかわりに消防活動のお手伝いをするという内容のものであります。また、榛東村白子の海ソーラーポートに併設します榛東村危機管理太陽光発電所に

つきましては、平時売電し、災害時には電源確保できる施設として整備をしております。こういった 小さなものから一つ一つ、防災減災に積極的に取り組んでおるところであります。

そのほかにも、村では、観光、経済振興での地域活性化に重点を置き、計画の策定から取り組みを 進めているところでもあります。

さて、日本の政治経済は、目を向けますと、日経平均はこのところ変動はありますが、安倍政権の経済政策アベノミクスの株高円安等を背景に、昨年11月半ば以降上昇を続けてきました。また、3月期決算においては、自動車産業界が好調を取り戻し、大幅な黒字を上げております。このようなことから、安倍政権の経済政策等、順調に成果を伸ばしており、国民支持率におきましても、相変わらず高い支持を得ており、今後も期待するところであります。

しかし、憲法改正、TPP参加、道州制といった問題については、慎重に慎重を重ねて臨んでいただきたいと願っております。

そんな中で、憲法改正に当たっては、第96条の改正要件3分の2以上を過半数以上に改めるとのことで、憲法の改正が容易に行えるようにする狙いでありますが、ご承知のように憲法はほかの法律を制御できる随一の法であって、国の最高規律でもあります。また、TPP参加については、日本の農業等に大きな影響等を及ぼすことから、農業団体を初め多くの方々の反対が続いております。道州制についても、現行の都道府県制度のどこかに問題があるのか等の議論もない中で、単に規模を大きくする住民を無視したやり方について、納得のいかないところであります。いずれにせよ、国民の意見を大事にした方向性を望むところであります。

この7月に参議院選が行われます。投票の結果により政治の行方が決まる大事な選挙であることは、 言うまでもありません。しかし、このところ、投票率の低下が全国的に続いており、政治に対する関 心が低くなっております。各地方の選挙においても、軒並み投票率が低下しております。榛東村にお きましても、同様、投票率低下傾向となっております。AKB48総選挙のように積極的に投票に参加 していただきたいと思っておるところです。

次の国政選挙からインターネットを使った選挙運動が一部解禁となり、候補者情報もたくさん入ってきます。また、当日投票できない人のためには、期日前投票の制度もございますので、大いにご利用していただき、できる限り多くの方に投票に参加していただき、投票する権利を放棄しないでいただきたいものと願っております。

村では投票率を上げる対策として、次回の選挙より期日前投票のシステム改善を行います。それは、 入場券に期日前投票をしなければならない理由を自宅で記入され、それを投票所に持ってきて、確認 ができれば、すぐに投票ができるというようなシステム変更をさせていただきます。今回の参議院選 には間に合いませんけれども、次の選挙から取り入れたいと考えております。

次に、地方公務員給与引き下げ問題でございますが、政府においては、公務員の給与改定に関する 取り扱いについて閣議決定し、その中で、国家公務員の給与減額支給処置を踏まえて、地方公共団体 におきましても、速やかに国に準じて必要な処置を講ずるよう要請してきております。

しかし、給与削減を行わない場合のペナルティとして地方交付税の減額をちらつかせており、この やり方については納得いかないところでもあります。本来、地方交付税は国の補助金と異なり、法律 により地方に分配されることになっており、地方公務員の給与削減状況により、交付税が影響される ことは言語道断であります。

しかし、地方の貴重な財源である地方交付税がこのことにより減額されることは、地方にとっては 厳しい痛手であります。また、東日本災害復旧に協力する立場から、地方公務員給与の引き下げにつ いては、前向きに検討していかなければならないと考えております。

それでは、今回上程させていただきます主な議案等についてご説明申し上げます。

まず、人事案件ですが、4件ございます。任期満了に伴います固定資産評価審査委員、教育委員、 公平委員の選任及び任命について同意を求めるものでございます。

次に、専決処分についてでございますが、地方税法の一部改正に伴い、税条例の一部を改正したものであります。

続きまして、条例改正でございますが、財政調整基金の条例の一部を改正する条例につきましては、 復旧治山事業に伴い、村有林の面積が減少したための改正でございます。

次に、創造の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ですが、これにつきましては、 創造の森の中に新たに施設を設置したことに伴うものでございます。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令の改正に伴うものでございます。

次に、補正予算でございますが、一般会計補正予算(第2号)、公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、学校給食事業特別会計補正予算(第1号)、上水道事業会計補正予算(第1号)並びに住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)等でありますが、4月1日の職員人事異動に伴う人件費の補正が主なものとなっております。

報告案件としては、平成24年度一般会計繰越明許費計算書、平成24年度自然エネルギー発電事業特別会計繰越明許費計算書並びに土地開発公社の経営状況報告となっております。これらにつきましては、地方自治法の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

以上、提出議案を申し上げましたが、審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 阿久澤村長より提案理由の説明が終わりました。

#### ◎日程第4 一般質問について

○議長(高橋 正君) 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届け出順といたします。質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、一般質問は通告制とし、時間の制限もございます。質問者は質問を簡潔明瞭に願います。執 行は事前に十分検討したかと存じます。よって、答弁は親切丁寧に、なおかつ明瞭にお願いいたしま す。

それでは、質問順位1番小野関武利君の質問を許可いたします。

5番小野関武利議員。

#### [5番 小野関武利君登壇]

○5番(小野関武利君) 改めまして、おはようございます。

本日は、区長さん方を初め多くの方々の傍聴をいただき、まことにご苦労さまでございます。15期 議会の最初の一般質問ということで、大変緊張しておるところでございますけれども、一般質問を通 じて、村政の発展の一助になればという思いで質問をいたします。

本日の一般質問でありますが、1点目は、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が3月27日 に公表いたしました30年後の人口推計について質問をいたします。

2点目でありますが、吾妻の6町村が電算システム統合に向けた推進協議会を発足させたということでありまして、渋川・北群馬広域圏での共同化に向けて取り組むべき課題であろうというふうに思っております。そのことについて質問をいたします。

具体的には、自席に戻って発言をいたします。

○議長(高橋 正君) 5番小野関武利議員。

[5番 小野関武利君発言]

○5番(小野関武利君) 5番、小野関であります。

最初に、1番の人口推計についてでありますが、その1にある榛東村の2010年の人口と高齢化率及び30年後の試算はについて質問をいたします。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が3月27日に公表した数字でありますが、2040年の榛東村人口は1万2,952人となり、高齢化率は34.6%ということであります。この数字は2010年と比較したものでありますが、基準となる2010年の榛東村の人口と高齢化率について、担当課長からデータをお示し願いたいと思います。

○議長(高橋 正君) 早川住民生活課長。

#### 〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長(早川雅彦君) 2010年の人口と高齢化率ということでございますけれども、この数値については、引用元の数値によって多少の差が生じることがございますので、ここでは2010年に行われました国勢調査結果に基づく数値ということでお答えさせていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。

2010年の国勢調査につきましては、その年の10月1日を基準として行われたものでございますけれ

ども、本村の人口につきましては1万4,370人、65歳以上の人口が全人口に占める割合としての高齢 化率、これにつきましては19.6%となっているものでございます。

○議長(高橋 正君) 5番。

#### [5番 小野関武利君発言]

○5番(小野関武利君) 次に、2番目の自衛隊の営内居住者を除いた試算はということであります。 自衛隊の営内居住者については、村の人口の中に組み込まれているというふうな認識をしておりま す。人数的にどのぐらいいるのかはちょっと掌握しておりませんけれども、年齢的には20代の若い人 たちということであろうと思いますので、その数字を除いた試算があればお聞きしたいと。どうあれ、 それによって高齢化率も若干違ってくるんじゃないかというふうに思いますので、その辺の数字をお 示し願いたいと思います。

○議長(高橋 正君) 住民生活課長。

#### 〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

〇住民生活課長(早川雅彦君) 2040年における自衛隊営内居住者を除いた人口と高齢化率ということでございますけれども、ことし4月1日現在におけます自衛隊営内居住者は348人となっております。30年後の営内居住者人口は予測が不可能でございますので、仮に同じ数だと仮定して算出をしてみますと、人口につきましては $1\,$  万2,604人、高齢化率につきましては35.6%ということになります。 〇議長(高橋 正君) 5 番。

#### 〔5番 小野関武利君発言〕

○5番(小野関武利君) どうあれ、自衛隊の営内居住者は348人ということでありますから、結構な数いるわけでして、高齢化率、ちょっと質問のところでその部分を落としてしまったんでありますが、公表されている高齢化率よりは若干高まるんじゃないかなというふうに考えるところであります。それで、次に3番目の人口減少と高齢化に対する施策はについてでありますが、村長にお伺いをいたします。

これから28年後には、村の人口は1万2,952人、高齢化率34.6%ということでありまして、人口は10%減少、高齢化率は15ポイント上昇という数字になっております。34.6%という高齢化率は、村民の3人に1人強が高齢者ということであります。ひたひたと押し寄せる波のように、気がついたら周りは年寄りばかりというような状況が目前に迫っているわけであります。28年後というと、私はもう高齢者の仲間には入っていないかとは思いますが、お年寄りが元気に安心して暮らせるむらづくりが緊急の課題であろうと思います。

そこで、人口減少と高齢化の進展に関しまして、中長期の対策を早急に立てるべきだというふうに 思っております。村長の見解をお聞きしたいと。

どうあれ、具体的には、高齢化社会は避けて通れない現実でありますから、村の活性化のためには、 高齢者の活用というか、働く場所の提供というのも、そういった部分も確保する必要はあろうと思い ますので、あわせて村長の見解をお伺いいたします。

○議長(高橋 正君) 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) お答えさせていただきます。

日本の社会構造は、今、少子高齢化とは言っておりますけれども、その反面、少産、生まれてくる 人が少ないということも1つの原因であるというふうに認識しております。そして、人口が減少し、 高齢者の割合が増す中で変化を続けているこの社会現象については、本村も例外ではないというふう に認識しております。村でも、作成された計画を尊重しながら、地域住民のきずなを深め、知恵を出 し合いながら、少子高齢化時代に適応した高齢者福祉の充実に向けて取り組まなければというふうに 思っているところでございます。

そして、高齢者に対する施策としては、第5期榛東村介護保険事業計画並びに高齢者福祉計画に基づいて、5つの施策を挙げております。その1つとしては、介護予防医療生活支援サービス、住まいといったもので、5つを一体化した包括ケアの推進。それから、2番目が介護サービスの基盤整備と資質の向上。3つ目が、介護予防及び疾病予防の推進。4つ目が、認知症対策並びに高齢者虐待防止対策の推進。5つ目が、地域にある長寿会、老人クラブ等の活動支援、豊富な高齢者の経験を生かしたシルバー人材センターの活動支援など、高齢者の社会参加の促進といったものを今展開しておるところでございます。

そして、その高齢化、人口減少の対策ということでご質問がございましたけれども、一般的には、村でも、それから地域でもそうですけれども、3つの施策があると言われております。村でもいろいろ研究しました中で、その3つを随時に取り入れていかなければというふうに思います。1つは、子供を産み育てられる環境の整備。それから、2つ目が利便性のある生活環境づくり。3つ目が、産業振興等の推進。この3つを細かな施策の中で施していかなければと、これから計画も立ち進めていかなければと思っております。

以上です。

○議長(高橋 正君) 5番。

#### [5番 小野関武利君発言]

○5番(小野関武利君) 確かに高齢化、高齢化と言いますけれども、少子、子供が少ないという状況はわかるんですけれども、それもこれも少子高齢化一緒くたんにするとわかりづらい部分もあって、高齢化の部分だけを取り上げて質問してきているわけでありますが、どうあれ、高齢者対策をよろしくお願いしたいということであります。

次に、4番目の人口増を続ける吉岡町に見習った方策はということでありますが、同じ北群馬にありましても、吉岡町の人口の推計で30年後には3,000人増加ということであります。高齢化率も上昇するんですけれども、榛東15ポイント上昇、吉岡は10ポイントということでありまして、そこで、単

に吉岡町と榛東では立地条件が違うよというだけではなくて、何かしら吉岡町に見習う方策というか、 学ぶべき事柄があるんじゃないかというふうに思います。また、新聞では、吉岡町だけが増加する状 況の中で、全市町村が減少ということになっておりますから、他の市町村も人口減少及び高齢化に対 する対策を打ち出してこようかというふうに思っております。

そこで、従来の方策だけではなくて、これを重点的にやるんだというものは打って出さないと、他の市町村におくれをとってしまうというふうに思っているところであります。その辺で、吉岡町との比較では、ちょっと難しい部分もあるかとは思いますけれども、村長のお考え、見解をお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) お答えさせていただきます。

まず最初に、吉岡町がどうして人口がふえているかという原因について、ちょっとお話をさせてい ただきます。

ご案内のように吉岡町は、上毛大橋や吉岡バイパスといった国の事業での道路交通整備が本当に進められております。そしてまた、土地価格が比較的安いことから、ベッドタウン化が進み、その中であわせて商業施設の進出が出てきているということが、人口増であると言われております。

そんな反省から、村でも、小野関議員が指摘していましたように若干の減少傾向にはあるんですけれども、群馬県内では割合その減少率が少ないというふうな中で、やはり道路網の整備が最重要課題ではないかなというふうに思っております。

ご案内のように、高渋バイパスが開通した後に、そのアクセス道として、接続道の村の6本事業ということで、6本の事業を進めさせていますけれども、やはりそれらを早期に進めることによって、 吉岡町のベッドタウン化の次のことをつかみ取れるのではないかなというような思いもあります。

それと同時に、先ほど3つの施策を申し上げましたけれども、その3つの施策を施すことによって、若い人たちが住み着いてくれる、そしてまた住み着いてくれた中で子育てが容易にできるということ、そしてまたお仕事をするのについても、アクセスがよくなれば、吉岡に準じた交通網を施せば、若い人たちがどこへでも通勤ができるという利便性が出てくるんじゃないかというふうに思って、それらをまたいろいろな面から精査しながら進めていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長(高橋 正君) 5番。

#### [5番 小野関武利君発言]

○5番(小野関武利君) ともかく道路網の整備が緊急な課題であるというお答えをいただきました。 そのための実績のために、鋭意努力をお願いするところでございます。

次に、5番目に、企業・事業所の誘致や都市勤労者誘致の方策はということでございますけれども、 新規の職場が誕生すれば、雇用も生まれ、人口もふえるというのは願ってもないことでありますけれ ども、榛東村においては平坦地がなく、傾斜した土地に加えて、輸送面でも、鉄道もなければ国道も 走っていないという状況であります。また、水源も細いといった状況で、企業誘致には不利な条件が 重なっているかなというふうに思っております。

しかしながら、自然災害の発生が少ないという部分がありますので、地震に遭っても揺れが小さいというセキュリティの面を強調できるというふうに思っております。自然災害と地震に強い榛東村をセールスポイントに企業・事業所の誘致をというふうに思いますので、村長の見解をお願いしたいと。また、都市勤労者誘致でありますが、榛東村は、前橋、高崎、渋川3市に対して扇のかなめの位置にあろうかというふうに思います。それら3市の勤労者のマイホームを榛東村へ誘致する、呼び込む方策を進めるべきだというふうに考えております。村長のお考えをお聞きいたします。

○議長(高橋 正君) 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) お答えさせていただきます。

当村は県央に所在しているため、前橋及び高崎方面はもちろんのこと、渋川や中之条方面にもアクセスがよく、十分通勤できる範囲であるというふうに認識しております。また、子育てについても、保育所や学童保育の待機児童が現在ゼロであって、子育て環境も非常によいというふうに思っております。また、自然環境にも恵まれております。もちろん先ほど話したとおり、勤労者のマイホームとしても地価も手頃でございまして、まして地震に強く自然災害が少ないという小野関議員の指摘でございますけれども、そういったメリットがあるためにマイホームの立地条件については、これは榛東村では非常にいいんじゃないかというふうに思っております。

そして、十分アピールすることでございますけれども、今、庁内で企業誘致推進本部内部検討委員会というのを数回立ち上げまして、職員ともどもその研さんに当たっているところでございます。その中で企業誘致という観点から、この前の議会でも話されましたけれども、おもてなし前橋 in Tokyoという前橋市が主催した企業誘致の会合にも出させていただいたり、それから今、県が進めておりますバックアップ事業、企業誘致、それらにも参加させていただいて、その都度、会議にも出席させていただいて情報を収集しているところでございます。

しかしながら、今の経済状況からいって、なかなか企業誘致というところに結びつかないという中で、何しろ企業誘致もそうですけれども、村内の活性を進めれば、やはり若い人たち、そしてまた年配の人たちも、この地域で暮らしてよかったというような環境整備ができるのではないかということで、私、去年から大学連携モデル事業というところで、いろいろ村の状況等を踏まえた構想をつくりまして、そして今年度、産業と観光の振興ということでスタートをさせていただいておるところです。その中で、村の活性化をするにはどういうふうにしたらいいか、その活性化をすれば、やはり村民もよくなるし、また外部からも見て榛東村に住みたくなるというような構想を今、練りまして、7月17日には東京銀座で、そのアピール催しをする計画であります。何しろ、村が元気にならなければ、

今、小野関議員が話されますように人口もふえないし、それから雇用も創出できないという中で、そ ういった小さいことから手始めとしてやっていきたいと思います。

それともう一つは、企業誘致に対しまして、整備しなければならないということで、10年間の懸案でありました上サ15号線を開通させまして、その中で、あの辺の工業誘致に向けた対策をこれから練るということで、職員には指示したところでございます。

以上です。

○議長(高橋 正君) 5番。

#### [5番 小野関武利君発言]

○5番(小野関武利君) 企業誘致の部分もさることながら、やはり勤労者のマイホーム誘致の部分で、それなりの方策といいますか、今の状況、農地からの転用ということになりますと、農振除外、宅地開発申請といった2年がかりの仕事になろうかというふうに思っております。

そんな中で、村で住宅に向いた土地が遊んでいるような部分があれば、ちょっと数字的にあれば、 お示し願いたいと思うんですけれども。

○議長(高橋 正君) 村上産業振興課長。

#### 〔產業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長(村上和好君) うちの立場として、農政面からお答えさせていただきます。

農地法の改正ということで、平成21年に農地法が改正されまして、集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地の基準が、従前の20~クタールから10~クタールになりました。また、国では食料・農業・農村基本計画を策定し、この基本計画では、農地の見通しと確保で、平成32年に必要な農地面積を平成21年度より8万~クタール多い面積で415万~クタールを見込みました。これを受けて、群馬県では農業振興計画地域整備基本方針を変更し、平成32年に確保すべき農用地等の面積目標を平成21年の農地面積6万2,000~クタールと同面積で設定いたしました。

本村では、この基本指針に基づき、確保される農用地の見直しが県から要求され、この基本指針の変更を受けて、平成23年度に農業振興地域整備計画の変更を行い、目標年の平成32年の農振農用地面積を現在より10~クタール少ない650、3~クタールを目標面積といたしました。

このような経緯を経て、農地の転用抑制や優良農地の確保の一環から、農地を宅地化する前段の農 振農用地からの除外が一層厳しくなり、昨年の除外件数は22件、1万13平米となっています。

ご質問の企業や事業所の誘致、勤労者のマイホーム誘致の推進ということですが、今年度、土地改 良事業エリア内の農振除外の用途確認や村内での農振除外をできる地域の洗い出しを実施する予定で ございます。その中で、誘致等ができる箇所等を検討していく考えでございます。

○議長(高橋 正君) 阿久澤村長。

#### 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 今、課長が話されましたように、そういう対策は講じており、規制もあり

ます。

そんな中で、宅地化が進むことにより農地が減少することは否めないと思います。現在、一定規模以上の宅地造成などの開発行為を行う場合には、ご案内のように宅地開発委員会との事前協議が必要であります。榛東村土地開発要綱では、開発の抑制の視点で設置されておりますけれども、これからの人口減少社会の到来を考えると、この住宅開発要綱を歓迎の視点で見直しをし、抑制を緩和することが必要ではないかというような考えも私は持っております。

しかし、本村の基幹産業はまだ農業であります。したがって、優良農地を守る観点からも極めて重要で、村としては、開発と優良農地を守る両者の均衡ある発展を施していかなければというところにも注意を払っていかなければというふうに思っております。

○議長(高橋 正君) 5番。

#### 〔5番 小野関武利君発言〕

○5番(小野関武利君) 第1次産業の農業を守るという部分、大いに共感できるところでありますけれども、かなりの農地が遊休化しておるのも事実であります。農振除外できる部分があれば、早急に宅地化のための手だてもあわせて講じていただければなというふうに思っているところであります。次に6番目に、高齢化の進展で独居老人世帯数はということで、把握している直近の現状を聞かせていただきたいというふうに思います。

高齢化が進んでいる今の状況を把握して、対策に生かすことは肝要と考えているところであります。 榛東村にありましても、親と子なり娘夫婦なりが同居しているケースというのはかなり少なくなって いるのかなというふうに思っております。

それから、独居老人世帯といっても、同じ屋敷内での住んでいる場合は除いていいのかなというふうには思っているんですけれども、独居老人、ひとり暮らしということになりますから、夫婦ともに高齢世帯で介護を要するような状況もあろうかというふうに思っております。もし、そのような高齢世帯の部分も数字があったらお示し願いたいというふうに思います。

○議長(高橋 正君) 青木子育て・長寿支援課長。

#### [子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

〇子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 独居老人の世帯数につきましては、平成24年度におきまして261人となっております。この人数は、毎年6月に民生児童委員さんの協力を得ながら行っております、ひとり暮らし高齢者基礎調査の値でございまして、主要政策の成果説明書では、平成16年度の値から掲載され、16年度は110人とありますので、24年度は16年度と比べまして2.4倍という数字になっております。

なお、この調査では、同一敷地内に身内の居宅がある場合は、衣食の交流があるかないかで、ひとり暮らしを判断しております。また、ご夫婦が高齢者の世帯というのは、ちょっと今、数字を用意してございませんので、後ほどお話ししたいと思います。

以上です。

○議長(高橋 正君) 5番。

#### [5番 小野関武利君発言]

○5番(小野関武利君) 平成16年と比較して、24年は2.4倍に独居老人世帯がふえたということであります。今後もこれは、この動向といいますか、流れはさらに強まるのかなというふうに思っております。ひとつその辺で、こういう弱者に対しての対策を、今からでも早急に対策を講ずるべきだというふうに思っておりますので、よろしくそこはお願いしたいなと思っています。

それから、7番目に孤独死等を未然に防ぐ方策でありますが、過去に榛東村で孤独死の発生があったのかどうか、あればその件数をお聞きしたいと。孤独死防止のための対策についてもお聞かせ願いたいと思っておりますが、孤独死等と、等をつけましたのは、死亡に至らないまでも発見がおくれれば危なかったようなケースもあろうかというふうに思います。そういった部分も把握していたら、データをお示し願いたいと思います。

○議長(高橋 正君) 青木子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

〇子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 孤独死等を未然に防ぐ方策ということでお答えします。本日おいでいただいている民生児童委員さんにも、ひとり暮らしのお年寄りなどの見守りにご協力いただいております。また、行政が取り組んでいる独居老人の安否確認を兼ねている福祉サービスにつきましては、サービスごとに直近の登録者、業者のデータがありますので紹介します。緊急通報システムの登録者は、ことし4月の時点で24人です。配食サービスの利用者につきましては、これも4月の時点で15人となっております。あと、安心・安全ごみ個別収集の登録者は5月の時点で23人となっております。

一方、25年度に実施します榛東便利電話帳作成配布事業では、村内にある商店のサービス内容等を まとめた保存版便利電話帳を全戸配布する予定と聞いております。この電話帳を活用していただき、 商品等の配達などを通じて、ひとり暮らしのお年寄りと商店との交流が生まれれば、安否確認にも役立つものと期待している次第です。

しかし、これらのサービスもある程度の効果が期待されますが、ひとり暮らしの方を見守るご近所 の皆さんの思いやりにまさるものはございません。榛東村地域福祉計画、榛東村地域福祉活動計画に 示されておりますとおり、日ごろから隣近所同士が見守り、声かけ活動を通じて、災害時にも助け合える関係を築くことが重要と考えております。

また、これまでに孤独死されたケースというのは、ちょっと行政の各セクション、子育て・長寿支援課のほうでは、今のところ、そういうデータは持ってございません。また、庁内のほうで、どこかのセクションでまとめているようなものがあれば、後ほど紹介したいと思います。

以上です。

○議長(高橋 正君) 5番。

#### 〔5番 小野関武利君発言〕

○5番(小野関武利君) こういった高齢者の見守りという部分、きょう、傍聴でおいでの民生児童 委員さんの大きな仕事かなというふうに思っています。その点、民生児童委員さんに感謝申し上げ、 これからもよろしくお願いをいたします。

人口推計について、高齢化を中心に質問をさせていただきましたが、高齢化は着実に進んでおります。そういった部分で、社会問題も増幅させるということになろうかというふうに思っております。 高齢者が元気に安心して暮らせるむらづくりを着実に実行していただき、30年後の予測を見据えた対策を強くお願いして、次の質問に移ります。

2番目の電算システム統合についてであります。

その1番目に、24年度の電算処理に係わる経費の総額はということでありますが、村の財政運営に おいては、経費の削減は最重要課題であろうというふうに思っております。

3月29日の上毛新聞でありますが、吾妻郡の6町村は、来月1日ということでありますから4月の話だと思いますけれども、電算システム統合に向けた推進協議会を発足させるということであります。システム統合とサーバーの共同利用、およそ3割のコスト削減が図れるというふうに書かれております。

そこで、榛東村の電算処理に係る経費でありますけれども、電算システム委託料と保守点検委託費、 そういうものを加えて、一般会計、特別会計、上水道事業会計、3会計あるわけでありますが、それ ごとの経費総額が、直近のものがあればお示し願いたいというふうに思います。

○議長(高橋 正君) 岩田会計課長。

#### 〔会計課長 岩田健一君発言〕

○会計課長(岩田健一君) ただいまの小野関議員のご質問にお答えします。

平成24年度における電算処理関係で村が業者に支払った経費の総額は8,646万1,255円でございます。 これを会計別で見ますと、一般会計が7,034万8,812円、国保会計が668万6,382円、介護保険会計が579万4,387円、後期高齢者会計が259万2,174円、給食会計が103万9,500円、総計で8,646万1,255円となっております。

また、これを事業別に見ますと、最も高額なのが税務関係でございます。金額は2,193万925円。次いで、医療、福祉、保険会計、保険関係は全般で2,127万704円。それから、住民情報関係が1,142万3,131円。それから、南小・中学校のパソコン整備事業ですが、856万6,866円。それから、財務会計システムが658万3,920円。その他といたしまして、文書管理システム、人事給与、パソコン保守点検、選挙関係、それから給食関係など合計で1,668万5,709円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 5番。

#### [5番 小野関武利君発言]

○5番(小野関武利君) 総額で8,646万ということでありまして、かなりの金額かなというふうに 思っております。仮に、吾妻郡ではありませんけれども、3割削減ということになれば2,000万以上 の金額が浮いてくるという話になりますので、今後、ちょっとその部分についても触れさせていただ きたいと思っております。

2番目に、電算業者との契約更新時期はについてでありますが、吾妻郡においては、基本的に5年間の契約更新時に変更していくとしております。

そのところで、現状の契約更新についてお伺いしたいわけでありますけれども、継続して同一業者に再契約というのが一般的かなというふうに思っております。言ってみれば、競争原理の働かない契約更新になっているんじゃないのかなというふうに思っているところであります。その実態と、電算業者との対応の中で、改善できる余地があるのか、ないのか、その辺もあわせてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長(高橋 正君) 立見総務課長。

#### 〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長(立見清彦君) 村の電算システムにつきましては、大きく分けて、基幹系と情報系に分かれております。それぞれ電算会社が異なっております。基幹系というのは住基システム、情報系というのは財務システム及び文書管理システム等でございます。

まず、契約の期間なんですけれども、住基系につきましては、ことし9月から更新し、5年間新たな契約となる予定でございます。それに付随する委託料いろいろの、例えば総務課におきますと、選挙等の、そういう契約につきましては、おのおの担当課でさらに委託契約を行います。

また、情報系につきましては、ソフトウエア使用料につきまして平成21年4月から平成26年3月まで、人事給与システムにつきましては平成21年7月から、現在は再リースという形で各年ごとの契約になっております。文書管理システム使用料につきましては平成23年7月から平成28年6月まで、LGWAN機器更新業務につきましては平成22年3月から平成27年2月までです。

先ほど小野関議員さんがおっしゃいました、ほかの業者にということでありますけれども、今回、当初予算をつくるについて、基幹系につきましては、ことし切れるということであります。それで、もしほかの業者にするとなると、データの吐き出しということで、今持っているものを違う業者にやる、吐き出す、その手数料が最低4,500万以上かかるということでございます。そういった面から、一度業者を決めますと、なかなか次の業者に選択できる余地は難しいという状態でございます。以上です。

○議長(高橋 正君) 5番。

#### [5番 小野関武利君発言]

○5番(小野関武利君) 競争原理が働かないというか、業者の言いなりになっているんじゃないか

なというような心配もありますので、ひとつその辺、契約更新のときについては、それなりの注文も、 つけられる注文はつけて、やっていただきたいなというふうに思っております。

次に、吾妻郡に倣って、渋川市及び吉岡町との協議の意向はどうですかという部分でありますけれども、村長のお考えをお聞きしたいのと、吾妻郡の3割のコスト削減が即当てはまるとは思っておりませんけれども、1市2町の電算のシステム統合で、それなりにはコスト削減が図れるものと思っておりますが、そういった試算をしたものがあればお伺いしたいのと、なければ試算すべきじゃないかなというふうに考えております。その辺のお考えを村長にお伺いいたします。

それと業者を変更する場合には、先ほど総務課長が話されたように初期費用といいますか、吐き出しの部分でかなりの金額がというような話がございました。そういった部分で、渋川なり吉岡町、榛東とまた異なった状況の中で、システムの業者も選定されているのかなというふうに思っております。ただ、大きくは、目的は1つでありますから、市であれ町であれ村であれ、似たかよったかのシステムの運用というふうに思っておりますので、統合に向けたその辺の検討はすべきだというふうに考えておりますけれども、村長のお考えをお聞きします。

○議長(高橋 正君) 阿久澤村長。

#### 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 経費削減からいけば、そういうやり方が本当にいいんじゃないかと。そしてまた現実に、吾妻郡でもやられているということがあれば、やはりそういったところを精査して、できるものから取り組まなければならないというふうには思っております。

しかし、先ほど総務課長が話しましたように、その電算には、基幹系と、それから情報系ということでありまして、その中にもいろいろの業者がおります。そして、その中でまた各市町村によって契約している業者が違います。それで、その業者が違いますと、同じシステムを入れる分でも、1回は吐き出してまとめなければならないというようなシステムでございますので、一概に、それがすぐできるかというと、やはり各市町村の意向や、それから情報システムのあり方等の市町村の事情もございますので、これからの検討課題だということでお答えさせていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長(高橋 正君) 5番。

#### 〔5番 小野関武利君発言〕

○5番(小野関武利君) 最後の質問になるわけでありますけれども、発足してしまったシステムの変更というのは、かなり厳しい状況というのはわかるんですけれども、どうあれ経費削減のための、契約更新時に、先ほどちょっと申し上げましたけれども、ほかの業者に乗りかえるというのが難しければ、現状の業者に対しての注文もそれなりにつけて、よりよいシステムの運営を図っていただきたいなというふうに考えるところであります。

最後の質問でありますが、共同調達ということであります。

数のメリットというのは、どんな業界でも常識だというふうに認識しております。共同化の協議がなされなければ、共同調達ということもあり得ないわけでありますけれども、どうあれ、共同調達だけであっても、単独であってもできるのかなというふうに思っております。パソコン等、リースが多いわけだというふうに思っておりますが、リースにおいても数のメリットは発揮できるというふうに考えておりますので、その辺、共同調達、購入するだけではなくて、リースに関しても、その辺のことができるのか、できないのか、ちょっとその辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長(高橋 正君) 立見総務課長。

#### 〔総務課長 立見清彦君発言〕

- ○総務課長(立見清彦君) 吉岡と榛東で共同調達というのは、なかなか難しいと思います。 榛東では、総務課が中心になって、全体の庁舎内のリースの入札は行っております。 以上です。
- ○議長(高橋 正君) 5番。

#### 〔5番 小野関武利君発言〕

○5番(小野関武利君) 難しいというだけでは、何かそれで、それだけでは困るというふうに思うんですけれども、どうあれ、先ほど村長も検討したいということでありますので、数はまとめれば安くなるというのは当然の、自然の摂理でありますので、無理だ無理だと頭から否定しないで、ひとつその辺の検討もお願いをしておきます。

どうあれ経費削減につきましては、きょう取り上げた電算システムだけではなくて、村政全般にかかわる事柄だというふうに認識していただくようお願いをいたします。行政には安全・安心が担保されなくてはならんということも承知しております。経費削減とあわせ、安全・安心な執行をお願いして、自分の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(高橋 正君) 以上で5番小野関武利議員の一般質問を終了いたします。 ここで10分間休憩、20分から開会いたします。

午前10時07分休憩

午前10時20分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。 続きまして、質問順位2番早坂通議員の質問を許可いたします。 13番早坂通議員。

#### [13番 早坂 通君登壇]

○13番(早坂 通君) 議席番号13番の早坂通です。8年ぶりの一般質問を今から行います。 本日は、まず1つとして地方分権に対応した村政の確立についてと、2つ目、図書館の早期建設に ついて質問をいたします。

地方分権一括法が平成11年7月に成立し、不十分ながら地方自治体へ権限と財源が移譲されました。 それによって、地方自治体の自主性、自立性の確立が求められ、本村においても、自主自立の努力が 行われていると思います。

本村の自主自立を遂行するのは、村長をトップとする執行機関、つまり職員集団です。それをチェックし、バックアップするのが議事機関である議会の議員です。村長と議会の関係を見直す地方自治法の改正も平成18年と24年に行われました。この改正の柱は、議会の権限を大きくするものです。

一方、地方分権を最前線で遂行する立場にある地方公務員の制度改革も進められております。地方公務員の制度改革に先立ち、国家公務員については、平成20年6月に国家公務員制度改革基本法が公布、施行されました。そして、平成21年4月には、国家公務員に能力・実績主義の人事管理を導入することを柱とする国家公務員法の一部改正が施行されています。このような情勢の中、今通常国会に道州制導入を目指す法案の提出という動きがありますが、地方分権が根づいたと言うには程遠い感のある現在、道州制導入は時期尚早と私は考えます。

現在、村にとって重要なことは、本当の意味において地方分権を確立し、住民のための村政を行うことと考えます。自席に戻り、地方分権に対応した村政の確立について個々具体的に質問をします。 さらに、図書館の早期建設についても具体的に、自席に戻り質問をいたします。

○議長(高橋 正君) 13番早坂議員。

[13番 早坂 通君発言]

 $\bigcirc$  13番(早坂 通君) まず、一人一人ではなく、全課長さんにちょっとお聞きしたいことがあるんです。

憲法15条2項には、全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと書かれております。この条文に異論のある課長さんはおりますか。いないですよね。当然だと思います。

そして、もう十分ご承知かと思うんですけれども、あえて説明を加えさせてもらうと、ここで言う一部の奉仕者というのは、村民1人の声ということではないんです。圧力団体とか、いわゆる私が議員になったころは、かなり影の実力者と言われる人もいましたけれども、こういう人たちの声を、要するに一部の奉仕者ではないという、こういう人たちのために奉仕することが一部の奉仕者ではないということです。こういうことは当然もうわかっていると思うんですけれども。一方、声なき声にはやはり耳を傾けていくという必要があると思います。

ぜひ、もう重々承知だと思うのですが、今、私が申し上げた憲法15条2項、こちらを皆さん、頭に常に入れて仕事をなさっていただければと思います。

さて、地方分権一括法により475本の法律が改正されましたが、この改正で行政の仕事はどう変化 したか、簡潔な表現で教えていただきたいと思います。まず、多分、特に大きく影響があっただろう と思われます健康・保険課長、どうですか。 ○議長(高橋 正君) 小野関健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長(小野関 均君) 早坂議員のご指名でございます。

うちのほうも、大きくということでございますが、地方分権一括法、地方分権の話が出て大分時間 がたっておりますけれども、実際の流れとしまして、地方分権一括法によりまして、昨年、あるいは また今年度からということで、仕事が下りてきているという状況がございます。

施設管理の第1次一括法の義務づけ、枠づけの見直しということで、関係の法改正によりまして施設設置管理の基準が行われまして、これまで国の政省令で規定をされていましたものが村の条例で規定することとされ、本年3月の議会で、介護保険関係の施設の運営の基準等に関する条例の改正をさせていただきました。これにつきましては、特に人員の増とか、そういったことは今、考えてございません。

それから、第2次一括法の関係でございますが、これまでは保健所の設置市までの移譲事務でございました母子保健法による低体重児の出生の届け出ということで、受理及び未熟児の訪問指導に関する事務、これに伴います養育医療の給付が市町村まで拡大をされました。平成25年度から当課で事務を開始しましたが、関係する乳幼児数は少なく、事務的な労力は現在ではさほどふえてはおりません。ただ、訪問指導については、多少なりとも事務量の増が考えられるという状況でございます。

また、事務の移譲によりまして、当初予算ベースでございますが、歳出では105万3,000円、歳入では国庫補助金37万5,000円、県負担金18万7,000円ということで、一般財源が49万1,000円の予算を計上しております。この一般財源の計上額は、新たな村の負担というふうに考えております。

以上です。

○議長(高橋 正君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

- ○13番(早坂 通君) 続きまして、基地・財政課長、その財政についてちょっと現実どうなっているかというのをお聞きしたいんですけれども。通常言われていることは、この地方分権によって、地方自治体の仕事は6になったけれども、財源のほうは4しか来ていないというふうによく言われますけれども、それの実態はそうであるのかどうか、ちょっとお聞きします。
- ○議長(高橋 正君) 山本基地·財政課長。

#### 〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長(山本比佐志君) 地方分権に対応しての国の予算措置等でございますが、具体的には先ほど健康・保険課長が言われたように、個々の事業については、補助事業がございます。ただ、地方分権そのもの、例えば地方分権補助金みたいなものはございません。

また、各省庁が補助金の統廃合をする場合に、一般財源化ということを言いますけれども、その一般財源化ということは、地方交付税に算入されたということでございます。地方交付税についてざっ

くり言いますと、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが交付税、交付金でございます。 その中に単位費用というものがございますけれども、補正係数というものもございます。その中で一般財源化されたものを、数字を拾い出すというのが大変難しい作業というふうに認識しております。 個々に具体的に、例えば24年度、23年度が幾らという数字は把握してございません。

以上でございます。

○議長(高橋 正君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 一般的に言われていることは、仕事量がふえて財源が来ないというふうによく聞くんですけれども、今、課長の皆さんのお話を聞くと、世間で言うほどでもないのかなというふうにも感じを受けたわけなんですが。

それでは、次の質問に移ります。

平成13年12月に閣議決定された公務員制度改革大綱には、公務員について、このように書かれています。

行政改革を最重要課題の1つと位置づけ、中央省庁改革により新たな府省体制を確立するとともに内閣機能の強化を図るなど、これは一応、国家公務員の改革基本法の文章を読んでいます。ただ、公務員ということが、原則、大まか、地方公務員にも当然当てはまってくると思いますので、なおかつ、地方公務員のほうはまだ完全に成立していないんですよね。では、続けて言います。そういうことです。中央省庁改革により新たな府省体制を確立するとともに、内閣機能の強化を図るなど、積極的に改革推進をしてきたところであると。しかしながら、行政の組織の運営を支える公務員をめぐっては、政策立案能力に対する信頼の低下、前例踏襲主義、コスト意識、サービス意識の欠如など、さまざまな厳しい指摘がなされている。真に国民本位の行政を実現するためには、公務員自身の意識、行動自体を大きく改革することが不可欠である。公務員の意識、行動原理に大きな影響を及ぼす公務員制度を見直すことが重要であるというふうになっております。

また、平成19年4月に閣議決定をされました公務員制度改革についてには、このように書かれております。

改革の目的、公務員はまず国民と国家の反映のために高い気概、使命感及び倫理観を持った、国民から信頼される人物である必要がある。さらに公務員には、幅広い知識、経験に裏打ちされた一層の企画立案能力、管理能力が求められる。また、精緻・複雑化する行政分野に対応した、今以上の深い専門知識、経験を有するスペシャリストとしての能力も必要となる。今回の公務員制度改革は、このような21世紀にふさわしい行政システムを支える公務員像の実現を目指す。それには、質の高い人物が公務の世界に入り、能力を高め、誇りを持って職務に専念できるような仕組みが必要である。また、官と民の闊達な交流により、専門能力、民間の世界に対する深い理解に基づいた行政の展開が求められる。同時に、公務員がさまざまな機会にその能力を積極的に生かせる仕組みとすることも重要であ

る。他方、上記のような批判を踏まえた改革を断行し、国民の信頼を回復することも必要不可欠であるというふうに書かれております。

これらのことについて、行政機関の、執行機関の長として、どのように村長は考えておりますか。 ○議長(高橋 正君) 村長。

#### 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 通告があったので、私なりに勉強させていただきました。

まず最初に、地方公務員に対する住民不信となっていた閉鎖性、それから非競争化、甘え等をなく し、コスト意識を考えた効率の徹底や、仕事へのスピード及び柔軟性に取り組む必要があると私は考 えております。そのためには、職員の資質向上や意識改革が欠かせません。

一例として、村では村民の意見を聞く目安箱を庁舎や出先機関に設置しておきまして、できるだけ その対応を敏速にするよう指示をしているところであります。また、県との人事交流や各種研修等に 職員を積極的に参加させ、専門的知識を取得させております。また、機会あるごとに職員とのコミュ ニティをとり、一人一人の考えや施策提案を促しているところでもあります。

それから、職員の能力を引き出すというような点では、公務員の意識についての、特に民間企業と比較されております。しかしながら、次のような問題が浮き彫りになっているというふうに私は認識しております。1つとして、危機意識が希薄であること。それから、2つ目として、コスト削減の意識が低いということ。それから、3つ目としては、切磋琢磨の意識がやはり乏しいと。これらを踏まえた中で、行政ニーズに即応した人材を確保しながら、公務員が互いに競い合う中で、持てる力を住民のために最大限発揮し得る環境整備を進めなければと思っております。

また、最適な組織編成を機動的に、また弾力的に行うことも必要ではないかというふうにも思って おります。

以上です。

○議長(高橋 正君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) いわゆる役場というのは、人が全てなんですよね。例えば民間の会社、出版社ならば、いい本を出せば業績も上がります。自動車会社、いい自動車、売れる自動車をつくれば業績も上がります。ただ、役場という組織は、あくまでも人が全てなんです。なおかつ、よく言われるようにサービス業なんです。ですから、やはりこの職員集団を高めていくということが重要になってくると思うんです。

私もいろいろな、この間、東京でもいろいろな会社を経験しました。こちらに来ても、いろいろな会社組織で仕事をしました。そういう経験を踏まえて思うんですけれども、組織が人をだめにすることも往々にしてあります。また、逆に組織が人を育てることもあります。ですから、私は、8年前、現役の議員をしていたころも、全く、職員は、課長はという気持ちも正直言ってありました。ただ、

私は、その個々人が悪いのではないと思うんですよ。初め意欲を持って榛東村の役場職員になった人たちでも、やはり組織がだめにしてしまっているところもあるのかなと。今の課長の皆さんも、そういう組織の中でやってきたと思うんです。でも、中には、そういう組織の中でやってきたけれども、そういうことに負けずに自分の信念を貫いて、住民のために一生懸命仕事をし、いろいろなアイデア、政策提案をした人もいるかもしれません。

そこで村長、聞きたいんですが、具体的に職員からの企画立案や政策提言は、この間、ありました か。あったらば、どのぐらいあったか。

○議長(高橋 正君) 村長。

#### [村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) その前に、職員の意識改革ということで、私、2年前に就任をさせていただきました。その中で、職員はあのときに96名おりました。そして、一人一人にアンケートを、短文でいいから出してくれと、村の公務人として、どんな考えで務め、どんな気持ちで職業に当たり、どんなつもりで住民に対応するかということで問題提起しまして、一人一人の職員の意見を吸い上げました。1人だけは出しませんでしたけれども、95人の職員の方が協力をしてくれました。それは今も私は宝として持っております。

そして、その中でいろいろ聞く中では、やはり早坂議員が話されますように、組織の中でいろいろやっているんですけれども、やはり前例を言われている事案がうんとあると。そういう指摘もございます。それからもう一つは、執行長と、それから職員との溝が余りにも多過ぎる。そういう指摘もございました。るるあったんですけれども、大きく分けては、私が感じたところはそこのところでした。そんなために、職員に一人一人、私は返事を書きました。そして、その事案について共通しているところについては、私も職員のところへ出向いて、いろいろディスカッションをさせていただき、そして、職員の資質向上、それから働く意欲をかき立てるような願いを持って接してきました。

それともう一つは、課長さん方も気づいているかと思うんですけれども、職員を私自身が呼びつけるのではなくて、職員に必要な要件があるときには私から出かけていって、そして、しかも課長のところへ先に行くのではなくて、前を通って、職員一人一人の顔を見ながら、あいさつや言葉をかけながら、そんな中で課長のところに行ってお話を聞き、そんな努力をさせていただいております。

それで、今の職員が提案するものについて、非常に少ないわけです。それで先日も、副村長と第2期生を集めまして、頭のいい職員で気に入って採用したんだから、一人一人、そういう議案提案をしなさいよという、この間は発破をかけさせていただきました。

そういう状況の中で、いろいろしているんですけれども、先ほど小野関議員の中にもあったように、 目安箱も職員提案です。それから、小さいことですけれども、住民生活課、あるいはお待ちになられ る村民のところに、幾ばくかでも気持ちをほぐしていただくために、図書室というか図書箱を設けま した。それから、子供たちが入って、いろいろ触ったりするわけですけれども、そのための小さなお もちゃ、それからまた水飲み、お茶飲みのも新設したのも、職員の提言でした。小さいことではありますけれども、一つ一つ、目安箱の中、それから職員の小さい意見も取り入れながら、これからやっていきたいと、こんなふうに思います。

それで、2日前、目安箱に入っていた1つの例を挙げますと、職員が、私も気がつかなかったんですけれども、女子職員です。行き帰りはいいんですけれども、職務をしているときにはハイヒールはよしてくださいという提言もございました。すぐ課長と相談しまして、スニーカーなりに履きかえて、動きやすいような態勢でやられるようにというような指示は出させていただいたところです。

小さなことですけれども、一つ一つそういう面で、村民サービス向上のために職員が一丸となって やらなければならないというふうに思っております。そして、私自身も今、職員は家族の一員だという認識のもとにお付き合いをさせていただきながら、行政を進めているところでございます。 以上です。

○議長(高橋 正君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 職員の皆さんも日ごろ、いろいろ頑張っておるということは、私も重々承知はしております。

ただ、今、私が言った企画立案や政策提言という意味は、今言った目安箱、図書コーナー、おもちゃ、これも含みますけれども、ある意味、やはり企画立案、何かやるについても、例えば今度私が次に質問します図書館建設、こういうことに関しましても、コンサルト会社に全て任せてしまうのではなくて、やはりコンサルタント会社の人は榛東村の細かいところを知らないんですよ。だから、やはりそういうところをカバーするために、そういうところをコンサルタント会社に出してもいいですけれども、なおかつ地元のことをよく知っている職員が村独自の提案をする、企画立案をする、そういうことがこれからどんどん大事になってくると思うんです。それが村の特徴に、活性化につながる一つだと思うんです。そういったことでは、そういうことを職員にしていただきたいと思います。

そのためには、まず1つは、職員の皆さんが自覚すること。そして、大事なことは、村長自身がそのような環境をつくり、またそのような施策を講じることが大事だと思うんです。

その1つとして提案しますけれども、職員がそういう企画立案のため、政策提言のため、どうしても先進地視察が必要となったときには研修費の予算化をして、予算に限りがあるから、どんどんというわけにもいかないでしょうけれども、ある程度そういうようなことも進めてみてはどうかというふうに私なりに考えているわけなんですけれども、そういうことを踏まえて、何か村長、具体的な施策というのは今、思い浮かぶことはありますか。

○議長(高橋 正君) 村長。

#### 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 職員の企画立案について、職員の環境整備をしながら意見を出させたらど

うだというようなご質問だと思います。全くそのとおりだと思います。職員とて、非常にいい能力を 持っている方たちばかりで、本当に優秀だというふうには認識しております。

ただ、その企画立案は、なかなかその場所に行っていないと取りかかれないというか、その事案に直面しないというと、なかなかそういうものができてこないのかなというふうに思います。議員がおっしゃるとおり、一人一人ではなくて、そのやられる、早く言えばワーキンググループみたいなものを立ち上げた中で、そのする方については、そういった手当をしたほうがいいということは私も賛成でありますし、前にも、一倉村長政策時分に、職員にワーキンググループをつくった中で補助をして、そして、いろいろ立案しろという環境をつくったことも、私も覚えております。それらを思い出しながら、議員がおっしゃりますように前向きに考えさせていただきたいというふうに思います。

それと同時に、今まで企画をされたものというのが、いろいろつくるものについて、本当に我々に、議員さんにも、それから関係者にも提案されるのが、基本計画が決まってから出されるというのが、私も議会時代、非常にそれが不満足でした。そのために今回は、議員さん方にも非常に出る機会が多くなってしまったんですけれども、その計画年度に合わせた前倒しの中で、住民の声、議員さんの声を聞きながら、その中で基本計画をつくるというシステムに変えました。ですから、議員さん方、それから地域の皆さん方は、非常に手間食いというか、そういうことになるんですけれども、しかし、それはやはりやっていかなければならないということで、前倒しにして、そういう対策を今講じているところです。

以上です。

○議長(高橋 正君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) ぜひ、いろいろ、今、村長もこれからいろいろな施策を講じてくれるんだろうというふうに思います。

私自身も、先ほど職員の皆さんにはきついことをちょっと言ったかもしれないんですけれども、私は結局は、職員の皆さん方は潜在的に能力を持っているというふうに思います。私もそう人を見る目がないわけではありません。人を見る目は少しあると思っております。ですから、かなりの職員の方がそれなりの能力を持っています。

ただ、それをやはり、何度もくどいようですけれども、発揮できるような環境に今までなかったということなんです。そこをやはりこれから何とかしないと、この地方分権におきまして、自主自立が求められる自治体の運営は行き詰まってしまうと思うんです。

ですから、繰り返しますが、この地方分権推進に当たって、これからはやはり何といっても職員一人一人、皆さん、人が大事なんです。そのところで、この職員の皆さんの能力を引き出せるような施策を積極的に村長、これからやっていっていただきたいと思います。これはお願いします。

続きまして、脱線というわけではないんですが、これで執行、職員、あともう一つ、村の発展に大

きく寄与できる権限というか、存在であるのは議会です。よく議会と執行機関の関係をあらわす言葉 に、私が議員になったころは先輩議員に言われました。執行機関と議会は車の両輪だと。つまり、全 輪、両方一緒に行くんだと、そういうふうにおっしゃられました。私は違うんじゃないかなというふ うにすぐ思いました。

今回いただいた議員必携にはこう書かれてあります。議会は、執行機関に対して一歩離れて二歩離れずというふうに書いてあります。これもちょっとどうかなと考えまして、私の持論です。これはもう本当に私が8年前現職にいたころから持論として言っていることなんですけれども、執行機関と議会は、執行機関が車のボディーです。議会は、ブレーキとアクセルだというふうに思うんです。早い話が、執行機関のほうがいいことをやれば、どんどんアクセスを踏んでやると。おかしな方向に行ったらブレーキをかけ、必要に応じてハンドルを切ると。やはり、こういう関係だと思うんです。

いすれにしる目指すところは1つ、執行も議会も、それは村の発展、村民の福祉、生活向上、この 1点だと思うんです。ですから、そういった意味ではお互い、いい意味での緊張関係を保ちながら協 力し合うということが、執行機関と議会に大事ではないかというふうに考えております。

先ほども言いましたように、18年と24年、地方自治法の改正によって、議会の権限も少し大きくなりました。ですから、そういった意味では、議会も議案の提案もしやすくなりましたし、そういったところでは、いろいろ議会側も執行の皆さんにいい意味での提言をしたりというふうにしていければというふうに私は今、個人的には考えております。そういう中で、地方分権に対応したむらづくりをしていければというふうに考えております。

時間も迫ってきました。村長、何かまだ言い残したことがないですか。いいですか。 では、よければ次に行きます。

図書館の建設についてですが、第5次総合計画では、図書館、学習センター、児童館の総合施設を 平成20年から着手するというふうになっていたんですけれども、現時点では白紙の状態だということ です。

そして、ちょっと調べてみたんですけれども、この図書館問題については、私は記憶にあるところ、一般質問では取り上げないまでも、議会ではもう議員になった当初から言っていたという記憶があるんです。ただ、一般質問で私が初めて取り上げたのは、平成11年度1回定例会です。図書館建設について取り上げたのは。そのときは、中央公民館の改修等々があるから、それを考慮しながら考えていきたいということで、もう13年もたってしまいました。その前に質問した方がいるんです。平成11年よりも前に図書館建設を。いるんですよ。副村長。平成9年第3回定例会で質問しております。

そういった中で、延々とそういう住民要望があるということを議員が執行に伝えていながら、この間、ずっとできないで来てしまったわけです。それは、改めて、なぜここまで延びてしまったのか、かいつまんで要領よくちょっと説明していただける方、生涯教育課長ですか。お願いします。 ○議長(高橋 正君) 村長。

#### 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) かいつまんでということですので、書いてきたものを読ませていただきます。

図書館の建設については、第5次総合計画の中で、さまざまな社会教育事業及び生涯学習事業の推進を図る観点から、生涯学習施設、図書館、児童館等の複合施設として整備する計画とあります。計画実施年度については平成20年からとなっておりますが、現在としては、平成23年度から27年度の後期年度計画として進められておるところであります。この要因としては、南小学校校舎の耐震補強工事、南小学校講堂等の改築、中学校校舎建設、北小学校体育館耐震補強といった子供たちの教育環境の整備を優先し、事業を進めなければならないとなったことと、南部コミュニティセンターが築21年となり、騒音面での周辺事業を進めなければならないということ、それから、旧役場庁舎の跡地利用計画と一緒に、総合的に検討する必要がある。また、財政需要も勘案しなければならないことがあったわけでございます。

しかしながら、中央公民館にあっては、築40年で耐震補強が必要なこと、また老朽化が進んでいること、施設が手狭なこと等から、速やかに生涯学習施設として図書館の整備を進める必要があります。このため、財政面では、平成24年度より社会教育施設整備基金の積み立てを開始し、本年度は、先ほど申し上げましたように、前倒しをする意見を聞く場所として社会教育施設建設委員会を立ち上げ、現在、中央公民館をどのように取り扱うか、建設移転場所等も含め、また生涯学習施設、図書館等を含む施設の内容をどうするかなど、さまざまな課題について委員皆さんのご意見を賜り、検討を重ねてまいりたい、こんなふうに思います。

今後の整備計画の概況ですが、平成26年度に基本計画、27年度に実施計画、用地買収、これは必要があれば用地買収です。それから、平成28年度には建設に着手する予定で進めていきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長(高橋 正君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) なぜ私が昔から図書館にこだわるかというと、確かに現在、パソコンなんかでも小説が読めたりとか、いろいろしますよね。でも、このパソコンなんかだって、将来、まだ本当に人類の文化遺産を残していくような道具になるかということは未確定ですよね。

要するに、皆さんもご存じだと思うんですけれども、古代エジプトでパピルスの葉に字を書いた。 これが恐らく文書というか、本というかの始まりなのかなと私の記憶にはあるんですけれども、それ は紀元前3000年ごろだったというふうに記憶をしています。それ以降、延々として、そういう図書、 本によって人類は勝ち得た成果を文化遺産として後世に残してきたわけですよね。中には当然、文字 を持たない民族もいましたから、そういう人たちは口頭で伝えてきたわけですけれども、でも、全世 界的に見れば大多数のものが文書、本によって、人類が勝ち得た果実を遺産としてずっと延々と引き継いできたわけです。そういったことを考えれば、やはりこの図書館というのは重要なものなんですよ。人類にとって。そういったことで、私は図書館の建設を進めるようにということを昔から言っていたわけなんです。

ですから、何かついでがあったら図書館つくればいいやという考え方が今まで結構行政の中にあったと思うんですよ。そうじゃなくて、まず図書館をメーンにどんとつくるんだというぐらいの発想、今言ったように図書というのは、やはり人類にとって重要なものなんですから、そういう視点に立って、ぜひ図書館建設に取り組んでいただきたいというふうに思うんですけれども、村長、今、28年度建設ということなんですけれども、できれば1年でも早く建設着工してもらいたいというふうに思うんですけれども、その辺の意気込みはどうですか。

○議長(高橋 正君) 村長。

#### 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 早坂議員の図書館に対する熱意というのは、本当に私にも伝わってきました。ただ、やはりつくるのには財源確保もそうですし、それから、今、村でお世話になっている防衛等の補助金も視野にいれながら、なるたけ住民負担を少なくしましょうという観点から、今いろいろと精査をさせていただいているところでございます。

そんな中で、議員もご存じだと思うんですけれども、図書館という表立った建物というものは、防衛の補助金には対応できないということで、生涯学習センターの中に図書館を入れるということで、図書館を重要視しながら、これからも進めさせていただきたい。それで、先ほど申し上げましたように、財源としては、教育施設をつくるんだということで、1年間5,000万の基金を構築しまして、それを充てていきたい、こんなふうに思っておりますので、よろしくまたご協力のほどをお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 1年早く前倒しして建設するというのは、どうも無理なようですので、28年建設というのも、これ以上後にしないように、ぜひ今言った計画を遵守してほしいというふうに思うんです。そのことをお願いいたしまして、まだ少し時間がありますけれども、私の質問を終わりといたします。

○議長(高橋 正君) 以上で13番早坂通議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、7番南千晴議員の一般質問を許可いたします。

7番南千晴議員。

〔7番 南 千晴君登壇〕

○7番(南 千晴君) 皆さん、こんにちは。

今月、厚生労働省が平成24年人口動態統計の概況を公表いたしました。それによりますと、群馬県の出生数は減少し、出生率、合計特殊出生率ともに下降し、ともに全国水準を下回る結果となりました。本村の人口1,000人に対する出生率は7.7と、群馬県の平均7.6よりわずかに上回ったものの、全国平均の8.2を下回りました。

内閣府が発表する少子化対策に関する特別世論調査の概要によりますと、出生率について、我が国の将来に危機感を感じるかについて、危機感を感じているが平成16年では76.7%でしたが、平成21年には83%にふえております。また、少子化対策で特に期待する政策については、妊娠・出産の支援が平成16年には27%でしたが、平成21年には54.6%と倍以上にふえました。また、子供を持つ親にとって、あればいいと思う地域活動では、不意の外出のときなどに子供を預かる活動が13%ふえ、子育て家庭の家事を支援する活動が約11%増加しております。今後、いかにして子供を産み育てたくなるような環境を整えていくことが課題である中、時代とともに多様化するライフスタイルや価値観を受け入れる行政サービスも必要だと私は考えます。

今回もきめ細かい事業を充実させるため、また村民の皆様の声を伝え、村の考えをお聞かせいただきたく登壇させていただきました。以下、自席に戻りまして、質問を続けさせていただきます。

○議長(高橋 正君) 7番南議員。

#### 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) まず最初に、防犯灯についてお伺いしたいと思います。

今年度の予算には、防犯灯の維持管理費と新設のLED21基の予算が計上されておりました。この 21基、新設されるわけでありますが、これ以外にこの予算の範囲内で新設をすることというのは難し いのでしょうか。担当課長にお聞きします。

○議長(高橋 正君) 総務課長。

#### 〔総務課長 立見清彦君発言〕

- ○総務課長(立見清彦君) 予算の範囲内で、できる限り設置していきたいと考えております。 以上です。
- ○議長(高橋 正君) 7番。

#### 〔7番 南 千晴君発言〕

- ○7番(南 千晴君) それは、21基以外にもできる可能性があるということですか。
- ○議長(高橋 正君) 総務課長。

#### 〔総務課長 立見清彦君発言〕

- ○総務課長(立見清彦君) 現在、予算が工事費110万7,000円あります。見積もり等をとって、予算が余ればということじゃないんですけれども、21基よりできるようであれば当然21基より設置する予定でございます。
- ○議長(高橋 正君) 7番。

#### 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 榛東村の高渋バイパスが開通しまして、本当に村にとって、高崎へのアクセスがよくなりました。このバイパスの歩道部分には、歩行者と自転車道の色が分けられておりまして、自転車もきちんと通学なりができるような形になっております。本村の主要な道路においては、まだそこまで整備が行き届いていないのが現実ではありますが、バイパスに関しましては、交通量も今後ふえるといいなという部分もありますが、季節によって、やはり学校からの帰宅時に暗いために、高校生はそうでない、今までの道路を通っているというような話をお聞きしまして、せっかくアクセスのよい道路ができたのだから、明るければいいのにというようなお話を聞きました。

バイパスは、交差点のところに街路灯が県のほうで設置していただいておりますが、それ以外は真っ暗な状況であります。また、多くの児童・生徒の通学の交通というか、通学路にもなっておりますので、村民の安全のためにも、やはりこのバイパス沿いに防犯灯をつけていただけないかと私は思うんですが、予算の範囲内でできるのであれば、高渋バイパス沿いにぜひ、いろいろな部分からの要望等もあるとは思うんですが、こういった部分にもつけていただけないか、お考えをお聞きします。

#### ○議長(高橋 正君) 総務課長。

#### 〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長(立見清彦君) 高渋バイパスにつきましては、県道でありまして、道路につけるのは街路灯ということで、これは渋川土木のほうで設置します。防犯灯につきましては、村で行いますけれども、基本は、区長さんを通して要望を上げていただいて、区長さんが、ここの地区はここからつけてほしいという優先を聞いて、今のところはつけている状態であります。そのほかにも、通学路等の特別な理由のあるものについては、その関係機関からの要望が届いております。そういったものについて、予算の範囲内で設置していきたいと考えております。よろしくお願いします。

#### ○議長(高橋 正君) 7番。

#### [7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 防犯灯の設置に関しましては、各区からの要望ということで、今までも少しずつつけてくださっておりましたが、特に高渋バイパスの通っているところは、もう地区が限られていますので、なかなか年に1本ずつだと、かなり少ない防犯灯しかつかないんじゃないのかなと思っています。また、農作物への影響や明る過ぎるなど近隣の配慮も考えなくてはいけないということで、地域の皆さんの協力を得て、今後も村として設置をしていただけますようお願いいたします。

また、それ以外にも村民から要望が上がっていると思うんですけれども、なかなか予算、厳しい財 政状況の中、新しい防犯灯の設置はできない状況のように思います。またこの設置について、今後ど のような計画でふやしていこうと村は考えているんでしょうか。

#### ○議長(高橋 正君) 総務課長。

#### 〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長(立見清彦君) 防犯灯の計画でございますけれども、現在、63の要望が上がっておりま す。当然、担当課としましては、その予算を要求してまいりたいと思っております。

村内の暗いところの安全面について、できるだけ解消するのがよいと思いますけれども、やはり全てを解消するには相当の財政負担となりますので、今までどおり、毎年少しずつ、また要望のあるところをできるだけ設置していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(高橋 正君) 7番。

#### [7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 予算の範囲内の設置ということで、限りがありますが、足らないからといって、それで財政調整基金をどんどん使うこと、借金をふやせばいいということには、やはり私も、そういったことでいいとは思っていない部分もありまして、ただ予算負担を軽減できないかということで少し考えてみたり、いろいろ調べてみたんですが、実際に街路灯のスポンサーを募集して、そのスポンサーに企業名を街路灯につけるということで、スポンサーにとって社会貢献という部分で、その募集を行っているところがあります。本村でも、この防犯灯に関して企業等のスポンサー募集を行ったら、経費削減となるのではないかなと思うのですが、そのあたり、全部を全部村で負担するというよりは、そういった考えはいかがでしょうか。

○議長(高橋 正君) 総務課長。

#### 〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長(立見清彦君) 今、防犯灯のスポンサーの検討という話がありましたけれども、防犯灯に関しては、スポンサーの名前を入れる場所というのが本当に限られてしまうと思うんです。ただ寄附してくれるという、そういうところがあればいいのですけれども、周りの町村の、例えば渋川に聞いてみましたら、スポンサー、そういうのはありますかという話をこの前、電話で聞いてみましたら、まだ特にしていないということであります。うちのほうとしても、今後そういう研究はしてみたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(高橋 正君) 7番。

#### 〔7番 南 千晴君発言〕

- ○7番(南 千晴君) ぜひ研究していただきたいと思いますが、やはり経費節減等を考えますと、 そういったことも村としても考えていかなければいけないと思いますが、村長はいかが考えていらっ しゃいますか。
- ○議長(高橋 正君) 村長。

#### 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 先ほど課長が話されましたように、基本的には予算があればどんどんつければいいという問題ではございません。やはり規制がある中で、節度ある中で設置をしていかなけれ

ばというふうに思っております。

それには、今、お願いしております区長さんからの要望を最重点として、それの中で設置をさせていただく。そして、また区長さん方、あるいは住民から、ここは本当に必要であるというような進言がありますれば、それは現地に行ってよく確認をした中で、設置をさせていただくと。

それから、その費用の面について、スポンサーをどうですかという話ですけれども、今、なかなかスポンサーというのがあらわれないのが現状です。というのは、皆さんもご存じのように、封筒の裏に財源確保のために広告を入れさせていただいております。何社かの企業さんにはお願いして、今、やっているところでございますけれども、それも啓蒙してもなかなかふえてこないというような状況下でありますけれども、先ほど課長が言われましたように検討課題として進めさせていただきます。 〇議長(高橋 正君) 7番。

## 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、産前産後のママヘルプサービスについてお伺いしたいと思います。この件に関しましては、 平成20年12月に行われました定例会で、私のほうでも一度質問をさせていただいている件であります。 当時の答弁では、現在の家族や子育てのことを含めて必要性は感じているが、そういった中で榛東ら しさを出したものができないか検討したいというような答弁をいただきましたが、その後、なかなか 進んでいない状況であります。

そこで、近隣の類似事業についての実施状況がどのようになっているのか、事業の内容は結構です ので、実施の状況についてお答えください。

○議長(高橋 正君) 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

〇子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 県内では、該当サービスを高崎市、太田市、渋川市で取り組んでいることを確認しております。それぞれヘルパーさんが家事等を支援する内容となっております。高崎市の産後ママヘルプサービスは、社会福祉協議会からホームヘルパーさんを派遣するものです。太田市は、同市ファミリーサポートセンターへ事業を委託してママヘルプ事業を行っており、産前1カ月、産後3カ月未満の子のいる家庭を支援しております。同事業で派遣するヘルパーさんは、保健師や助産師などの有資格者及びファミリーサポートセンターの会員登録講習会を受けた方などとなっております。渋川市も、同市ファミリーサポートセンターで運営しているNPO法人へ運営の一部を委託して、産前産後サポート事業を実施しております。対象は、産前1カ月から産後6カ月の方となっております。

そういう3市が取り組んでいるという状況をお伝えします。

○議長(高橋 正君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 内容に関しても、私のほうでもいろいろ調べさせていただいたんですが、質問をした平成20年のときより、出産後、体が十分に回復していない母親の負担を軽減するため、また周りにそういった頼れる家族がいない方のために家事や育児を手伝う、こういったサービスをスタートさせており、特に高崎市では、事業の需要が増加しているということから、ことしからサービスの内容を広げるというような報道がありました。

本村においても、核家族化は進んでおります。また、多様化するライフスタイル、遠方からの転入 も考えますと、産前産後を母子だけで過ごす場合や、双子等の場合においても、近くに育児や家事を 手伝ってくれる家族がいない、そういった場合も考えられます。

村として事業を行うとしたら、どのような方法が考えられるかということで、私も村のいろいろな 事業のほうを調べさせていただきました。その中で、先ほど課長もおっしゃっておりましたが、渋川 市は、研修を受けた方が援助者という形で自宅に伺い、援助を行うわけですが、高崎市の場合は、ホ ームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行っています。

そのホームへルパーの派遣という部分では、現在、本村で行っています生活支援型のホームへルプサービスと共通をしている事業ではないかと私は思いました。特に家事援助という場合、介護保険のサービスの対象とならない方で、日常生活に支障がある高齢者に対して行っている事業でありますが、その部分を考えると、現在、この事業の利用者が2名ほどだというようにお聞きしましたので、そういったことからも、この事業を拡大、または同じような内容で母親支援という形で新設することができれば、本村で実施できる可能性があるのではないかと私は思うんですけれども、そのあたり、可能性をどう村は考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長(高橋 正君) 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 社会福祉協議会のほうにおりますホームヘルパーさんを活用して、その産前産後ママヘルプサービスをどうかというご質問でございますが、ちょっと、現在、社会福祉協議会さんのほうにおりますホームヘルパーさんのポジションといいますか、予算関係等をいろいろ、内容を精査しないと、ホームヘルパーさんという名前だからいいということではないと思いますので、そこら辺を研究しながら、ちょっと検討したいと思います。

以上です。

○議長(高橋 正君) 村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 課長が話されたのも1つですけれども、昨年から、議員もご案内のように、 開始した渋川ファミリーサポートセンターへの委託事業の普及とあわせて、産前産後の母親支援につ きまして、先進地の例を調べながら、本村にマッチしたシステムを考え、前向きに研究させていただ きたいと。そして、その中で、今、ご提案がありました生活支援事業も取り組みながら、考えながら、 やっていったらどうかなと、今、提言をいただきましたので、それらも重視しながら考えてみたいと、こんなように思います。

○議長(高橋 正君) 7番。

#### 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 先に県内でも実施している市町村がありまして、また、その市によっても内容ややり方も違っている部分もありますので、それが、では村としてどういう方向性でできる可能性があるのかという部分に関しまして、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

結婚、出産は個人の選択であって、プライベートなことでありますが、本当に少子化が進む中、ただ産めよふやせよでは何の解決にもならないと私は思っています。いかにして子供を生みやすい、安心して産みたくなるような環境をつくっていくのか、そのためには一つ一つの事業を積み重ねていくことが大事だと私は考えますので、ぜひ村としても考えていただきますようお願いいたします。

続きまして、障害福祉の地域生活支援事業についてお伺いいたします。

市町村で行っていますこの地域生活支援事業には、さまざまな事業がありますが、今回は、その中でも移動支援についてお伺いしたいと思います。

平成22年4月から、障害者福祉サービス等に係る低所得者の利用者負担が無料となったことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることになっている、この地域生活支援事業に係る低所得者の利用負担の見直しを行っている自治体があります。この中で、榛東村において、移動支援に対しまして、村民非課税世帯、低所得者世帯の利用の負担に関しまして上限額が定められていると思うんですが、それが近隣市町村と比較した場合、どのようになっているのか、その状況を説明願います。

○議長(高橋 正君) 子育て・長寿支援課長。

## 〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 移動支援事業というのは、屋外での移動に困難がある障害者及び障害者に対して外出のための支援を行うものです。利用者負担は市町村が独自に定めるものでございますが、これにつきましては、先ほど議員さんもおっしゃったとおり、平成22年4月から障害者自立支援給付の内容が改められまして、非課税世帯の利用者負担上限額をゼロ円としたことから、それに伴いまして、周辺自治体においても、それを同調するように改めた市町村が多く認められます。以上です。

○議長(高橋 正君) 7番。

## [7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) できれば実際に村と周辺の上限額の比較等を話していただきたかったんですが、榛東村は上限額、非課税世帯が1万5,000円ということで、近隣は無料ということになっているところが多いというお話で、近隣との村の設定の利用者金額がちょっと違うなというところに関して、疑問を持ちました。低所得者の利用負担を無料にしているところが多い中、やはり本村も近隣の市町

村と同様に見直すべきではないかと私は思うわけですけれども、村長はいかが考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長(高橋 正君) 村長。

#### 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) お答えさせていただきます。

当該制度を創設した後、本村のように、議員が指摘するように、改めていません。そんな中で、非常に各市町村とも、そういう議案について支援事業の利用者負担を上限とした中での改めをしているというお話は聞いております。ですから、榛東村としても、提言がございましたので、それについては、これから研究をさせていただくということでございます。

○議長(高橋 正君) 7番。

#### [7番 南 千晴君発言]

- ○7番(南 千晴君) 研究していただけるということで、この地域生活支援事業は、そのほかにも 日中一時支援等もありますので、移動支援にかかわらず、この地域生活支援事業の各細かい事業の料 金に関して、やはり一度全体で見直す必要があると思いますが、そこも含めてお願いできますでしょ うか。
- ○議長(高橋 正君) 村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

- ○村長(阿久澤成實君) 議員がおっしゃるとおり、移動支援事業、あるいは日中一時支援事業というのが、いろいろ事案にありますから、それらも含めて、村に合ったシステムの中で改善を考えてみたいと、こんなふうに思います。
- ○議長(高橋 正君) 7番。

## 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 障害者及び障害児が自立した日常生活、または社会生活を営むことが榛東村 でもしっかりできるように、今後も事業の充実に取り組んでいただきたいと思います。

次に、自然エネルギー事業の白子の海ソーラーポートについてお伺いいたします。

まず、本年の2回臨時会にて、工事請負契約の議案が提出されました。以前、中学校の解体工事の 請負契約の議案でも工期が明記されておらず、今回もなかったんですが、正式な工期についてまず説 明を求めます。

○議長(高橋 正君) 総務課長。

## 〔総務課長 立見清彦君発言〕

- ○総務課長(立見清彦君) 工期でございますけれども、議会の議決のあった日から平成25年6月28 日まででございます。
- ○議長(高橋 正君) 7番。

#### 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 今月末にでき上がるということがわかりました。

次に、工事の、当初、基礎の部分で杭打ちに関して、思った以上に、その土地がかたかったので、 地盤がかたかったということで、変更になったというようなお話をお聞きしたんですけれども、特に 議会の議決を得た工事なんですが、その後、変更に関する契約等が提出されていないんですが、それ は変更契約等は行ったのか、その辺りお聞きいたします。

○議長(高橋 正君) 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

- ○総務課長(立見清彦君) 契約変更、設計変更はしておりません。
- ○議長(高橋 正君) 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

- ○7番(南 千晴君) 杭の打ち方が変わったということは、設計書、内訳書が普通は変更になるのではないかなと思うのですが、なぜ、そのあたりは行わないんでしょうか。
- ○議長(高橋 正君) 総務課長。

## 〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長(立見清彦君) 昨年12月20日の全員協議会において、シャープの太陽電池で、シャープ 株式会社の配線技術で、かつ42円を確保と承認していただきました。その後、1月10日の臨時議会までの間に、それまで村長がお伝えしてまいりました工法工種で見積もり入札を実施しましたが、ご案 内のように42円を確保するため、地積測量、地質調査等もできない状態でしたが、ソーラーパークのアルミ材を使った杭打ち工法とお伝えしてまいり、1月23日、仮契約、1月30日、臨時議会で承認をいただき、おいおい本契約となりました。

具体的には、契約前は地質調査未実施であり、その成果をもって確定するという仕様書になっております。ソーラーパークの部材をめどにして進め、地質調査の結果、現在の工法に至りました。このようなことから、シャープ株式会社の自然エネルギー普及推進の立ち位置から金額変更を行わず、本村の仕様相当の仕上がりとなっております。

以上です。

○議長(高橋 正君) 7番。

## [7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 仕様相当の仕上がりと、確かに工事に関して、例えば業者がもっといい製品があるよと提案した場合、変更承認で同じような、同等と認められるものに関しては、その変更がという部分に関しては私も理解はしているんですけれども、工法が変わったということは、例えばアルミ材での杭打ちができなくなって、周りをコンクリートで固めるとなれば、そのコンクリートがどのぐらい、何立米必要なのか、そのあたりも普通、設計書の内訳書には記入してあるはずだと思うんで

すが、そうすれば、そこが実際変更になるわけですよね。それなのに、そこをしていないという部分 に関してかなり疑問があるんですが、要は設計書どおりに工事は行われているという認識なんですか。 それとも、当初の設計書や内訳書にそこまでの細かい部分が記載されていないということなのか、お 聞きしたいと思います。

○議長(高橋 正君) 総務課長。

#### 〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長(立見清彦君) ご案内のように、工事につきましては、委託して設計会社を入れておりません。したがって、工事につきましては、細かいところまでは指定をしておりません。仕様書でほとんどうたって、そういう形になって設計しております。

以上です。

○議長(高橋 正君) 7番。

## 〔7番 南 千晴君発言〕

- ○7番(南 千晴君) コンサルが委託で設計書をつくっていないということですが、それでも設計書というのは、見積もり入札してもらうときに村からも出しますよね。その部分に、そんな細かい部分までは明記されていなかったということですか。
- ○議長(高橋 正君) 総務課長。

## 〔総務課長 立見清彦君発言〕

- ○総務課長(立見清彦君) 仕様書で、こういう仕様書でうたっているだけで、細かいところまでは しておりません。
- ○議長(高橋 正君) 村長。

#### [村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) 現場の杭打ち工法でするということは、ご確認しておられたというふうに 思います。

それで、現場での杭打ちができなかったというのは、ご案内のように、あそこは、杭が打てなかったという、現場の調査の結果わかりました。そのために、設置する場合には、今までどおりにすると地耐力が不十分だということが認められる場合には、適切な基礎工事を選択しなければならず、追加費用が発生する場合においては事業主と協議の上で取り決めるという、先ほど課長が話されましたように、そういう内容では確認をさせていただいております。その中で、どうしても杭打ち法ができないということでお互いに協議をしまして、そして、プラスマイナスゼロ費用だということで、全部をコンクリで固める工法に変えたということでございます。

○議長(高橋 正君) 7番。

## 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) プラスマイナスゼロという部分に関しましては、企業努力という部分でやっ

てくださる場合もあるのかなと、これは予想というか、そういうふうに思っているところでありますが、でも、実際に材料とか、そういった部分が変わったのであれば設計書は変わるわけで、それが行われていないというのはかなり疑問といいますか、その部分に関してちょっとよくわからない状況でありますが、当時、42円の固定価格の買い取り制度に間に合わないということで、約1億9,000万円の随意契約を行ったわけでありますが、本当に工事の契約までしなければ、この認定を受けることができなかったのか。契約までしなくても、できる可能性はなかったのか、お伺いいたします。

○議長(高橋 正君) 村長。

#### [村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) 議会に説明したとおり、いろいろな申請や、それから許可等が随時出てきました。そんな中で逆算した中では、本当に最低限の期日でもって皆さんにご了解をいただいたのが1月30日でございます。一般企業がその42円に飛びつくというのは、12月の申し入れで企業は断っております。そんな中で、行政も皆さん方のご協力を得ながら、1カ月後ではありましたけれども、42円の売電価格に間に合ったということは、本当に綱渡り的な期日ということで、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長(高橋 正君) 7番。

## 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 認定をしていただくのに、これが契約をしなければならないというようなことだったんですが、今、高崎市で、県内最大のメガソーラーを倉渕に建設することで動いていることは、新聞報道等でも皆さんご承知のことだと思います。本村と同様に42円、税別40円で3月末に経済産業省から認定を受け、進めているということです。高崎市は、認定を受けた後、4月に業者の募集の公告と募集要項説明を開き、今月末からプロポーザル審査を行い、業者の選定を行うということでありました。公募では42円に間に合わないと村のほうではおっしゃっていましたが、現に認定を受けてから公募を行っている自治体があります。この話を聞きますと、榛東村でもプロポーザル方式や公募を行うことができたのではないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長(高橋 正君) 村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 私どもは、その事業について、自主財源確保を一番の目的に上げておりました。その中で、一刻も早くそういったものをつくり、そして立ち上げていきたいと、皆さんのところにもご案内が行っていると思うんですけれども、7月1日から事業が始まるというスピーディー感を持った中での財源確保ということで、その方向で進めさせていただいたところでございます。

○議長(高橋 正君) 7番。

## 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 答えがちょっと、プロポーザル方式もできたのではないかと、高崎市もやっ

ているので、榛東村も認定を受けた後に入札、公募ができたんじゃないんですかというような質問なんですが。

○議長(高橋 正君) 村長。

#### 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 村としては、それは1つも考えておりませんでした。先ほど言いましたように、いち早くその42円の価格が決まった、その権利を得た中で、早くにその工事に取りかかり、そして事業を開始したいということで、その今言うプロポーザル方式というのを取り入れなかったところでございます。

○議長(高橋 正君) 7番。

#### 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 緊急の必要により競争入札に付することができないということで随意契約をして、その緊急の必要が42円の固定価格買い取り制度に間に合わないということだったんですけれども、随契しなくても、その認定を受けている自治体があるということは、やはり企画競争、公募によって競争性や透明性を確保する方法で事業を進めることができたんじゃないかとやはり思ってしまうんですけれども、それは違っておりますか。

○議長(高橋 正君) 村長。

## [村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) 議員がおっしゃるように、やり方としてはそういう方法もあります。そして、先ほどから申し上げましたように、当村では、緊急性を要するという中で、その製品をいち早く、逼迫しているというような中で、注文もしなければという内部事情もございました。そんな中で進めさせていただいたというところでございます。

○議長(高橋 正君) 7番。

## [7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) また、この再生可能エネルギー発電設備の申請には、変更認定申請書というので、認定を受けた後に、例えば何キロワットだとか、そういった設備の構造図、配線図の変更の申請も行うことが実際できるわけでありますから、認定を受けた後、そういった部分に関しても、もし変更があった場合できたわけだから、やはり公募、またはプロポーザルできたはずだと思うんですが、当時、副村長は、公募をしては間に合わないと言っていましたけれども、本当にそれをやっている自治体があるわけですから、間に合ったんじゃないんでしょうか。

○議長(高橋 正君) 萩原副村長。

## 〔副村長 萩原貞夫君発言〕

〇副村長(萩原貞夫君) 議会の大方の流れは、議員も当然ご承知のとおり、我々も最善の努力をさせていただきました。

その中において、当時、東電に申請するのには、申込書だけではなく、設備仕様書だとか設計書だ とか、そういうふうなものを全てそろえて提出をしないと認可がいただけません。したがって、当時、 事務局というんですか、榛東村においては、それだけの図面をつくるだけの能力はございません。し たがって、そういうふうな中から、シャープさんにお願いをしながら、それを出していくという。た だ、契約もあるけれども、線を出していかないというと、民間事業者さんはなかなかそれまで出して くれないというふうな状況下にありました。当時の緊急性というようなことの非常に厳しい状況の中 にはあったんですけれども、それを経済産業省に認定、要するに番号をいただいてから、さらに東電 のオーケーをとらないと、これは接続が不可能というふうなことになってまいります。したがって、 普通ですと、一番最初のところで、接続の申込書をして、前にも申しましたけれども、3カ月間とい うのが事前協議の日数なんです。普通の場合は。それを上の問題もあったことなんで、顔見知りとい うようなこともありまして、何とかというようなことで前倒し前倒しをお願いしながら、東電さんの 協議というものをいただきながら、そして、何とかなりましょうとなるというようなことで、経済産 業省に出されたのが、その出す段階では、やはり今お伝えしたとおり、その仕様書だとか、そういう ふうなものを一切そろえて出さないと、これはもうやる気があるのか、ないのかということで、まず 没になると。それで、それを受けて初めて東電ともう一度正式の協議が始まるというのが、普通の流 れになっております。

今、議員がおっしゃるのは、ほかのそういうふうな電気の設計図、そういうふうなものができるところなら、恐らく工事の担保とそれができれば、事前にできた場所も何カ所か恐らくあると思います。 そういうふうな中から、当村においては、それだけの能力は持ち合わせておりません。

○議長(高橋 正君) 7番。

#### 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 見積もり入札をしたときに、村から設計書を出して、それに対して見積もり入札をしていただくんだと思うんですけれども、今の副村長の話だと、設計書、その仕様書を業者につくっていただいたようなお話で、私、そのあたりが、普通の村が進める工事との進め方とはちょっと違っているんじゃないかと、行政が今まで行ってきた、例えば庁舎建設だったり、そういった部分に関してと、やり方が余りにもちょっと違うのではないかなと。議会に対する説明も含めてそうなんですけれども。まして、今回は議会の議決を得るという高額な工事でありまして、議会の説明はもちろんですが、本当に間に合わない、急だといったような事業の進め方をしていました。そのことに関して、今後、執行部で振り返り、それを今後に生かしていただきたいと思うんですが、そのあたり執行部として、ほかに実施している自治体があるわけですから、そのあたりを研究するなり、もう一回、自分たちのやり方を見直す考えはないんでしょうか。

○議長(高橋 正君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 見直す考えはございません。というのは、随意契約をさせていただいたときには、皆さん方にはいろいろと説明をさせていただきました。その中で、後にわかったことですけれども、産業省の発表によりますと、メガソーラー級で1キロワットの工事代というのが35万円かかる。それから、メガ級では45万かかりますよという指数が出ました。そんな中で、榛東村でも、それに当てはめて掛けてみますと、非常に安くできたのかなという思いはありますので、村益にかなったということで、変更することはございません。

○議長(高橋 正君) 7番。

#### [7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) その進め方について執行部として振り返ることはないのかというような質問 だったんですけれども、実際に認定を受けた後、プロポーザル方式を行える自治体があるということ は、そういったことが可能だということだと私は思っております。

また、随意契約に関しましては、随意契約の公平性、透明性を図ることを目的とし、特に今回のような1社随意契約、金額が高額な契約については、やはり随意契約をした理由等をホームページ等に公開するべきだと思います。そういったことをしている自治体もありますが、村としては、そういったことをしていく考えはないんでしょうか。

○議長(高橋 正君) 村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

- ○村長(阿久澤成實君) その件につきましては、今回の広報で出す予定になっております。
- ○議長(高橋 正君) 7番。

### 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 随意契約の理由等を広報で出していただくというお話でございます。

今回、この事業に関しましては、本当に急だとか、間に合わないというような形で、議会の説明も、 議員の中でも十分納得していない中で進められてきた部分があるかと思いますが、今後も事業を進め るに当たって、しっかりと説明をしていただきたいと思っております。

#### [発言する声あり]

○議長(高橋 正君) 暫時休憩します。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。

## 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 議員必携にあるように、執行機関の行財政の運営、またその事務処理、事業の実施が全て適法適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、

監視することも議会の大切な使命と議員必携にも書いてありました。私もそのとおりだと思いますので、こういった部分、使命を果たしていきたいと思っております。

次に、幼稚園について伺います。

以前より、幼稚園の預かり保育について質問を重ねさせていただきました。3月の定例会において も、村長も来年度から預かり保育の時間を拡大したいとおっしゃっておりましたが、大きな時間の延 長に関しましては、幼稚園の体制の整備が必要だと考えております。また、検討も必要だと思います。 しかし、今回、夏休み前に改善していただきたく質問をさせていただきます。

預かり保育は、現在、通常、朝8時より開始されておりますが、しかし、夏季休業、冬季休業及び 学年末休業日に行う預かり保育は、朝の8時半から4時ということになっております。この通常と休 業中が朝30分違うというわけなんですよ。この朝30分の違いについて、保護者の方より、就業をして いる場合、子供の夏休みだからといって、なかなか30分出勤をおくらせるということは非常に難しく、 せめて同じ8時からにしていただけないかといったお話をお聞きしました。全体の延長に関しまして は今後検討を行っていくということでありますが、この休業日の一時預かり保育について、8時から 延長していただきたい、できればことしの夏季休業に間に合うように延長していただきたいと思いま すが、いかがでしょうか。

○議長(高橋 正君) 清水誠治学校教育課長。

## 〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長(清水誠治君) 今後、預かり保育時間の見直しにつきましては、幼稚園長、主任教員の意見、また保護者ニーズの把握を行いながら、検討をしてまいりたいと考えております。

現在の早朝預かりにつきましては、北幼稚園ではございません。南幼稚園で3名となっております。 今回の南議員のご質問を受けまして、幼稚園の対応について伺ったところ、昨年度の休業期間中にお きまして、保護者から、8時から対応ができないか相談がございまして、8時から早朝預かりを行っ て柔軟な対応を図ったとのことでございます。

今後、休業日の早朝預かり保育時間の見直しにつきましては、保護者ニーズの把握などを行いまして、対応を検討してまいりたいと思います。

○議長(高橋 正君) 7番。

## 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 柔軟な対応をしてくださったということで、感謝申し上げますが、村の条例 といいますか、そこにはやはり8時半という形で始まっておりますので、そのあたりはやはり8時という形で改正していただければと思っております。

また、預かり保育については、今後、来年度以降の延長を検討していくというお話でありましたが、 ただ長くして、保育園の受け皿としてだけの幼稚園であればいいのかという問題だけではないと私は 思っておりまして、やはり幼児教育の中身や体制も必ず充実させていただきたいと考えます。 また、昨年12月の定例会にて、私のほうで子ども・子育て支援計画の策定と子ども子育て会議の設置について伺わせていただきました。私は、本村の幼稚園と保育園の現状が、果たして本当に地域の子育てに関するニーズに合っているのか、またこれから子育てをしていく世代に合っているのか、預かり保育や満3歳児入園を含めて、やはりこの子ども・子育て会議において見詰め直し、きちんと計画を策定し、進めていくべきではないかと思いますが、そのあたりは村としてはどう考えているんでしょうか。

○議長(高橋 正君) 学校教育課長。

#### 〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

- ○学校教育課長(清水誠治君) 先ほど議員さんから申されました計画等につきましては、子育て・長寿支援課のほうで今年度実施していくものと考えておりますが、保育園、幼稚園のほうを合わせまして、今後、村民ニーズの把握等を十分に行って、計画を進めてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(高橋 正君) 7番。

#### [7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 子ども・子育て会議の設置に関しては、市町村の判断で委ねられているということで、こういった部分に関して、しっかりと村として考えていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(高橋 正君) 以上で7番南千晴議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。午後の会議は1時より再開いたします。

午前11時51分休憩

\_\_\_\_\_\_

午後1時再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続いて、一般質問を行います。

質問順位4番栁田キミ子議員の質問を許可いたします。

10番栁田キミ子議員。

#### 〔10番 栁田キミ子君登壇〕

○10番(栁田キミ子君) 皆さん、こんにちは。10番栁田キミ子です。

国政を変えることができる国民として一票を行使できるチャンスである参議院議員選挙が、7月に 予定されています。安倍政権の最大の売り物は経済政策アベノミクスですが、国民の実感としては、 76%が景気回復を感じることができないとの世論調査の結果が出ております。

地方自治は、国の悪政から住民を守る防波堤の役割があります。住民が主人公の村政を目指し、今回の質問をいたします。続きは、自席にて行います。

○議長(高橋 正君) 10番柳田議員。

[10番 栁田キミ子君発言]

○10番(栁田キミ子君) それでは、通告書に基づいて質問を進めさせていただきます。

まず最初に、安全な飲料水の確保をということであります。

福島第一原発事故によりまして放射能汚染が心配されましたけれども、幸い、この間の測定結果では、本村の飲料水からは検出はされておりませんでした。

ここで改めて、本村の飲料水について、水源を含めて供給状況を、現状を聞かせていただきたいと 思います。

○議長(高橋 正君) 久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

〇上下水道課長(久保田勘作君) それでは、安全な飲料水の確保ということで、現状についてご説明申し上げます。

榛東村の上水道事業につきましては、平成20年度に第4次拡張事業認可を受け、平成37年度を目標 年次と定め、計画給水人口、最大で1万7,700人、計画1日最大給水量1万700トン、日量、現在水道 事業を運営しております。

施設につきましては、浄水場6カ所、中央配水池1カ所となっております。

水源につきましては、榛名白川表流水、桃泉表流水、新幹線湧水及び県央第一水道水浄水を水源としております。なお、表流水であります榛名白川水源及び桃泉水源につきましては、大雨等による水質汚濁やクリプトスポリジウム等による水質が懸念されるため、現在は予備水源としております。

新幹線湧水の水質基準につきましては、毎月定期検査、大腸菌一般細菌等の定期検査、それと年1 回の全項目検査、これは50項目の水質検査をしております。それと、放射線検査につきましては、新井、長岡浄水につきましては月1回水質検査を実施し、水道水としては適合という結果になっております。

また、県央第一水道水につきましては、水源を利根川上流からの群馬用水路より取水して、ろ過し、 浄化した水質基準に適合した安全な水道水を日量3,480トン受水し、各浄水場へ給配水しております。 平成24年度の総配水量につきましては210万トン、これに対しまして、県央の受水量につきまして は125万トン、約6割の割合となっております。

なお、緊急時の事故対応につきましては、水道利用者への周知徹底を図るとともに、給水の確保及 び関係部局との連携により緊急対応を実施し、職員一丸となって早期の復旧に努めてまいります。 以上です。

○議長(高橋 正君) 10番。

[10番 栁田キミ子君発言]

○10番(栁田キミ子君) 今、課長のほうから榛東村の水源を含めての飲料水について説明してい

ただきました。その水源の中で、湧水と、それから県央水道の2つが、給水量としましても大きな2つに分かれるかと思うんですけれども、湧水につきましては、できれば湧水が十分に豊富であれば、湧水だけでいいのではないかというふうに考えておりますけれども、現状では、湧水と、あとブレンドをして使っているというふうに聞いておりますけれども、そのブレンドをする目的と、それから効果というのはどういうものがあるから、そのブレンドをして使っているのか。まず、その1点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(高橋 正君) 上下水道課長。

#### 〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

〇上下水道課長(久保田勘作君) ブレンドにつきましては、県央水道との契約によりまして、日量 4,100トンの受水契約がありますので、それに基づきまして、日量、現在のところ3,480トンを受水しております。これにつきまして、受水した水につきまして、各浄水場、5浄水場へ給配水をしております。

それと、なぜブレンド、これにつきましては、効率的な事業運営を実施するということで、安心・ 安全な安定供給のために現在、県央水道を受水し、配水をしております。

○議長(高橋 正君) 10番。

## [10番 栁田キミ子君発言]

- ○10番(柳田キミ子君) 今の課長の説明プラス、ブレンドをするということは、例えば本当でしたら、新幹線湧水というところでの、湧き水だけで飲料水というふうになればいいのではないかなというふうに思うんですけれども、その湧水だけでは、やはり給水、飲料水として賄い切れないという理由もあるというふうに理解してよろしいでしょうか。
- ○議長(高橋 正君) 村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

- ○村長(阿久澤成實君) 一番の原因は、価格が違うんです。 1 リットル当たりのかかる、取得する 価格が違うので、今のところ、県央水道のほうを多く使っているということでございます。
- ○議長(高橋 正君) 10番。

## [10番 栁田キミ子君発言]

- ○10番(柳田キミ子君) そうしまして、そのように湧水と、それから県央第一水道から給水をしているお水を、それぞれの浄水場、どこに所在している浄水場が、5カ所というふうに課長の説明がありましたけれども、その5カ所を教えていただけませんでしょうか。
- ○議長(高橋 正君) 久保田上下水道課長。

## [上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長(久保田勘作君) 県央水道の給配水しておる浄水場につきましては、新井浄水場、南部浄水場、桃泉浄水場、梨子木平浄水場、北部浄水場になっております。新長岡浄水場だけにつき

ましては、新幹線湧水のみとなっております。

○議長(高橋 正君) 10番。

#### [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) なかなか水、私たちが飲んでいる一番身近なことのわけなんですけれど も、どこからどういうふうに来て、どこから自分の口に入ってくるのかというふうなこととかが、な かなか分からない部分、見えない部分があるということで、この機会にと思って質問をさせていただ いております。

例えば、県央水道の水をやはり買って、そして湧水とブレンドをして使う、それはやはり県央水道との約束といいますか、契約というか、そういうのがあって、県央水道を全部買わないというわけにいかないというふうな今までの成り行きといいますか、そういうものがあるので、ずっとこれからもそういうふうな形でということになるというふうに理解してよろしいんでしょうか。そうでなければ、それでもう一つ、新幹線の湧き水だけでも十分榛東村の飲料水は賄えるのか、その2点について回答をお願いしたいんですけれども。

○議長(高橋 正君) 久保田上下水道課長。

## [上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長(久保田勘作君) 上水道の給水エリアというのが各浄水場ごと、6に分かれております。浄水場ごとのエリアになっているものですから、新幹線湧水だけで全て賄える状況になっておりません。場所によっては県央水道を入れないと、受水エリアが賄えない状況になっております。

2系統利用していることに関しましては、当然のことながら経済的に安定供給を図る、またそれと 安全確保という面からして、1系統だけでなくて2系統、さらに水源、表流水も確保した上での3系 統を確保して、配水をしております。

以上です。

○議長(高橋 正君) ちょっと暫時休憩します。

午後1時12分休憩

午後1時14分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 各浄水場ごとの水源については課長のほうから説明させますけれども、何 しろ先ほど申し上げましたように、給水原価というのが、湧水のほうが立方当たり147円50銭、それ から県央のほうが52円50銭なんです。それと同時に県央のほうは、安いから、では全部使うというわ けにはいかないので、使う量というのが約束されておりますので、ですから、その足らない分につい てのあれを湧水で賄っているというような状況でございます。

あとは課長のほうからします。

○議長(高橋 正君) 上下水道課長。

#### 〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長(久保田勘作君) 浄水場ごとの水源につきましてご説明申し上げます。

新井浄水場につきましては、新幹線湧水、それと県央水道の水を受けております。南部浄水場につきましても、新幹線湧水と、50%ほどは県央水道。桃泉浄水場につきましては100%県央水道。それと、梨子木平浄水場につきましては新幹線湧水のみ。北部浄水場につきましても、50%ほどは県央水道と新幹線湧水となっております。長岡浄水場につきましては、全て新幹線湧水となっております。水源につきましては、以上です。

○議長(高橋 正君) 10番。

## [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(栁田キミ子君) ありがとうございました。

私の認識が、湧水のほうが安いのかと思いましたら、単価的には県央水道のほうが随分安いという ふうなことで、課長の安定的な供給というふうなことも含めて、県央水道、それから湧水を使ってい る現状というふうな説明がありました。

最後になりますが、担当部署として、安全という面に関しましては、引き続き検査を実施、定期的 にしているということで、不検出というふうなこともありまして、安全であるというふうなことは大 丈夫だろうというふうに思います。

それで、担当部署として、安くておいしい水を榛東村に提供をしていくというふうな観点から、今まで回答していただいたほかに、こういうふうに心がけてこれからやっていきたいというふうな心構えというのがありましたら、一言お願いしたいんですが。

○議長(高橋 正君) 村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 今、村には水道組合というのがございまして、その水道組合で、いろいろと皆さん方のお世話になっている、村にもお世話になっているということで、年に1回、浄水場の周りの草刈りとか、それからいろいろな缶拾いとか、そういったものを自発的にやらせていただいて、浄水場の環境整備にも業者さんから自発的にしていただいている事案もございます。それから、職員も時間を見つけて、いろいろな環境整備等に努めているというところでございます。

○議長(高橋 正君) 10番。

[10番 栁田キミ子君発言]

○10番(栁田キミ子君) ありがとうございました。 それでは、次の質問に移ります。 障害者、高齢者の外出手段についてというふうなことですけれども、榛東村では、平成22年10月1日から、それ以前のデマンドバスの試行運行を終えた段階で、福祉タクシー利用助成制度というのを開始されました。約2年7カ月余りが経過しているかなというふうに思いますが、その福祉タクシー、高齢者、車を運転しないというふうな方たち、それから障害者の方たち、タクシー券利用助成制度がどのような形で利用されているか、その状況についてまず説明をお願いしたいと思います。

○議長(高橋 正君) 子育て・長寿支援課長。

[子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言]

〇子育で・長寿支援課長(青木 繁君) 先ほど議員さんがおっしゃられたように、平成22年10月1日からスタートした、この福祉タクシー利用助成制度につきましては、その受付的役割を民生児童委員さんに担っていただいております。民生児童委員さんを通じて利用希望者から村へ提出された申請書は、内容を精査の上、必要と判断された方へ1枚500円相当のタクシー利用券80枚を1年間分として送っております。ただし、年度途中から、例えば4月ではなくて5月からスタートした方であれば75枚といったぐあいに利用枚数を減じております。

利用者がタクシー利用券を使うのは、タクシーから降りる際の精算時となります。運賃未満であれば、複数のタクシー券が使えます。タクシー利用券を預かったタクシー会社は、毎月利用券をまとめ、請求書に添えて村へ提出し、村は請求額に基づいて支出する仕組みとなっております。

平成24年度において、利用者数は111人、総発行枚数8,295枚、利用枚数は5,784枚、利用率は69.7%、村がタクシー会社へ支出した金額は289万2,000円でした。利用できるタクシー会社は現在27社ありますが、24年度中使われた会社は18社となっております。

以上です。

○議長(高橋 正君) 10番。

## [10番 栁田キミ子君発言]

- ○10番(栁田キミ子君) 福祉タクシー券を降りるときにタクシー会社の運転手さんにわたすわけなんですけれども、このタクシー券で賄える金額というのは、初乗り料金の部分だけというふうな理解でよろしいでしょうか。
- ○議長(高橋 正君) 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

〇子育て・長寿支援課長(青木 繁君) 制度を開始した当初、22年10月のときには初乗り料金という仕組みでしたが、24年度がスタートする前に利用者からアンケートをとったり、また検討委員会を設けまして審議した経緯があります。それから、経緯から1回の利用につき500円券が複数使える内容へ改めております。

以上です。

○議長(髙橋 正君) 10番。

#### [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(栁田キミ子君) それが、課長が先ほど話をしてくださいました、平成24年度の実績が8,295枚で289万2,000円という、それでよろしいわけなんですか。はい、わかりました。

いろいろ、買い物に行くにしても、それから病院に行くにしても、外出手段を持たない高齢者の方にとって、この福祉タクシー券の利用というのがきちんと本当に利用されて、利用する側にとっても、趣旨がきちんと理解されて利用が進むといいかなというふうに思っております。

最後になりますけれども、課長のほうでも村長でもいいんですけれども、これまで2年7カ月余り たっておりますけれども、その間の取り組み、それから状況とかを踏まえて、これからの課題という ふうなことでは、何か考えていることがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長(高橋 正君) 村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 24年度から改正して非常によかったと言われている成果は、先ほどから課 長のほうから話されております。そして、初乗り運賃を710円で定めて、そのほかは実費ですよとい うときから比べますと、その500円を複数使えるということになってきたのを23年度から比べますと、 利用枚数が2.4倍になっているんです。それで、しかも利用者も14%ほど伸びてきています。

これからも、利用者や関係者の意見を聞きながら、やはり改善できることはみんなして話し合いながら、その中からいい意見を出していただいて、高齢者の足を確保したり、いろいろな面で使っていただければなというふうに思っておりますので、またいろいろとご意見がありましたら、どんどんと提案していただきまして、それをまた審議会にかけて、改善しなければならないものについては、やはり改善していくという姿勢でおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(高橋 正君) 10番。

## [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) ありがとうございました。どうぞこれからもよろしくお願いいたします。 次に移ります。

歩道の整備というふうなことについてなんですが、最初は、通学路というふうに狭いふうに考えて 私、ちょっと思っていたんですけれども、そうではなくて、学童も含めて、それから一般の方も含め てというふうなことで、歩道の整備というふうな形で、提起をさせていただきたいと思うんですけれ ども。

それにしましても、北小校区の通学路のところでどうか、それから、南小学校の通学路のところでどうなっているかというふうなことをちょっと調べてみましたら、例えば、やはりここが学童の、子供たちが通る通学路的なところだというのは、グリーンベルトというのが以前からありまして、本当に一目瞭然で、車で急いで運転している方でも、そのグリーンベルトを見ると、やはりここは子供たちが通学路のときとかに通るので、注意をしなければいけないというふうな注意喚起にも役に立って

いるのがグリーンベルトだと思っているんですけれども、少しちょっと村の中を、もちろん県道のところではないとは思うんですけれども、県道に至るまでのところでグリーンベルトになっているところが、なっているところと全然、例えば広馬場ですと、私が住んでいる19区のところは、ずっと渋川安中線の青木屋商店までの県道縦道はきちんと、歩道といいますか、溝ぶたなどがきちんと整備されているというふうなこともあるんですけれども、そこはグリーンベルトがはっきりときれいになっているんですけれども、あとのほかのところは、長岡のところから中道というんですか、グリーンベルトを見かけたところもあるんですけれども、本当にグリーンベルトが通学路、たしか通学路だとは思うんですけれども、ここはないとか、ここはこうだというふうな形で、ちょっと統一に欠けるように思われるんですけれども、その辺の現状についてはどういうふうになっているでしょうか。

#### ○議長(高橋 正君) 総務課長。

## [総務課長 立見清彦君発言]

○総務課長(立見清彦君) グリーンベルトの現状についてということでございますけれども、現在、見てわかると思うんですけれども、結構もう消えかかっております。そういったことから、ことしグリーンベルトについて、多少の予算を計上させていただいております。当初は南北小学校付近を多少1,600mぐらいを予定していたんですけれども、南小周辺につきましては、下水道工事関係で道路改良が近いうちに行われるということでありますので、ことしにつきましては北小学校をメーンに、予算の範囲内でグリーンベルトの消えかかっているところを中心に工事をしていきたいと考えております。以上です。

#### ○議長(高橋 正君) 10番。

### [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) 通学路的なところで、例えば北小学校区のところの、そのまま5区のコミセンからずっと下がっていって、そのまま行けば、高渋バイパスの大藪の交差点に至る、そのところの近所に住んでいる小学生を持つ父母の方から、通学路の整備のことについては、本当に白い線は道の端、脇にあるんだけれども、もう、その白い線から道路がなくなるところまでは、もう本当に少ししかなくて、どこを歩けばいいんだみたいなことなんかもあるんですけれども、例えば、そこの5区のコミセンの南東側のところ、お母さんから言われているんですけれども、どんどん下がっていって右側の部分につきまして今後の、例えばこういうふうに通学路を整備していくというふうなことに関しましては、いろいろな、北小学校区の中ではこの部分と部分、それから南小学校区のところではここの部分をこういうふうに整備していく予定で、25年度予算要求をするとまでちょっと書いてあったものをちらっと見ました。そういうふうにはっきりとした箇所、例えば南小校区ではここの部分とこの部分、それから北小校区の場合はここの部分、大藪のほうに近いところは、そこはそこでまた別な整備の仕方があるようですので、その辺も含めて、もうちょっと詳しく説明をお願いしたいんです。○議長(高橋 正君) 村長。

#### 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 今、議員がおっしゃるのは、ちょうど村道北谷地大藪線という道路の件だと思っていますけれども、5区のコミセンのすぐ脇に通っているところだと思います。

これについては、ご案内のように、今、バイパスのアクセス道として6本を整備しております。村では、その6本については全部歩道をつけるということでございます。その中で、2号線については 双方に歩道をつけるということで、今、計画をさせて、着々と進んでおるわけでございます。

それで、今ご指摘の、その5区地内の3号計画道を仕上がったところから北小学校へ向かった十字路、青木さんのところの信号のところだと思いますけれども、これについては前村長が、ちょうど柳田さんもいたと思うんですよ。陳情に出まして、あそこをどうにか歩道をつくってくださいと、設けてくださいという陳情の中で現地調査をしたときに、圃場整備が全部仕上がっている中で、全部確保ができていると、道路幅もあるし、それから歩道の確保もできているということで、3号線が整備された暁にはこれをやりますよということは、村長自身が話されているのを私も覚えております。

ですから、財政との兼ね合いものでありますけれども、すぐとは言いませんけれども、やはりそういった話されている中については、行政もしっかり責任をとらなければというふうに思っておりますので、いつまでという、今のところ計画は立っておりませんけれども、優先順位を決めながら整備をしていきたいと思います。

それから、それが3号線の工事が始まる前に、地区住民から、やはり通学路の確保ができないということで、新井先生のところは、ちょっと曲がったところの住宅がありますけれども、その田んぼの中を、地元から、舗装をして通学路の確保をしてくださいということで、それを3号線が工事が始まる前にさせていただきまして、地元の人たちに喜ばれて、今そこを使わせていただいているという経緯がございます。ですから、今の大藪線につきましては、あれから、使う人はやむを得ませんけれども、ならば今、指定されております通学路を整備されるまで利用していただければなと、こんなふうな思いでおりますけれども、そういった状況で、財政とも相談しながら進めさせていただくということでございます。

○議長(高橋 正君) 10番。

## [10番 栁田キミ子君発言]

- ○10番(柳田キミ子君) そのような計画になって、きちんと安心して通学できる道路ができるふうな計画を持っているというふうなことについては、特に、父母の方たちにはお知らせをする方法といいますか、そういうのというのはないわけですね。
- ○議長(高橋 正君) 村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) いい情報は早くお知らせしたいのが議員さんだと思いますけれども、予算の都合もございます。それと、まだ根幹計画にも指定されておりませんので、もう少しお待ちをして

いただきたいというふうに思います。

○議長(高橋 正君) 10番。

#### [10番 栁田キミ子君発言]

- ○10番(栁田キミ子君) それから、そのときには歩道、通学路というか、整備をする段階ではグリーンベルトはつけるとか、そういうのはもう、あれですか。そのグリーンベルトの位置づけというのが、どういうところにつけるふうになっているんでしょうか。
- ○議長(高橋 正君) 総務課長。

#### 〔総務課長 立見清彦君発言〕

- ○総務課長(立見清彦君) グリーンベルトにつきましては、歩道としてもちゃんと確保していなくて、通学路に危ないところを、特に全部通学路をつければいいんですけれども、財政的にもちょっと 余裕がないし、グリーンベルト的には学校の周辺が主になっております。
- ○議長(高橋 正君) 10番。

#### [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) 北小校区、それから南小校区、それぞれの通学路の整備について、一応 説明をしていただきました。いろいろ、高渋バイパスのアクセス道路の工事の進みぐあいなども関連 があるのかとは思いますけれども、着々と安全な通学路整備のために進んでいくというふうな形で、 予算の面もあるということで、すぐにはというふうなことですけれども、そういうふうに期待をして、 該当するような場所にいらっしゃる保護者の方から聞かれましたら、村としてはこういうふうな方針 でおりますというふうなことは答えていきたいと思っております。

では、次の最後の質問に移らせていただきます。

資料室の活用をというようなことで、現在、榛東村の中で、特に資料室というふうなスペースはないとは思っているんですけれども、だからこそ、立派なものでなくていいんですけれども、例えば榛東村のことなどでは、ジラード事件が相馬原の演習場の一部のところで、そういう事件が昔あったというふうなことで、ときどき、1月30日なんですけれども、その頃になると、新聞社の方から、ジラード事件のことについていろいろお話を聞きたいので、誰か知っている方を紹介してくださいみたいな連絡があったりしているんですけれども、そのことについて、いろいろわかっていらっしゃる方もどんどん亡くなられたりして、そういう負の歴史かもしれないですね。決して喜ばしいことではないんですけれども、そういうふうなことがあったというふうなこと、やはり榛東村の歴史の一部であるのかなと思うんですけれども、被害に遭った方は箕郷町だから高崎市になってしまうんですけれども、演習場というふうなことで、すぐ近くだしというふうなことで、そういうふうな歴史に関する、いろいろな方が持っている資料などを、その方が持っていれば、その方が知っているだけでとどまってしまうものを、例えばきちんと資料としてどこかスペースをとって保管をして、必要な方には見せることができて、勉強もできるみたいな、そういうふうなことにぜひ取り組んでいただきたいなと思うん

ですけれども、いかがでしょうか。

○議長(高橋 正君) 清水義美生涯学習課長。

#### [生涯学習課長 清水義美君発言]

○生涯学習課長(清水義美君) ジラード事件についての資料、図書ということだと思うんですけれども、ジラード事件について、昭和32年1月30日に相馬原米軍演習場で米軍兵のジラードが演習場内で弾丸拾いをしていた旧相馬村の住民をおびき寄せ殺害したというようなことで、問題となったと。 結論は、アメリカは裁判権の行使を断念して、前橋地裁で公判となり、傷害致死罪で懲役3年、執行猶予4年の判決を受け、その後、同12月にアメリカに帰ってしまったという内容の事件となっています。

この件の資料につきましては、榛東村史にジラード事件として記述があります。そのほか、中央公 民館、上毛新聞百年史とか、群馬の20世紀、群馬の戦後30年などの数点と、耳飾り館には群馬県百年 史、群馬県史に、その新聞が載っております。また、県立図書館には、相馬原演習場で婦人殺害事件 として資料があり、警察には群馬警察史にその記述が載っております。そして、インターネットにお いても、ジラード事件として検索されると、多く記載があります。

これらの記事については、その時代の背景や状況、当事者や目撃者などの実名が載っているものも ございます。これら資料の一部は、役場の書物コーナー、中央公民館の図書室の資料コーナー、耳飾 り館の資料室において保存、展示されている状況です。

なお、中央公民館、図書室さんの話を聞きますと、こんな資料がありますかとか、ここにこんな資料がありますというようなことを耳にするそうです。教育委員会としましては、榛東村に関する資料や書籍を大切に保存することは当然ということですけれども、公民館の図書室の資料コーナーなどに展示するなどをして、その資料の活用を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長(高橋 正君) 10番。

#### [10番 栁田キミ子君発言]

- ○10番(柳田キミ子君) 今の課長のような方向で、ぜひいろいろ個人で持っていらっしゃる事件 に関するいろいろなものなども提供をできればしていただける、そんな機会なんかもあればいいかな と思いまして、今、課長がおっしゃってくださったような形で進んでいただければいいかと思います。 終わります。
- ○議長(高橋 正君) 以上で10番柳田キミ子議員の一般質問を終了いたします。 続きまして、質問順位5番山口宗一議員の質問を許可いたします。 4番山口宗一議員。

## 〔4番 山口宗一君登壇〕

○4番(山口宗一君) 皆さん、こんにちは。議席番号4番山口宗一でございます。

きのうで、東日本大震災が発生してから27カ月が経過しました。一昨日前の新聞、ニュースでは、原発事故で全員が避難した飯舘村で田植えが行われたと、そういうニュースがありました。地表から約5センチぐらいはぎ取って、そこに約500平米田植えをしたということなんですが、除染前はセシウム濃度が2万ベクレルぐらいのものが、除染後は1,600ベクレルに減少したと、そういうニュースが載っていました。9月には取り入れが行われるということですが、セシウムの濃度の移行というのが、調査した後に全てが廃棄処分されるということらしいんです。一緒に参加された区長は、廃棄されるのは残念なことですが、いい方向に向かってもらえればいいなと、そういうコメントを出していました。私もそのように思っています。

きょうの私の質問内容は、指定廃棄物について3問、教育環境の充実について2問、質問をさせていただきます。以降、自席にて質問します。

○議長(高橋 正君) 4番山口議員。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番(山口宗一君) 山口です。通告に従い、質問させていただきます。

最初は、指定廃棄物について伺います。

この設問は、榛東村の長である阿久澤村長が、環境や安全についてどういう認識を持っていたか回答したかを確認するために質問させていただきます。

ご承知のように指定廃棄物は、放射性物質が、その濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル超の放射能物で、通常の埋め立てはできないため、国の責任で各県に処分場を建設すると定めています。高濃度の放射性セシウムを含む指定廃棄物の最終処分場建設問題で、上毛新聞社は、この4月29日までに県内35市町村長を対象にしたアンケートを実施しました。調査の結果、最終処分場受け入れを容認する考えの自治体はなく、28市町村が受け入れに否定的な姿勢を示したようです。残りの7市町村は回答保留か、わからないと回答したそうです。アンケートには33市町村長が回答し、前橋、高崎市は、国などと検討中で、現段階では回答を控えたいなどとして回答しなかったようです。最終処分場の受け入れの可否については、どんな条件をつけても受け入れられないが15市町村で最も多かったようです。余り受け入れたくないが13、わからないが4、前向きに検討、あるいは条件つきでも検討はゼロでした。また、桐生市は現時点では答えられないとして、この説明には回答しなかったそうです。そこでお伺いします。榛東村の村長はこの設問にどうお答えしたかをお聞きします。

○議長(高橋 正君) 村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) お答えいたします。

上毛新聞社から来たアンケートには質問事項が4つあり、そのうち3項目については、用意された 回答案の中から選択をする方式で、残りの1項目については自由記載というものでありました。

そして、第1の質問項目は、国が計画している指定廃棄物最終処分場の受け入れについて考え方を

伺うというものであり、これに対して5つの示された回答案の中から、どんな条件をつけられても受け入れられないというものを私としては選択しております。

それから、第2の質問には、第1の質問で余り受け入れたくない、またはどんな条件をつけられても受け入れられないを選択した場合、その理由を伺うというものであり、これに対して5つの回答案の中から、村としては、地域の風評被害が懸念されるから及び地域住民の理解を得られないからという2つを選択しております。

第3の質問は、指定廃棄物の現実的な解決方法を伺うというものであり、その理由も記述するというものです。これに対しては、4つの回答案の中から、指定廃棄物を大量に保管している市町村から 1カ所選び集約型処分場をつくるというものを村としては選択させていただきました。その理由としては、指定廃棄物を全く排出していなかったり、少量しか排出していない市町村に建設するものでは、その自治体の住民の理解が得られないためと記述しました。

最後の質問は、国は候補地となった地域への振興策を検討するとしておりますが、どのような振興 策が望ましいかというものであり、これについては、受け入れ市町村が希望する振興策と記述しまし た。

以上が、上毛新聞が行ったアンケートの質問項目としての回答であります。 以上です。

○議長(高橋 正君) 4番。

#### [4番 山口宗一君発言]

- ○4番(山口宗一君) 丁寧な回答をしてもらったんですが、2つか3つ目の国の方針どおりでよいと、あるいは7市村から1カ所を選ぶとか、7市村にそれぞれにつくるというふうな、そういう項目があったような気がするんですが、それに関してはどのようなお答えをしたんですか。
- ○議長(高橋 正君) 村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

- ○村長(阿久澤成實君) それについては、第2問だと思うんですけれども、どんな条件をつけられても受け入れないということで回答させていただきました。
- ○議長(高橋 正君) 4番。

#### 〔4番 山口宗一君発言〕

○4番(山口宗一君) 今回答をいただいたのは、最初の設問ではなかったかと思うんですけれども、 どんな条件でもということに関しては。

順を追って、では、ちょっと質問をさせていただきますと、まず最初お答えいただいたのは、村長は、どんな条件をつけても受け入れないと、そういうことで承知しました。

次に、その受け入れを拒否した理由では、この設問は複数回答でここに来ていると思うんですけれ ども、住民の理解が得られないが21で最も多かったんです。風評被害の懸念が12と。指定廃棄物をみ ずから抱えていないが 9。それから、安全性に疑問があるが 7 と続いたようです。複数回答なのでトータルはちょっとわかりませんが、その中で、村長のお答えは、複数回答ですから、住民の理解が得られない、風評被害の懸念と 2 つここに回答したというところまでは承知したんですけれども、県内の指定廃棄物は、前橋、高崎から桐生、渋川、富岡、安中の 6 市と、この榛東村にあると。榛東村が保管しているんじゃないんですけれども、榛東村にありますよということです。その問題の現実的な解決方法で、国の方針どおりでよいというのが11で最も多かったんです。指定廃棄物を保管している7市村から 1 カ所を選ぶ、これが 7 数、回答が出ています。それから、7 市村それぞれにつくるというのが 4 とのことだったようなんです。それに対して、村長の回答をお尋ねしているんですが、いかがですか。

○議長(高橋 正君) 村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) ちょっと趣旨がわからない中で回答をするのはあれかと思うんですけれど も、村として、地域住民の理解を得られないというものを選んだ理由は、先ほど山口議員が話されま したように、渋川、高崎、前橋、そのほかに含めまして榛東村も入っていたわけでございます。

しかし、ほかの市町村は、その市町村から出ているものなんです。うちは、村という名前の中で出てはおりますけれども、村の責任において出ているわけではございません。そんな中で私は、村としては受け入れられないと、それから住民説明もできないということで回答させていただきました。

## ○議長(髙橋 正君) 4番。

#### [4番 山口宗一君発言]

○4番(山口宗一君) ちょっと話のやりとりがうまくいかないというか、質問の趣旨がわかっていただけないのか、やり方がまずいのか、ちょっとわからないんですけれども、次のほうに進めていきたいと思います。

国の方針どおりでよいと回答した理由では、有識者会議で議論し、国がしっかりした方針で行う、 国の強いリーダーシップを望むなど、国が責任を持って候補地選定をすべきだとの意見が多かったようなんです。これに対して、指定廃棄物を保管する7市村から1カ所を選ぶべきだとした理由については、分散は管理上好ましくない、それからコスト面で集約が出たとの意見があったようなんです。 7市村がそれぞれ処分場をつくると回答した理由では、他の市町村では理解を得られない、それぞれ処分場を設けることが、廃棄物を取り扱う原則としていたようです。

そういうことで、国の候補地が決まった段階で、受け入れを決めた自治体や地域への振興策を検討するが、振興策に対しては交付金など財政措置が必要とする意見が多い一方、先ほど村長の言われた振興策でてんびんをかけるようなことではないとの指摘があったようです。

この件に対して、あと2つお尋ねしますが、今までに国や県から最終処分場建設の受け入れについて依頼がありましたか。

○議長(高橋 正君) 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

- ○村長(阿久澤成實君) ありません。
- ○議長(高橋 正君) 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番(山口宗一君) わかりました。それで、今後そのことで依頼があった場合、どうお答えするつもりですか。

○議長(高橋 正君) 村長。

#### 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 新聞でも報道されているように、関東各県で、市町村長会議ということで 処分場についての説明、そしてまたそれについて前向きな模索をしているようでございます。第1回 が先日行われましたけれども、そのときでは、やはり群馬県の市町村会では結論は出なかったという ところでございます。というのは、いろいろな意見がございまして、絶対に取り入れられないとか、それは福島で受け入れるべきだとか、そんないろいろな、出まして、説明はされたんですけれども、今、山口議員の言うように有識者会議等を踏まえて、次に7月1日、会議を開いて、そこでまたどう いうふうにしていくかということで会議の招集がかかっているところでございます。

村とすれば、やはり先ほど申し上げましたように、私としては、村の責任で出たのではないという 認識のもとに、村に処分場の受け入れは絶対にできないというところでございます。

○議長(高橋 正君) 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番(山口宗一君) その件に関しては承知しました。

次に、村に保管されている指定廃棄物は安全なのかについてお聞きします。

群馬県内には、7市町村に1,131トンの指定廃棄物が保管されているようです。そのうち約96トンが榛東村広馬場地区内に、群馬県営の浄水場にあるとのことのようですが、その保管することになった経緯をお聞かせください。

○議長(高橋 正君) 住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長(早川雅彦君) 県央水道で保管をするようになった経緯ということでございますけれども、これにつきましては、平成23年3月11日の東日本大震災によりまして、福島第一原子力発電所において放射能漏れ事故が発生いたしましたが、そのときに大量の放射性物質が、本県を含めた関東地方にも飛散をいたしたところでございます。県央第一水道は、利根川を水源とする群馬用水榛名幹線を流れる表流水を引水し、その水を場内の原水調整池等で沈殿ろ過などの工程を経て浄化し、飲料水として供給しているものでございますけれども、同施設で保管されています指定廃棄物につきま

しては、県央水道第一水道事務所のお話によれば、福島事故発生直後から4月中旬の間に、強い降雨時に放射性セシウムを吸着した土壌等が河川に流入し、その原水をしたことによるものというふうな説明でございます。

○議長(高橋 正君) 4番。

#### 〔4番 山口宗一君発言〕

○4番(山口宗一君) 質問の内容がまたよくなかったのかわからないんですが、その施設に置くようになったということについて、ご質問しているんですけれども、なぜそこに置くようになったのか。 ○議長(高橋 正君) 住民生活課長。

#### [住民生活課長 早川雅彦君発言]

- ○住民生活課長(早川雅彦君) その施設で置くということでございますけれども、まず、発生をした施設、そこで保管をするという中で、基本的にまだ国のほうから、当然今議論されている最終処分場、そういったものが建設もされていない中で、移動はできないという経過がございまして、当事務所が保管をしているというものでございます。
- ○議長(高橋 正君) 4番。

## 〔4番 山口宗一君発言〕

- ○4番(山口宗一君) そうしてみますと、これは国が決まるまでは暫定的に置くという、そういう ふうな解釈でよろしいんですか。
- ○議長(高橋 正君) 住民生活課長。

[住民生活課長 早川雅彦君発言]

- ○住民生活課長(早川雅彦君) そのとおりでございます。
- ○議長(高橋 正君) 4番。

## 〔4番 山口宗一君発言〕

- ○4番(山口宗一君) その廃棄物は、どのような状態で保管されているか、もしわかれば教えてください。
- ○議長(高橋 正君) 住民生活課長。

## [住民生活課長 早川雅彦君発言]

- ○住民生活課長(早川雅彦君) 県央第一水道で保管をされております指定廃棄物につきましては、 浄水場内にありますコンクリート製の汚泥仮置き場というのがございますけれども、そこに設置をされたコンクリート擁壁内に厚さ70センチに並べられ、その上に50センチの覆土を施し、更にその上に UVシートと呼ばれます耐候性シートで覆う方法で保管をされているものでございます。
- ○議長(高橋 正君) 4番。

#### 〔4番 山口宗一君発言〕

○4番(山口宗一君) ということは、安全にここに保管されていると解釈してよろしいわけですよ

ね。

○議長(高橋 正君) 住民生活課長。

#### 〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長(早川雅彦君) この安全にと、安全性ということで捉えたときに、まず、その状況をつかむためには、現在、県央水道が行っておる方法としまして、敷地周囲の定点10カ所ございますけれども、そこを毎月3回ほど放射能測定を行ってございます。その数値が、国が今定めております毎時0.23ベクレル以下というふうな数値、これを過去一度も上回ったことがないということでございますので、安全性は担保されているというふうに考えているところでございます。

○議長(高橋 正君) 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番(山口宗一君) わかりました。

それで、テレビや新聞などで、放射能についてベクレルとかシーベルトなどと耳にすることがよくあります。ベクレルは、主に食品や水、土壌の中に含まれる放射能の総量をあらわす場合に、またシーベルトは、外部被曝や内部被曝で実際に人体が影響を受ける線量をあらわす単位と認識しております。1つの例として、人が普段生活で浴びる放射線は世界の平均で年間2.4ミリシーベルト、それから1回の胸部エックス線撮影で0.1から1.0ミリシーベルトであり、放射線業務従事者が1年間で浴びてもよい線量限度は50ミリシーベルトと定められているようです。

お聞きします。群馬県の県営浄水場に保管されている指定廃棄物の放射能の総量は、どれほどあるんですか。

○議長(高橋 正君) 住民生活課長。

## 〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長(早川雅彦君) 放射能の濃度でございますけれども、県央のほうでは、この数値というのは、数値がひとり歩きをしてしまっても困るので、できるものなら公表は控えたいというふうな話もございますので、その辺についてはご理解をいただきたい。あるいは、国についても、どの県のどの施設で何ベクレルのものが何トンあるというふうな公表は行っていないというふうな状況でございますので、そういったことでご理解をいただきたいと思います。

○議長(高橋 正君) 4番。

## [4番 山口宗一君発言]

○4番(山口宗一君) 公表がここにできないということなので、これに関しては続きができないわけですけれども、私もまだ全体的な、何が危険なのかとか、そういうことがよくまだわかっていませんので、もし榛東村にあるものが今後何らかの自然災害で漏れるとか、そういうことがあった場合に、村としてどういう対応を考えているのか、お聞かせください。

○議長(高橋 正君) 住民生活課長。

## [住民生活課長 早川雅彦君発言]

○住民生活課長(早川雅彦君) 現在の安全性については、先ほどお話をさせていただいたとおりでございますけれども、境界付近10カ所で毎月3回ほど測定をしている。それぞれの測定地点の、これまでの平均数値でございますけれども、0.079から0.113の範囲であるということで、国が決めておる毎時0.23マイクロシーベルト、これを下回っている状況で、これからしても、過去、周辺住民にとって危険な状況は発生していないというふうに理解してございます。

また、今、災害等によって、それが流出した場合にどういう対応をとるかということでございますけれども、基本的に先ほども申しましたけれども、仮置き場の中のコンクリート製の擁壁の中で覆土の上にさらに耐候性シートで覆っているという中で保管されているということで、災害等によって流出ということは、基本的にはないというふうに信じたいというふうに思ってございます。もし起きたらということですけれども、その辺の仮定質問に対してはちょっと、私の段階ではお答えはいたしかねる点がございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(高橋 正君) ちょっと暫時休憩します。

午後2時08分休憩

午後2時10分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。4番。

#### 〔4番 山口宗一君発言〕

○4番(山口宗一君) この項目の最後の質問なんですが、この保管されている指定廃棄物がこれからどうするのかについてお聞きします。

現在、群馬県営の浄水場に保管されている指定廃棄物は、今後どうなるのか、どこかへ持っていくのか、そういうことをここに、本来はこれは企業局で管理しているものなので、村として、できればどこかへ引き取ってもらいたいなという考えはあるんでしょうけれども、そこのところまで、今までに企業局のほうに申し出たのかどうか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長(高橋 正君) 住民生活課長。

## [住民生活課長 早川雅彦君発言]

○住民生活課長(早川雅彦君) 過去については、国・県の方針の中で、指定廃棄物については発生施設で保管をすると、最終処分場の建設がされるまでは保管をするということで、現状のような形で保管をされてきたということでございます。

今後でございますけれども、今後につきましては、市町村長会議等を経て、国が最終処分場の建設 候補地を提示する、そして最終的に、それが建設場所が決まれば、そこに最終処分場が建設されます けれども、国の方針としますと、各県に1カ所、集約型の最終処分場を建設し、その県内のものは全 部そこに運んで処分をするということになっているものでございます。したがいまして、県央にある 指定廃棄物についても、今後決められる最終処分場、そこに持ち込まれて処分がされるということに なります。

○議長(高橋 正君) 4番。

#### 〔4番 山口宗一君発言〕

○4番(山口宗一君) 県央水道は2市1町1村、要するに4つの自治体で供給というんですか、給水をしているわけですよね。高崎市と前橋市と吉岡町と榛東村と。

例えば、これは人口比でいっても榛東村は2.8%ぐらいの人口しかいないわけですから、この96トンのものを榛東村でここにあるということ、ちょっと心情的にいかがなものかなと思うわけです。できれば高崎とか前橋に引き取ってもらったほうが、より住民は安心していられるんじゃないかなと、そのように思うんですけれども、いかがですか。

○議長(高橋 正君) 村長。

#### 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 山口議員のおっしゃることも、私もそんなような考えでおります。ただ、 県央からの湧水率というのは、榛東村が3%以下なんです。うちがあそこからいただいている水の量 というのは、全体から比べると。だから、そういう点から見ても、やはりうちのほうの村では取り入 れられないという中でございます。

そして、先ほど山口議員が有識者会議の中でいろいろ検討されているよという中で、その項目は、有識者会議で示されたものが3つほどあります。そして、その3つというのは、指定廃棄物の最終処分場を選定するための3つの提案ということで出されております。1つが、活断層から300メートル以内の敷地内などの災害発生の危険性の高い地域は除外とか、それから、特に安全にすべき自然環境がある地域は除外、それから史跡や名所、天然記念物等ある地域は除外、いろいろ項目はございます。そういうものの中から地域を選定していくという有識者会議の発表でございますので、そういったものが7月1日に、今度の市町村会に示されるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長(高橋 正君) 4番。

#### 〔4番 山口宗一君発言〕

○4番(山口宗一君) 榛東村で保管をしているわけじゃないので、なかなか難しいものだなと。放射能そのものというのは目にも見えないし、それから、においもないということで、比較的、通常出ているばい煙というんですか、煙とかにおい、そういったものは非常に住民の方というのは敏感なんですが、放射能そのものの恐ろしさというのが、まだ発生したばかりでよくわかっていません。そういう意味からしても、安全とか健康管理とかも含めて、村のほうでも十分これから検討してもらって安全な環境づくりを進めていただきたいと、そのようにお願いします。

次の質問に移ります。

学校の運動部活動の充実に向けた取り組みを進めるためにはについてお聞きします。

運動部活動の指導者は、これまでに熱心な取り組み、適切な指導方法によって多くの成果を挙げてきました。指導に当たって、学校育成法で禁止されている体罰を厳しい指導として正当化するような認識があるとしたら、それは誤りであり許されないものであります。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は許されないと考えております。そこで、以前に榛東村の中学生、あるいは指導者に聞き取りとかアンケートをやったと思うんですが、その中での具体的なこういう事例がもしあれば、回答をお願いします。

○議長(高橋 正君) 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長(阿佐見 純君) お答えします。

これは体罰の調査ということで、平成24年4月1日から25年3月31日、平成24年度と考えていただければよろしいかなと思います。

その結果、村内では教職員1人、口頭訓告、それからもう1名が注意、当然、その在籍する学校の 校長は監督責任がございますので注意ということでございます。これは訓告、注意でございますので、 懲戒には当たりません。したがって、人事記録には残らない。

内容的には、簡単に申し上げますと、友達に嫌がらせをしたので、ちょっと胸ぐらで押しつけたということ。それからもう1件については、指導したにもかかわらず教師に反抗的な態度をとったため、 平手打ちということで、訓告注意ということです。

以上でございます。

○議長(高橋 正君) 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番(山口宗一君) 榛東村の中では、大きな問題になるような事件は発生していないと、そのように認識しました。これからも指導に十分配慮して、よりよい部活動ができればと、そのように願っております。

そこで、今後、運動部活動の全ての指導者は、体罰は決して許されないとの認識を徹底して持ち、 適切な内容や方法により指導を行っていくことが必要と考えます。

一方、熱心にかつ適切な指導を行ってきた指導者からは、今後の運動部活動での指導に当たって、 体罰などの許されない指導とあるべき指導の考え方について整理を望む声があります。 榛東村では、 その辺、指導者からのこういう意見とか何かは出ていますか。

○議長(高橋 正君) 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長(阿佐見 純君) 今の件についてですけれども、指導者のほうからは、そのような声は出

ておりませんが、非常にこの体罰の問題、特に中学校で一番多くを占めるのは部活動中、半分以上というふうな結果が出ておりますので、私のほうから、小学校も部活動はあるんですけれども、中学校のほうの校長に、校長会議の折に、部活動における体罰というものと厳しい指導というものがございますよね、区別をするという、そこについては、校長も、部活動は担当に任せればいいという姿勢ではなく、積極的に学校の組織として部活動の見直しをすると、そういう方向で、その中で体罰についても、顧問、指導者についてしっかり指導をしてほしいというようなことはお話をしてあります。以上です。

○議長(高橋 正君) 4番。

[4番 山口宗一君発言]

○4番(山口宗一君) わかりました。

そこで、つい最近なんですが、文部科学省の有識者会議でもあったようで、学校の運動部活動の指導で、勝つことのみを重視し、過重な練習を強いないようにすると、勝利主義を否定すると明記したガイドラインがまとまったようです。その中で、運動部活動の指導の充実のために必要と考えられる7つの事項というのがあるんですが、その5つ目に、次のようなことが書いてあります。

運動部活動での指導は、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解のもとで、 生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、 気象状況などを総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要ですとあるん ですが、こういうことがここに出てくると、指導者は非常にやりにくくというか、こんなことを頭に 入れて、とてもやっていられないんじゃないかと思うんですが、教育長の立場として、この文章に対 してはどういうふうなお考えをお持ちですか。

○議長(高橋 正君) 教育長。

## 〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長(阿佐見 純君) 確かに部活動における体罰というのは、以前はという言い方をさせていただきますけれども、以前はあったのは事実だというふうに思います。ご承知のように、大阪の桜宮高校の事件を受けて全国なアンケートをした結果によって、いろいろなことが明るみに出たということでございます。

ただ、今の教育界を考えますと、やはり体罰というのは許されない。学校教育法では禁止されておりますし、体罰を受けた児童・生徒の心の傷は大きく残る。それから、それを見ていた周りの児童・生徒に対しても影響を与えるということで、部活動につきましては、非常に子供たちの、勝利至上主義はよくないというふうな話も出ておりますけれども、やはりスポーツに関しては勝たないとおもしろさも出ないだろうと、ある面、そういう面はあるんだろうというふうに思いますが、やはり今の指導は、特に中学校の様子を見ておりますと、例えば保護者会を開いて、きちんと1年間の部活の計画、それから顧問の方針等をきちんと説明してやる。それから、顧問も一人一人生徒の性格であるとか、

能力であるとか、いろいろなものを見てプログラムを考えていると。そういうふうにして、非常に現場は努力をしていると、そのように私は考えております。

ですので、部活中に暴力で脅すというのは一番簡単な方法であって、そして指導者としては、いろいろな技術の習得もあるわけですけれども、なぜうまくいかないのか、どうしたらうまくいくのかというのをヒントを与えるのが、これからの指導者が考えなければならない大きな問題かなと、そのように捉えています。

以上です。

○議長(高橋 正君) 4番。

#### [4番 山口宗一君発言]

○4番(山口宗一君) 大人になった方に聞くと、中学生のときの思い出は何だったというと、やはり部活動という言葉がよく出てきます。部活動が楽しいものに終わるように、楽しむだけではなくて、せっかくやるわけですから、先ほどお話が出たように、勝つことの至上主義という、そこまではいかなくても、やはり技術の熟練というんですか、そういうことも兼ねて、結果的に勝つという、そういうところまで行くということが、楽しみながら勝つということが大事なことなので、今後も榛東村の中の中学生、そういう方が有意義な部活動が行われるようお願いして、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

最後の質問は、地域の人材活用で学力向上を図る考えについてお伺いします。

地域と連携して児童・生徒の学力向上を図るため、高崎市教育委員会は、近く、地元住民らを交えた学力向上推進会議を開くとのことです。推進会議では、基本方針を作成した上で、早ければ2014年度から、土曜や放課後を活用した補習など地域の実情に合わせた取り組みを開始するようです。推進会議では、小・中・高校の校長先生、それから学識経験者、保護者、区長会の代表らに出席を求め、教員OBなど、保護者や高齢者ら地域の人材を活用した学力向上策を初め、学校と地域が一体となった取り組みについて協議するとのことです。推進会議で基本方針を作成した後、市内の学校区ごとに運営委員会を立ち上げ、補習を初めとする具体的な対策の検討、準備を進めることとしておりますという記事が載っていました。

榛東村の教育委員会では、そのようなお考えがあるかどうか、お尋ねします。

○議長(高橋 正君) 教育長。

## 〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長(阿佐見 純君) 高崎では、そのような動きがあるということで私も存じ上げております し、前橋市のほうでは、小学校になりますけれども、放課後寺子屋教室ということで、地域の方が空 き教室を使って、子供たちのいろいろな指導支援に当たっているという現実はございます。

本村につきましては、今の教育は学校、家庭、地域と、この3者がそれぞれの役割を保ちながら、 この3者で子供を育てていこうという時代になっております。 したがって、今、学校のほうでは、地域や保護者の方の力をお借りしたいということで、榛東村の小・中学校につきましても、学校支援センターというような形で実際にもう活動しております。これは、学校だけでは賄い切れない、例えば子供たちを引率するときの校外学習の安全確保を一緒に引率していただく。それから、各教科の中で補助的に入っていく。具体的には、国語の書写であるとか、それから高学年の家庭科。それから、図書室の支援もしていただくと。読み聞かせをしていただく等々、学校でも学校支援センターという形で地域、保護者の力をお借りしております。

もう一つは、本年度から生涯学習課のほうで、生涯学習支援ボランティア講師人材バンクということで公募をしております。今のところ何名かの方が名乗りを上げてくださっておるんですけれども、まだまだPR不足のところがありますので、今のところ、特に文化協会の方にボランティア講師になっていただいて、学校の中に入っていただくことが可能だろうと。例えば、茶道とか華道というのは、小学校の高学年の社会科学習で体験させなさいというようなところもありますし、それから低学年なんかでは昔遊びであるとかということで、学校の支援センターと生涯学習課の人材バンクが上がって、重なる部分もございますので、これらを充実をしていったところで、高崎まで本格的に行くのには時間かかると思うんですけれども、今やっていることを充実していくことが、先の延長線上にそういう活動につながっていくのではないかと、整備することができるのではないかと、そのように現時点では考えております。

以上です。

○議長(高橋 正君) 4番。

[4番 山口宗一君発言]

○4番(山口宗一君) ありがとうございます。

全国、こういう学力調査の成績のいいところというのが、青森とか秋田とか福井とかというところが、常にトップにランクされているということはご承知のようなんです。そういうところの取り組みは、今、教育長が言われたようなところも大分前からこういうふうにやられているようで、群馬県でもそういう考え方が少しずつ出てきたのかなと。ぜひ、ただ知識を押し込むのではなくて、得た知識が知恵に変わるような、そういう指導方法をやっていくべきではないかなと、そのように考えています。いい方向で進めるようにひとつ教育委員会、それから地域、家庭と連携しながら進めていければいいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(高橋 正君) 以上で4番山口宗一議員の一般質問を終了いたします。 以上をもちまして、通告のあった5名の議員の一般質問を終了いたします。

## ◎日程第5 請願・陳情について

○議長(高橋 正君) 日程第5、請願・陳情を議題といたします。

お手元の請願・陳情一覧表に基づいて、順次付託を行います。

なお、請願・陳情要旨については省略させていただきますので、後ほどご一読ください。

請願受理番号1号、請願者、群馬県保育問題連絡会会長平石美奈氏、紹介議員栁田キミ子議員、提 出の請願件名、子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める請願書は、文教厚生常 任委員会へ付託いたします。

請願受理番号2号、請願者、渋川平和委員会会長生方敏博氏、紹介議員柳田キミ子議員、提出の請願件名、「米軍垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ及び米軍艦載機の榛東村上空での飛行訓練禁止を求める意見書」の提出を求める請願書は、総務産業建設常任委員会へ付託します。

請願受理番号3号、請願者、群馬県労働組合会議議長真砂貞夫氏、紹介議員栁田キミ子議員、提出 の請願件名、「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」提出についての請願は、総 務産業建設常任委員会へ付託いたします。

請願受理番号4号、請願者、全日本年金者組合群馬県本部執行委員長女屋定俊氏、紹介議員柳田キミ子議員、提出の請願件名、年金2.5%削減の中止を求める意見書の請願は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

陳情受理番号4号、陳情者、霞山カントリー倶楽部株式会社ロイヤルヴィレッジゴルフ倶楽部代表 取締役市川金次郎さんより提出の陳情件名、村有林借地料減額に関する嘆願書は、総務産業建設常任 委員会へ付託いたします。

陳情受理番号5号、陳情者、第13区区長小野関守さん、同じく区長代理一倉隆さんより提出の陳情件名、第13区地内の村道側溝の改良工事についての陳情は、総務産業建設常任委員会へ付託いたします。

陳情受理番号6号、陳情者、北群渋川農業協同組合代表理事組合長亀井勝男さんより提出の陳情件名、TPP(環太平洋経済連携協定)交渉参加に関する陳情は、総務産業建設委員会へ付託いたします。

以上のとおり、各委員会の付託をいたします。

## ◎散 会

○議長(高橋 正君) 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしましたので、 第2回定例会第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時34分散会

## 平成25年第2回

# 榛東村議会定例会会議録

第 2 号

6月21日(金)

## 平成25年6月21日(金曜日)

## 議事日程 第2号

平成25年6月21日(金曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 同意第 2号 榛東村固定資産評価審査会委員の選任について
- 日程第 3 同意第 3号 榛東村教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 同意第 4号 榛東村教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 5号 榛東村公平委員会委員の選任について
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認について(榛東村税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 7 議案第49号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第50号 榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第51号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第52号 平成25年度榛東村一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第53号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第54号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第55号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第56号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第57号 平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 報告第 1号 平成24年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第 2号 平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計繰越明許費繰越計 算書について
- 日程第18 報告第 3号 榛東村土地開発公社の経営状況報告について
- 日程第19 請願・陳情について
- 日程第20 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第21 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査について

# 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(14名)

1番 清 水 健 一 君 2番 柗 井 保 夫 君 山口宗一君 3番 小 山 久 利 君 4番 小野関 武 利 君 5番 6番 松岡 稔 君 7番 南 千 晴 君 8番 金井佐則君 9番 松岡好雄君 10番 栁 田 キミ子 君 11番 岩田好雄君 12番 岸 昭 勝 君 13番 早 坂 通 君 高 橋 正 君 14番

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者

村 阿久澤 成 實 君 副 村 長 萩原貞夫君 長 総務課長 立見清彦君 基地・財政課長 山 本 比佐志 君 税務課長 新 藤 彰君 住民生活課長 早川雅彦君 子育て・長寿 青 木 繁 君 健康 · 保険課長 小野関 均 君 支 援 課 長 清 水 喜代志 君 産業振興課長 村 上 和 好 君 建設課長 上下水道課長 岩 田 健 一 君 久保田 勘 作 君 会 計 課 長 教 育 長 阿佐見 純 君 学校教育課長 清水誠治君 生涯学習課長 清水義美君

## 事務局職員出席者

事務局長 倉持直美 書記 富澤美田紀

## ◎開 議

午前9時開議

○議長(高橋 正君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年第2回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。 なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めておりますが、全員出 席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程に従い、会議を行います。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高橋 正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

5番小野関武利君、6番松岡稔君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

<del>------</del>

## ◎日程第2 同意第2号 榛東村固定資産評価審査会委員の選任について

○議長(高橋 正君) 日程第2、同意第2号 榛東村固定資産評価審査委員の選任についてを議題 といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長(阿久澤成實君) おはようございます。中日の最終日のきょうでございます。一生懸命にやらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

固定資産評価委員会委員の大塚義男さんの任期が平成22年7月1日から平成25年6月30日までとなっておりまして、3年間の任期が間もなく満了となります。それに伴い、平成25年7月1日からの固定資産評価委員会委員の選任が必要となります。

そこで、皆様にお配りしましたように、榛東村大字広馬場1931番地3にお住まいの高橋三子さんを 固定資産評価委員会委員に選任したいと考えております。 高橋さんにつきましては、昭和17年5月20日生まれ、現在71歳でございます。前橋工業短期大学を卒業後、榛東村役場に長年勤務されておりましたが、定年退職し、その後におかれましては地元18区の区長を経験され、現在でも地域の役員としてご活躍をされております。役場在籍中におきましては、総務課長はもちろんのこと、税務課長の経験もあり、固定資産評価委員としてご活躍されてきた時期もありました。お人柄は温厚実直で、村民の信望も厚く、固定資産評価審査委員会委員に最適な方と考えております。

高橋さんにつきましては、過去の経験を十分に生かした固定資産評価審査委員としてご尽力をいただきたいと考え、選任したいと思っておりますので、議会皆様のご同意をよろしくお願いいたします。なお、任期につきましては、平成25年7月1日から平成28年6月30日の3年間でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

同意第2号 榛東村……

[「ちょっと訂正させていただきます」の声あり]

- ○議長(高橋 正君) 村長。
- ○村長(阿久澤成實君) すみません。先ほど任期が平成25年7月1日から平成28年6月31日と申し上げましたけれども、30日でございます。訂正いたします。ありがとうございました。
- ○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

[賛成者挙手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

## ◎日程第3 同意第3号 榛東村教育委員会委員の任命について

○議長(高橋 正君) 日程第3、同意第3号 榛東村教育委員会委員の任命についてを議題といた します。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長(阿久澤成實君) 同意第3号 榛東村教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

教育委員の松下好さんの任期が平成21年7月1日から平成25年6月30日までとなっておりまして、 4年間の任期が間もなく満了となります。それに伴い、平成25年7月1日からの教育委員さんの任命 が必要となっております。

教育委員の任命に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項により、議会の同意を求めるものでございます。

そこで、皆様にお配りしたように、榛東村大字新井3331番地の1にお住まいの岡部康博さんを教育 委員に任命したいと考えております。

岡部さんにつきましては、昭和27年8月10日生まれ、現在60歳でございます。日本体育大学体育学部体育科を卒業後、県内の小中学校教員として教育現場で活躍し、昨年前橋市立粕川中学校を最後に定年退職し、現在農業に従事しているところであります。過去においては群馬県中学校体育連盟の副理事長を12年間、また前橋市中学校体育連盟の理事長を12年間行っております。榛東村におきましては、ジュニアスキーチームをつくり、3年間子供たちを指導したこともありました。お人柄は温厚実直で、村民の信望にも厚く、教育委員に最適な方と考えております。

岡部さんにつきましては、経験を十分に生かした教育行政の推進にお力添えをいただきたいと考え、 任命をしたいと思っておりますので、議会皆様のご同意をよろしくお願いいたします。

任期につきましては、平成25年7月1日から平成29年6月30日、4年間でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

#### [「異議なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

## [賛成者举手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

## ◎日程第4 同意第4号 榛東村教育委員会委員の任命について

○議長(高橋 正君) 日程第4、同意第4号 榛東村教育委員会委員の任命についてを議題といた します。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

## 〔事務局長朗読〕

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

## 〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長(阿久澤成實君) 同意第4号 榛東村教育委員会委員の任命について提案理由のご説明を申 し上げます。

教育委員の小池隆さんの任期が平成21年7月1日から平成25年6月30日までとなっておりまして、 4年間の任期が間もなく満了となります。それに伴い、平成25年7月1日からの教育委員さんの任命 が必要となっているわけでございます。教育委員の任命に関しては、地方教育行政の組織及び運営に 関する法律第4条第1項により、議会の同意を求めるものであります。

そこで、皆様にお配りしたように、榛東村大字広馬場35にお住まいの永島順久さんを教育委員に任命したいと考えております。

永島さんにつきましては、昭和37年1月4日生まれ、現在51歳であります。東洋大学社会学部を卒業しており、現在自営にてデザイン関係の仕事を行っております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員の条件として、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないということでございます。永島さんにおいては、中学1年生と小学校5年生のお子様がおり、教育に関しては特に関心があるとのことです。お人柄は温厚実直で、信望も厚く、教育委員に最適な方と考えております。

永島さんにつきましては、保護者としての考えや多様化する教育行政の推進のためにお力添えをい

ただきたいと考え、任命をしたいと思っております。つきましては、議会皆様のご同意をよろしくお 願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成25年7月1日から平成29年6月30日、4年間でございます。よろ しくお願いします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

同意第4号 榛東村教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙 手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩します。

午前9時13分休憩

\_\_\_\_\_\_

午前9時19分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。

## ◎日程第5 同意第5号 榛東村公平委員会委員の選任について

○議長(高橋 正君) 日程第5、同意第5号 榛東村公平委員会委員の選任についてを議題といた します。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長(阿久澤成實君) 同意第5号 榛東村公平委員会委員の選任について提案理由のご説明を申 し上げます。 公平委員の笹沢勉さんの任期が平成21年7月21日から平成25年7月21日までとなっておりまして、 4年間の任期が間もなく満了となります。それに伴い、平成25年7月22日からの公平委員さんの選任 が必要となっております。

そこで、皆様にお配りしたように、榛東村大字長岡1432番地3にお住まいの星野孝佑さんを選任したいと考えております。

星野さんにつきましては、昭和15年10月30日生まれ、現在72歳でございます。ご承知のとおり、過去においては村議として2期8年間村のために尽くされました。また、平成21年4月20日からは総務文教常任委員長及び渋川広域議員として活躍されました。お人柄は温厚実直で、村民の信望も厚く、公平委員に最適な方と考えております。星野さんの持てる力を公平委員としてお力添えをいただきたく、選任をしたいと思っておりますので、議会皆様方のご同意をよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、平成25年7月22日から平成29年7月21日の4年間でございます。よろ しくお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 暫時休憩します。

午前9時22分

午前9時22分

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。

○村長(阿久澤成實君) 失礼いたしました。任期につきましては平成25年7月22日から平成29年7月21日までの4年間でございます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

[賛成者挙手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第6 承認第2号 専決処分の承認について(榛東村税条例の一部を改正する条例について)

○議長(高橋 正君) 日程第6、承認第2号の専決処分の承認について(榛東村税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

### [事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤税務課長。

## 〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長(新藤 彰君) それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の2ページをお開き願いたいと思います。

専決第3号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、榛東村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決 処分するものでございます。

理由につきましては、地方税法の一部改正に伴い、榛東村税条例の一部を改正する必要が生じましたけれども、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

なお、議案書につきましては3ページをお開き願い、例規集につきましては2巻の657ページをご らんいただきたいと思います。

榛東村税条例の一部を改正する条例。

今回の専決に係る税条例の一部改正は、平成25年3月30日を公布とする地方税法の一部改正のうち、施行日が4月1日に係るものでございます。したがって、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を行っております。

改正の主な内容でございますけれども、地方税法第343条第6項の改正に伴う規定整備で、これは 独立行政法人森林総合研究所が行う仮換地等の指定を行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整 備事業の完了に伴うものでございます。

それでは、改正内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表の1ページをご らんいただきたいと思います。

新旧対照表、右が現行でございます。左が改正案で、改正する部分にアンダーラインが引かれております。初めに54条関係でございます。固定資産税の納税義務者でございますが、地方税法第343条の第6項の改正に伴う規定整備であり、独立行政法人森林総合研究所が行う仮換地等の指定を行う特定中山間整備事業及び農用地総合整備事業が平成24年度中に完了したことによるもので、現行のアン

ダーライン部分(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項または第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号のイの事業または旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)を削るものでございます。

なお、本村においては当該独立行政法人の榛東村地内の事業実施、土地の所有はございませんので、 該当はございません。

次に、131条関係についてご説明を申し上げます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

これは地方税法第73条の2第10項の改正に伴う規定整備でございます。

内容は、第54条第5項固定資産税の納税義務者等と同様で、現行アンダーライン部分(独立行政法 人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法 人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業も含む。)を削るものでございます。

先ほど申し上げたとおり、同様に榛東村において当該独立行政法人の榛東村地内での事業実施、土 地の所有はございませんので、該当はございません。

それでは、議案書の3ページにお戻り願いたいと思います。

附則でございます。

施行日。

第1項、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

固定資産税に関する経過措置でございます。

第2項、別段の定めがあるものを除き、改正後の榛東村税条例の規定中固定資産税に関する部分は、 平成25年以降の年度分の固定資産税についても適用し、平成24年度分までの固定資産税については、 なお従前の例によるものでございます。

第3項でございます。平成25年4月1日前に地方税法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修(当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。)に係る契約が締結され、同日以降に当該耐震改修が完了する場合における榛東村税条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とするというものでございます。これは耐震基準住宅に係る固定資産の軽減措置を受ける際の添付書類を定めるものでございます。

以上で榛東村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関する内容説明とさせていただきます。よ ろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第2号 榛東村税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認することに賛成の諸 君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

# ◎日程第7 議案第49号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例について

○議長(高橋 正君) 日程第7、議案第49号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

## [事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地·財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長(山本比佐志君) それでは、榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、榛東村財政調整基金財産内で渋川森林事務所の復旧治山事業が行われ、土地の分筆等により地番、地目、地積が確定したこと等により、所要の改正を行うものでございます。

議案書5ページをお願いいたします。

榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例でございます。例規集につきましては2巻の575ページの128から577ページ、新旧対照表につきましては4ページ、5ページでございます。一部改正でございますので、新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表をお願いいたします。

榛東村財政調整基金の別表を次のとおり改めるものでございます。右側が現行、左側が改正案、アンダーライン部分が改正箇所でございます。

右側、表頭を除いて上から9行目になります。榛東村大字上野原字吾妻山、地番、2番地1の一部、地積、22万2,119平方メートルを、左側、改正案、同地番の地積、18万4,707平方メートルと、5ページ、左側、上から3行目、所在、榛東村大字上野原字吾妻山、地番、2番地18、地目、保安林、地積、3万7,412平方メートルに改めるものでございます。

5ページ、現行右側、上から3行目でございます。地番、榛東村大字上野原字吾妻山、地番、2番地13の一部は、改正案、左側、上から5行目、所在、榛東村大字上野原字吾妻山、地番、2番地20、地目山林、地積、7,646平方メートルが新たに付番され、地積等が確定したことにより、これを加え、2番13の一部は削除するものでございます。

左側、改正案、上から4行目、所在、榛東村大字上野原字吾妻山、地番、2番地19、地目、山林、 地積、8,594平方メートルは、新たに付番され、地積等も確定したことにより、これを加えるもので ございます。

なお、この2筆は普通財産から財政調整基金に移管するものでございます。

現行、改正案とも下から2行目、右側、所在、吉岡町大字上野田字上野原は、登記簿の記載に従い、 左側のとおり漢字の「野」を平仮名の「の」に変えるものでございます。

計の欄でございます。現行144万6,773平方メートルを、改正案、145万8,415平方メートルに改める ものでございます。1万1,642平方メートルの増でございます。

議案書5ページをお願いいたします。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いい たします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第49号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決すること に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第8 議案第50号 榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例について

○議長(高橋 正君) 日程第8、議案第50号 榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長(村上和好君) 提案理由をご説明させていただきます。

創造の森内に新たに幼児等が遊べる施設を設置、もって村民の健康の増進を図るためでございます。 例規集につきましては3巻の1179の100ページ、新旧対照表は6ページでございます。

議案書の7ページをごらんください。

榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり改正する。

内容につきましては、一部改正でございますので、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の6ページをごらんください。

左が改正案、右が現行となっております。

アンダーライン部分が改正となっております。

右側の現行、第3条の施設の設置で、第5号のあずまやの次に、改正案では第6号で幼児・小学生専用自転車コースを加えるものでございます。

また、別表の右側、現行、区分、テント使用料1日、村内2,000円、村外者3,000円を、改正案では テント使用料を削り、キャンプ場の使用料のみに改めるものでございます。

議案書の7ページに戻りまして、附則でございます。この条例は、平成25年7月1日から施行する ものでございます。

今回の改正案につきまして若干補足説明をさせていただきます。

平成25年予算で創造の森内に新たに幼児・小学生専用自転車コースを設置いたしました。この新設 した施設を条例に加えて、早急に使用させるものでございます。

また、小学生専用と入っているものは、ペダルのある自転車もコースで利用できるようにするものでございます。また、多くの村民の方に利用できるようにするものです。

また、使用料につきましては、無料としたのは、村内外の幼児、小学生にもご利用していただくことで、コースの利用と、それに伴って父兄等の来場も多くなると予測されます。それに伴って利用者に対してキャンプやバーベキュー等の利用促進が図れることで相乗効果が図れるものと考えて提案させていただきました。

以上で説明を終わります。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。 ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番南千晴議員。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 7番南千晴です。

創造の森に関してなんですけれども、キャンプ場のテント使用料が今回その項目がなくなるということで、たしか以前補正予算でテントの区画を新たにふやして、テントが張れるところをふやすというような補正予算が載っていたと思うんですけれども、新たに設置しても、そこを利用したとしても、1区画幾らとか、そういうことを取ることはやめて、テントを張って宿泊しても、この料金の中で、例えば1泊2日だったら2日分払うというような形になるのか、もう少し詳しく説明してください。

○議長(高橋 正君) 産業振興課長。

#### 〔產業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長(村上和好君) 今までの使用、テントの設置場所については設置する場所はありましたが、現状の使われ方として、広場に設置している方がほとんどでございました。今回広場につきましては、キャンプをする方、それから新しくできました専用コースの関係で利用される方にいろいろな使われ方という形で考えております。今までありましたところにつきまして、10カ所ほど正式に番号を整えまして、テントの張る場所と炊事場のほうも一致するように番号を設置させていただきまして、炊事場とテントが両方使えるような形で今までの使用料金、村内者の方が大人が200円、子どもが100円、村外者が400円の、子供が200円という形になっているんですけれども、料金は変えずに、なるべく多くの方に設置していただくということで、テントの設置をさせていただいているところでございます。

以上です。

## [7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) そうすれば、新たにテントの場所を、もちろん借りるときは事前に申請をして借りると思うんですけれども、この使用料の中でのお金を取るということで、新たな部分はないという、また、自転車とかの大会等も今後開催されるということなんですけれども、その大会とかのときにも、この同じ料金体系でいくのか、そのあたりも教えてください。

#### ○議長(高橋 正君) 産業振興課長。

#### 〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長(村上和好君) テントはキャンプされる方ほとんど100%自分で持ってくる方がほとんどでございます。ですから、料金につきましてはテント使用料は今回削らせていただいたということでございます。

それから、大会等ということでございます。実際にまだこのコースで大会等がどのくらいあるか想定がちょっとできないような状態でございます。村としてはなるべく多く使っていただいて、大会ももちろんなんですけれども、キャンプ、それからバーベキュー等で使っていただきたいと、そんなような形で考えて無料とさせていただいているところです。

○議長(高橋 正君) 7番。

## 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 無料ということで使用者にとっては大変ありがたい内容だなとは思うんですけれども、どこのキャンプ場も大体1区画幾らというような形での貸し出しをしていて、そこでその区画の部分に関して、その後の清掃だったり、そういったことも責任を持つというようなやり方をしているんですけれども、この後補正予算のほうにも維持管理のほうの費用が計上されているんですけれども、その利用に関して、今後課長のほうからも多くの利用が見込まれるんではないかという話なんですけれども、そのあたり採算性というか、そのあたりはどのように村として考えているのか最後に質問します。

○議長(高橋 正君) 村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) この創造の森については、ご案内のように、今まで2000年事業ということで整備をされた中で、それから本当に使われてこなかったと。相乗効果が、経済効果が出ていなかったというのが実情じゃないかというふうに考えております。そんな中で、今回私が政策に挙げております経済観光の振興策、活性化対策の一つとして、その自然フウビなものを利用した中での経済活性化を1つ取り入れたらということで、今回自転車の小学生対象のコースを設置させていただいたところでございます。

先ほどから議員がおっしゃいますように、テントの使用料とか、それからキャンプ場の使用料等についてご質問がございますけれども、村内の方に最小限度の負担で使っていただいて、その使ってもらっている中で経済効果を上げましょうということで、原則的にはそこで1日座れる、それからキャンプをされる中では、食材とか、それからいろいろな飲み物については村内の地産地消ではないですけれども、それらを利用した中で地域の人たちが潤えば、行政としてはいいんじゃないかというような観点から、今回こういう改正で事業を遂行させていただくということでございます。

○議長(高橋 正君) ほかに質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

#### [13番 早坂 通君発言]

- ○13番(早坂 通君) やっぱりテントの使用料についてなんですけれども、まず1つお聞きしたいのは、現在村にあるテントは使用可能なのか。使用可能だとしたらば、あえてここで削除する必要はなく、ほとんどテントを持ってくるというふうに言いましたけれども、中にはテントを持たずキャンプがしたいという人もいると思います。ですから、もし使用可能なテントがあるならば、この料金は削らず、将来的にぼろくなって買いかえるのが大変だというときには削除すればいいんじゃないかというふうには思うんですけれども、その辺はまずどうなんでしょうか。まず1つテントが現在村にあるものを使用できるのかどうか。
- ○議長(高橋 正君) 産業振興課長。

〔產業振興課長 村上和好君発言〕

- ○産業振興課長(村上和好君) 産業振興課で所管している中ではテントはございません。
- ○議長(高橋 正君) 13番。

[13番 早坂 通君発言]

- ○13番(早坂 通君) すると、テント使用料というのはどういう意味なんですか。これで3問なくなってしまうんで、質問が難しいんですけれども。このテント使用料というのはどういう意味で載せてあるか答弁を求めます。
- ○議長(高橋 正君) 暫時休憩します。

午前9時48分休憩

\_\_\_\_\_

午前9時49分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 今、両方の課の話を聞きましたら、私もその点で精査したんですけれども、ないということは事実だということは認識していました。今までの経緯からいいますと、これは教育委員会が所管でやっていたそうです。そしてキャンプ場というのが今のところじゃなくて、霞山カントリーの何番かそこの上のところにキャンプ場というので設定されて、少しの場所があったというようなお話を聞いております。

そのころテントを幾つか設置、村で持ったというお話でございますけれども、年数がたつにつれて、それが自然消滅をしていたと。それがあそこを使わなかったために条例がそのままになっていたということでございます。それで、今回活性化をするために出てきた問題について整備をしたところ、こういうものは必要ないんじゃないかということで今回出させていただいたという経緯でございます。

以上です。

○議長(高橋 正君) 13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) このようなケースが多分ほかにももしかしたらあるかなと思うんですけれども、やっぱりこのようなケースの場合は、やっぱり条例ですから、早目に対処して、削るなら削るというふうにしたほうがいいと思うんですよ。

それともう一つ、今回この議案が出たときにやっぱりそういうこともきちっと説明をしていただかないと、私、質問してちんぷんかんぷんでしたよ。ですから、やっぱりひとつそういう説明も含めて、こういう議案を出すときにはお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長(高橋 正君) 村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

- ○村長(阿久澤成實君) 早坂議員が言うことを肝に銘じて、これから対応していきたいと思います。 ただ、条例については本当にいろいろありますんで、行政執行としまして、その場所に問題が出て こないというと、なかなかそれが今に合っているかどうかというようなあれがありますんで、そこい らはある程度ご容赦願いたいなと、こんなふうに思います。よろしくお願いします。
- ○議長(高橋 正君) ほかに質疑ございませんか。

8番金井佐則議員。

#### [8番 金井佐則君発言]

- ○8番(金井佐則君) このキャンプ場使用料ということでせっかく条例を改正してまでもやるんですけれども、この意味がキャンプ場、要するにキャンプをテントを張ってしない人からはこれはいただかないんですか。それともキャンプ場、創造の森を利用するときには全部これをいただくと言うんですか、その辺お聞きいたします。
- ○議長(高橋 正君) 産業振興課長。

## 〔產業振興課長 村上和好君発言〕

- ○産業振興課長(村上和好君) キャンプということですから、条例でたしか括弧で宿泊と入っていると思います。宿泊、キャンプということでございます。ですから、キャンプということで、テントを整備したところにキャンプをすると。宿泊を伴うキャンプをする場合に料金が発生すると、そういうふうに考えております。
- ○議長(高橋 正君) 8番。

## [8番 金井佐則君発言]

○8番(金井佐則君) じゃ、このキャンプ場というのは、要するにこれから造成を10区画して、そ このところをキャンプ場というわけですね。

## ○議長(高橋 正君) 産業振興課長。

### 〔產業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長(村上和好君) もともと創造の森内にキャンプのできる場所という形でございました。ただ、それが要するにしっかりした番号というんですか、この場所ですよという、そういう番号の指定みたいなのがなかったわけです。実際にはあそこのところで炊事場とお便所があるんですけれども、それから少し山側へ上ったところにひな壇でキャンプをする場所が当初から設置されていました。ですから、そちらのほうにキャンプをしていただくという形なんですけれども、今までの実際の使われ方は広場ですか、そちらのほうが設置しやすいということで利用される方が広場のほうへ設置していたということでございます。

今回はなるべくひな壇のほうも整地しましたので、ひな壇と炊事場が一致するような形で使用していただくと、そんなふうに考えています。

○議長(高橋 正君) 8番。

### [8番 金井佐則君発言]

○8番(金井佐則君) そうしますと、創造の森に来て、創造の森の広場で例えば食材などを持ってきて、バーベキューをやるという方が仮にいるとすると、例えばその方がコンロなりは持って来なくて、その炊事場を使うというようなときには、これはどうするんですか。

○議長(高橋 正君) 産業振興課長。

#### 〔產業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長(村上和好君) 一応1日日帰りで帰るという方のことを想定しているのかなと思います。独占ということではないんですけれども、この後また補正予算でも出るんですけれども、管理人を置くようにしたいと思っているので、その中でうまく調整したいと、そんなふうに考えています。

## [8番 金井佐則君発言]

- ○8番(金井佐則君) その場でバーベキューして食ったりするのはいいんだ。
- ○議長(高橋 正君) 村長。

#### [村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) ちょっと説明不足かなと思うんですけれども、使い勝手はキャンプ場は10カ所ということで指定します。そして先ほど課長のほうから話されましたように、キャンプ場は原則として山の中腹につくったものをキャンプ場と指定します。そして、それについて今施設があるものを、その指定した中での番号で指定をするということでございます。

それから、金井議員が今心配しているのは、それ以外に平地にキャンプを張ったりしてあるのはどういうのですかということだと思うんですけれども、それについてはストライダーの事業を入れますので、平地にキャンプとして張るのは、これは原則として許可しません。そして村としては、キャンプとして泊まりをするのは10件以内ということで限定をします。それ以上はあそこの施設がございま

せんで、キャンプとしての受け入れは10件以下ということでございます。

そして平地については、今、課長のほうから話されましたように、管理人を今度置きたいという ふうに提案させていただきますんで、その管理人のもとに来た人で平地に1日なり半日なり、ストラ イダーの方たちを含めた中であそこでバーベキューをするということであれば、それは許可をしたい と、こんなふうに思っております。

[発言する声あり]

○村長(阿久澤成實君) それは使っているかいないかで管理人にそれは任せてやりたいと、こんな ふうに思います。

以上です。

○議長(高橋 正君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第50号 榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案の とおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第51号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(高橋 正君) 日程第9、議案第51号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水喜代志建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長(清水喜代志君) 提案理由の説明を申し上げます。

本案は道路法施行令の改正に伴い、占用物件及び占用料の改正を行う必要が生じたものでございます。

改正の内容につきましては、新たな道路占用許可対象物件として、太陽光発電設備及び風力発電設備が道路法施行令第7条第2号に追加されたことに伴い、これらの物件の道路占用料につきまして、 条例中の別表に追加するとともに、同別表において引用する道路法施行令第7条各号の号数について 改正後の政令に対応するよう改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表7ページをごらんください。

右側が現行、左側が改正案でございます。左側の表中、下から2番目、令第7条第2号に掲げる工作物の欄を追加するものでございます。

その他の改正につきましては、改正後の施行令第7条各号に対応するよう改正するものでございます。

議案書10ページに戻っていただきたいと思います。

附則の第1項につきましては、施行日を平成25年7月1日とするものです。

第2項につきましては、施行日前の占用許可物件の占用料については、従前と同格とする経過措置 規定でございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第51号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

開会を15分から。

午前10時15分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第52号 平成25年度榛東村一般会計補正予算(第2号)に ついて

○議長(高橋 正君) 日程第10、議案第52号 平成25年度榛東村一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長(山本比佐志君) それでは、平成25年度榛東村一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、職員の人事異動に伴う人件費の補正、住宅リフォーム補助金、農業体質 強化基盤整備促進事業に伴う工事費等による補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

16款県支出金、補正額 9 万4,000円、計 3 億6,047万7,000円。 2 項県補助金、補正額 9 万4,000円、計 1 億5,172万円。

19款繰入金、補正額1,725万8,000円、計5億7,589万9,000円。1項基金繰入金、同額でございます。 21款諸収入、補正額2万円、計2,441万8,000円。4項雑入、補正額2万円、計2,127万4,000円。

歳入合計、補正前の額49億6,044万5,000円、補正額1,737万2,000円、計49億7,781万7,000円でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款議会費、補正額45万9,000円の減、計9,443万円。1項議会費同額でございます。

2 款総務費、補正額320万8,000円、計 6 億2,467万1,000円。 1 項総務管理費、補正額412万5,000円の減、計 4 億9,018万1,000円。 2 項徴税費、補正額152万円の減、計 8,575万1,000円。 3 項戸籍住民基本台帳費、補正額885万3,000円、計 3,652万3,000円。

3 款民生費、補正額110万9,000円、計1億7,370万円。1項社会福祉費、補正額109万4,000円、計10億2,801万7,000円。2項児童福祉費、補正額1万5,000円、計6億7,471万円。

4款衛生費、補正額20万4,000円、計3億343万3,000円。1項保健衛生費、補正額20万4,000円、計1億8,100万4,000円でございます。

6 款農林水産業費、補正額685万円、計2億9,997万円でございます。 1 項農業費、補正額558万7,000円、計2億8,300万8,000円。 2 項林業費、補正額126万3,000円、計1,696万2,000円。

7款商工費、補正額683万8,000円、計3,884万9,000円。1項商工費、同額でございます。

8 款土木費、補正額99万8,000円の減、計4億9,902万2,000円でございます。1項土木管理費、補正額142万円、計1,162万1,000円。2項道路橋梁費、補正額182万3,000円の減、計2億2,305万6,000円でございます。5項都市計画費、補正額59万5,000円の減、計2億5,761万2,000円。

次のページをお願いいたします。

10款教育費、補正額62万円、計8億4,790万2,000円。1項教育総務費、補正額326万3,000円、計1億553万6,000円。2項小学校費、補正額138万1,000円の減、計2億8,450万7,000円。3項中学校費、補正額292万7,000円、計8,184万3,000円。4項幼稚園費、補正額128万円、計9,269万円。5項社会教育費、補正額59万3,000円、計1億4,301万6,000円。6項保健体育費、補正額606万2,000円の減、計1億4,031万円。

歳出合計でございます。補正前の額49億6,044万5,000円、補正額1,737万2,000円、計49億7,781万7,000円でございます。

15ページから17ページは歳入歳出事項別明細書総括表でございます。説明は省略させていただきます。

19ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

主なものについてご説明させていただきます。

上の枠2段目、16款2項4目農林水産業費県補助金、補正額はゼロでございますが、説明欄にある補助金の名称が小規模土地改良事業補助金から小規模農村整備事業補助金に変わったことにより、金額を移しかえるものでございます。

2番目の枠、19款1項1目基金繰入金、補正額1,725万8,000円は、説明欄にある財政調整基金繰入 金で、歳入の不足する額を取り崩して充当するものでございます。

21ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

主なものについてご説明させていただきます。

1款1項1目議会費、補正額45万9,000円の減でございます。2節給料、3節職員手当、4節共済費については、職員の人事異動に伴う人件費でございまして、以下各目の2節、3節、4節の説明は省略させていただきます。

22ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、補正額790万3,000円の減ですが、主なものは人件費ですが、人件費を除いて一番下の13節委託料の30万円は、家屋課税台帳登録価格取り消し請求に伴う顧問弁護士委託料を計上させていただきました。

23ページをお願いいたします。

上の枠4段目、2款1項12目電算管理費、補正額330万8,000円は、9月から稼働予定の新住民情報システムに伴うもので、14節使用料及び賃借料は、村独自のカスタマイズによる使用料を計上させていただきました。

少し飛ばしまして26ページをお願いいたします。

一番下の段でございます。 3 款 1 項 6 目地方改善対策費、補正額189万8,000円の主なものは、28節 繰出金182万3,000円で、住宅新築資金等貸付特別会計への繰出金でございます。

少し飛ばしまして29ページをお願いいたします。

2番目の枠でございます。6款1項5目農地費、補正額628万8,000円でございますが、内訳は13節 委託料は歳入のところでご説明したとおり、補助金の名称の変更によるもので、差し引きゼロでございます。15節工事請負費についても補助金の名称の変更によるもので、差し引きはゼロでございます。ただ、279万3,000円の補正につきましては、農業体質強化基盤整備促進事業に伴う経費を計上させていただきました。

一番下、22節補償、補てん及び賠償金349万5,000円は、農業体質強化基盤整備促進事業に伴うもので、電柱移転費を計上させていただきました。

30ページをお願いいたします。

6款2項2目林業振興費、補正額126万3,000円の主なものは、13節委託料で、創造の森の管理について施設管理委託料を計上させていただきました。

31ページをお願いいたします。

下の枠、7款1項2目商工振興費、補正額650万円は住宅リフォーム補助事業で、新たに65件分の 8節報償費に130万円と19節負担金、補助及び交付金に520万円を計上させていただきました。

この下の段、3目観光費、補正額33万8,000円の内訳は、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料、この全額が観光費が適切であることから、6款1項2目農業総務費からここへ移しかえるものでございます。

32ページをお願いいたします。

下の段でございます。 8款1項1目土木管理総務費、補正額142万円の主なものは、7節賃金150万円で、職員の病気に伴う分限処分により、臨時職員で対応する費用を計上させていただきました。

続きまして、35ページをお願いいたします。

下の段でございます。10款2項1目学校管理費、補正額138万1,000円の減の主なものは、7節賃金の32万1,000円の減につきましては、南小の臨時職員賃金の減と19節負担金、補助及び交付金106万円の減は、説明欄にある北小学校臨時職員につきまして、当初社会保険料を計上しましたが、不用となり減額させていただくものでございます。

36ページをお願いいたします。

10款3項1目学校管理費、補正額292万7,000円の主なものは、7節賃金で166万6,000円で、学習支援員の賃金を計上させていただきました。また、15節工事請負費87万2,000円は、説明欄にある体育館ギャラリーのアルミ製手すり及び点検口の修繕費を計上させていただきました。

少し飛ばしまして39ページをお願いいたします。

下の段でございます。10款6項1目保健体育総務費、補正額736万3,000円の減の主なものは、職員 人件費でございますが、次のページをお願いいたします。

7節賃金192万8,000円は、職員の人事異動の減に伴い、臨時職員の賃金を計上させていただきました。

41ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

1は特別職で該当はございません。

2は一般職で、(1)、次のページでございます。(2)は、給料及び職員手当の増減額の明細で ございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番松岡稔議員。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) 6番松岡です。

歳出のことでちょっとお聞きします。

22ページから23ページにつながっている委託料なんですけれども、顧問弁護士委託料30万とありますけれども、村では顧問弁護士を依頼して、年間幾らという形で弁護費用を払っていると思いますけれども、今回ここに出た30万円はどういうことなのか。

それともう一つ、31ページの商工振興費の住宅リフォーム補助金なんですけれども、当初300万円と記憶しているんですけれども、課長の説明から65件とありましたけれども、どんなリフォームが行われたのか説明をお願いします。

○議長(高橋 正君) 立見総務課長。

## 〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長(立見清彦君) 22ページの委託料30万でございますけれども、これにつきましては、平成19年(行ウ)第6号という家屋課税台帳登録価格取り消し請求事件の裁判が行われました。その判決がことしありました。それに伴って、当初顧問弁護士と契約しておりまして、一般的には顧問弁護士に年間幾らという相談料でやるんですけれども、裁判につきましては別途ということで、顧問弁護士報酬として最初に手付金として30万円プラス消費税を払っております。今回成功報酬、最後の判決が終わった後の報酬ということで30万でございます。

以上です。

○議長(高橋 正君) 産業振興課長。

#### 〔產業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長(村上和好君) 住宅リフォームの関係の内容ということでございます。一応うちのほうでつかんでいます6月19日現在の状況でございます。当初予算で30件ご承認していただいたわけでございますが、ただいまの申請件数では29件となっております。

主な内容につきましては、改築が7件。改築の内容につきましては、玄関の改築、それから廊下のバリアフリー化、それから洋室の改室、それから台所、システムキッチンの改修、それから風呂、洗面所の改修というふうになっております。それから、修繕につきましては20件となっております。主なものは、外壁の塗装、それから雨どいの交換、それから屋根の修繕、トイレ、床等の修繕となっています。あと、その他が2件ということでございます。合計で29件というふうになっております。以上です。

○議長(髙橋 正君) 6番。

#### [6番 松岡 稔君発言]

- ○6番(松岡 稔君) 先ほどの弁護士費用のことなんですけれども、今回の事案は議会初日に全協のときに報告された案件だと思っていますけれども、今回のこれについては今までの村の弁護士か、それとも新たに違う弁護士を雇ったのか、その辺をお願いします。
- ○議長(高橋 正君) 総務課長。

## 〔総務課長 立見清彦君発言〕

- ○総務課長(立見清彦君) 同じ顧問弁護士の吉村弁護士でございます。
- ○議長(高橋 正君) 6番。

[6番 松岡 稔君発言]

○6番(松岡 稔君) この間の全協のときに報告を受けましたけれども、我々一般の考えで裁判を起こしたということは、単純に勝ったか負けたか、そういうふうな捉え方をするんですけれども、この間の全協の報告のときに報告のみということで、我々はどうなったのかちょっと私レベルの頭でわからなかったんですけれども、要するにあの結果はどういうふうになったのか、単純に村が勝ったのか、相手方が勝ったのか。

それともう一つ、顧問弁護士さん、当初に約90何万のお金を払っていますけれども、年間その顧問 弁護士さんに何回ぐらい相談があるのか、その辺をお聞かせ願います。

○議長(高橋 正君) 総務課長。

## 〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長(立見清彦君) まず1点目の裁判の内容、勝ったか負けたかということなんですけれど も、最後に裁判費用の負担ということで、原告が7割、被告が3割ということなので、大体裁判的に は7、3ということで、うちのほうが3。本来は全部勝ちたかったんですけれども、裁判的には3割 負担ということなんで、幾分こちらにも落ち度があるという内容でございます。

ですから、7という分についてはほとんどだから全体的には村のやっていることが認められたんですけれども、内容的には3、評価の時点において一部こういうふうにしたほうがよかったんじゃないかというものがありましたので、その分の3を負担をしろということでございます。

それと2点目の年間の相談件数というのはちょっと今把握しておりませんので、また後ほど、

[「24年度にどのぐらい相談したのか」の声あり]

- ○総務課長(立見清彦君) 24年度の相談件数についてはちょっと今資料がないので、また後ほど答えたいと思います。
- ○議長(高橋 正君) ほかにございませんか。7番。

## [7番 南 千晴君発言]

- ○7番(南 千晴君) 31ページの創造の森の維持管理費116万今回計上されていて、先ほど条例改正があって、それに伴う部分なのかなと思うんですが、まず施設管理委託ということで、どこに委託するのか。またどのくらいの利用を見込んでのこの金額なのか説明をお願いします。
- ○議長(高橋 正君) 産業振興課長。

## 〔產業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長(村上和好君) 31ページの委託料の関係でございますか。これにつきましては、創造の森の管理ということで、管理人を常駐させるということでの費用でございます。委託につきましてはシルバー人材センターのほうに委託するということで考えています。

また、利用の見込みということでございますが、かなりストライダーの関係で問い合わせ、それからまたブログ、ホームページに載せたいということの関係でうちのほうには来ています。ですから、

先日もストライダーの関係で県内から200人ぐらい親子で集まっていただいたということがありまして、かなり反響があるかなと、そんなふうに考えていまして、見込みというのはちょっとあれなんですけれども、休日はかなり利用があるのかなと考えています。

また、大会もやりたいというふうなお話もありますので、1つの大会やれば200人ぐらいは父兄とお子さんが集まるかなと。この創造の森の期間につきましては4月から10月末ということになっていますから、その期間でかなりの利用者が見込めるのかなということです。

また、管理人につきましては、その中の清掃ということで、またそういう利用者の方の案内とかトイレの清掃とか、そういうものを日常の管理の中でやっていただくと、そんなふうに考えています。 以上です。

○議長(高橋 正君) 7番。

## 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 常駐ということなんですけれども、確かに利用が見込まれる休日だったり休 みのときは仕事等があるとは思うんですが、平日誰も利用がないときもそこにずっといるような形で の常駐なのか。

あともう1点、今までいろいろメガソーラーの関係等でも緊急雇用という形で、10分の10で職員を補助金で雇っての事業をやっていましたけれども、今回はその緊急雇用とかのほうでの部分で嘱託職員を充てるとか、そういった部分での対応ができなかったのか。その2点に関してお聞きします。

○議長(高橋 正君) 産業振興課長。

#### 〔產業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長(村上和好君) 平日の利用のないときということでございますが、創造の森内、かなり清掃する箇所がございます。今までは山の管理の中であわせてしていたわけなんですけれども、今回創造の森専用の管理人ということでございますので、山の管理のほうの費用が多少は軽減になるかなと、そういうふうに考えています。それについては幾らとは言えないんですけれども、軽減になるということで考えています。

それから、創造の森内の清掃、もちろん除草も含んだり、トイレの清掃、それから施設の清掃、そ ういうものも平日利用がない場合でもしてもらうと、そんなふうに考えています。

それと、緊急雇用の関係なんですけれども、緊急雇用につきましては補助の対象がかなり絞られて きまして、内容が変わっています。今回のものについては対象にならないということでございますの で、対象じゃないということで、一般のほうで上げさせていただきました。

以上です。

○議長(高橋 正君) 7番。

## 〔7番 南 千晴君発言〕

○7番(南 千晴君) 多くの方にご利用いただくことがこれだけ施設の管理の委託費や、いろいろ

な部分で創造の森には費用をかけておりますので、より多くの方に利用いただくように今後村として もそういった部分の周知だったりPRをしていただきたいという部分と、なるべく赤字といいますか、 そういったようにならないように努力していただければと思うんですが、そのあたり村長、お願いし ます。

○議長(高橋 正君) 村長。

### 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 南議員が話されることはごもっともだというふうに認識しております。その中で先ほども申し上げましたように、村にある自然や環境を生かした中での、それから既設である施設の中での経済活性、それから観光の振興ということで第一にそういう考えでおります。

そんな中で今回創造の森を整備させていただく根拠は、そういったものを生かしながら、これから村にどんどんとお客さんが入ってこられるような体制をすると。そしてしかも逆算をして、これなら本当に大丈夫だということは見てはいるんですけれども、経済の動きと、それからお客さんの動き、社会の動きによって、それは目視したよりは変わってくる場合もあると思うんですけれども、やはり行政としてはそれを余り怖がっていたら、そういったものの事業の推進ができないというふうに私自身は考えております。

そんな中で最低限の費用で最大限の効果を出すというのが行政の仕事でございますけれども、そんな中においてもそういった一つ一つの村の施設を使いながら、地域の人たちが健康管理しながら、また反面経済効果を受けられるような対策を考えていく。それにはやはり結果を追うんではなくて、確かに結果は追わなければならないんですけれども、それよりは施策をどういうふうに施して、どういうふうにやっていったらいいのかということが今のときの時間かなというふうに私自身も思っております。そんな中で、今、南議員が話されますように、費用対効果も考えながら、これからしっかり取り組んでいきたいと、こんなふうに思います。

それから先ほど、管理の面でありますけれども、課長がちょっと触れましたけれども、今は山の斜面については予算をとって、200何万とって管理をさせていただいておりますけれども、今回置きます管理人についてはキャンプ場の整備と、それからストライダーのコース整備と、それから、あの一帯の平らなところを整備していただくと。そして時間があったならば、やはり山のほうにも管理をしていただいた中で、来年度予算の中で、ああ管理人がいればここまではできるんだなというのを把握した中で、その山の手入れの費用を減額していきたいなと、こんなふうにも考えているところでございます。

それから、相乗効果については、今考えているのが教育長のほうにも指示を出しているんですけれども、すぐにとは言えませんけれども、あの辺の整備がキャンプ場とか整いました暁には、この村の小学生対象、それから大洗との友好関係を持っておりますんで、山と海の交流を考えて、その施設を利用した中での相乗効果をお互いに上げていきたいなと、こんな計画も今持っておりますので、その

ときにはまた議員さん方のお力添えをいただければと、こんなふうに思います。 以上です。

○議長(高橋 正君) ほかにございませんか。8番。

### [8番 金井佐則君発言]

- ○8番(金井佐則君) 36ページの中学校運営費の臨時職員賃金とあります。今回一番初めに、冒頭にほとんど職員給与というのが大きいというようなことが出ているんですが、私、わからないんで教育長にお尋ねをいたしますけれども、この臨時職員は南幼稚園、北幼稚園、南小、北小、中学校でおのおの何名ずついるんですか。
- ○議長(高橋 正君) 清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長(清水誠治君) お答え申し上げます。

臨時職員の人数でございますが、全体で28人でございます。北幼稚園で4人、南幼稚園で4人、北小学校7人、南小学校8人、中学校が5人となっております。

○議長(高橋 正君) 8番。

[8番 金井佐則君発言]

- ○8番(金井佐則君) そうしますと、時々補正に職員給与だとか臨時職員賃金とかというのが出てくるんですが、これの今回中学校運営費の166万6,000円は当初では見られなかったものなんですか。
- ○議長(高橋 正君) 学校教育課長。

## 〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長(清水誠治君) 中学校の賃金166万6,000円の増額の理由でございますが、中学校の中学教諭、これが病休ということで前年度から4月16日まで病休の届け出がございまして、この方が3月29日で退職願を出しまして、24年度をもって退職したということで、この対応のために、急であったために、中部教育事務所ともご相談いたしまして、4月の1カ月間だけ特別配置職員をつけていただきました。その後の対応ということでどうしたらいいかというふうなことでございますが、南小学校に臨時の先生がおりまして、その方を中学校のほうに回して、南小のほうでは同額を減額させていただいております。

[「いいです」の声あり]

○議長(高橋 正君) ほかにございませんか。

3番小山久利議員。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番(小山久利君) 3番小山です。

生涯学習課長にお尋ねしたいんですが、40ページの10款教育費、6項保健体育費の中の2目体育施

設管理費なんですが、これ職員の増員に伴う賃金の増加ですか。

○議長(高橋 正君) 清水生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長(清水義美君) お答えいたします。

社会体育費の賃金につきましては、これについては施設管理事務所の関係で、3月後半に依願退職をされた職員がいまして、その方のところが業務上支障が出てしまうため、4月1日に嘱託職員を採用しました。それに伴いまして、予備費で6月まで賃金、社会保険料、雇用保険料を対応していただきましたけれども、7月以降の賃金につきまして今回補正予算で150万円、それから臨時職員の賃金、ここにつきましては、この臨時職員2名いるんですけれども、当初予算の計上では月18日計算で計算されていまして、実態の勤務は月21日計算でいかないと賃金が不足してしまうというところがまず1点。もう一つが臨時職員がふるさと公園に火曜と木曜日に勤務しているんですけれども、そちらに1名行っております。臨時職員の場合は6時間勤務ということで、ふるさと公園が8時半から5時までの勤務体系ですので、不足する1時間半について3条の措置が必要だということで、合わせて42万8,000円の増額をさせていただきました。

それから、19節の負担金、補助及び交付金なんですけれども、こちらにつきましては賃金の増加に伴って、本来ならば増額なんですけれども、実はこのところに雇用保険の関係の計算上の誤りが生じまして、本来であれば雇用保険が率の計算において1,000分の幾つが正しいんですけれども、100分の幾つということで、そこで約10万円単位の金額が違ってしまったというところで、そこの計算上のところを再度計算させていただきまして、修正した金額が44万9,000円の減額になったということでございます。合わせて147万9,000円の増額となったものです。

以上です。

○議長(高橋 正君) 3番。

[3番 小山久利君発言]

- ○3番(小山久利君) 社会体育施設管理事務所の体制なんですが、正職と臨時、また嘱託職員の人数、あと管理責任者の所在を教えていただきたいんですけれども。
- ○議長(高橋 正君) 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

- ○生涯学習課長(清水義美君) 25年度の勤務体制ですけれども、職員1名、嘱託職員3名、うち1 名は緊急雇用の形態で11月の予定でございます。それから臨時職員が2名、計6名でございます。
- 一応施設の管理の責任者ということでございますが、職員の1名が施設の管理の責任者ということで業務に当たっていただいております。

以上です。

○議長(高橋 正君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第52号 平成25年度榛東村一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎日程第11 議案第53号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(高橋 正君) 日程第11、議案第53号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

〇上下水道課長(久保田勘作君) それでは、平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は平成25年度事業の4月人事異動に伴う給与及び職員手当等の補正でございます。 議案書44ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

5 款繰入金、補正額59万6,000円の減、計1億2,282万7,000円。1項繰入金、同額でございます。 歳入合計、補正前の額6億1,322万8,000円、補正額59万6,000円の減、計6億1,263万2,000円。 続きまして、45ページ、歳出です。

1款総務費、補正額3万5,000円の減、計409万7,000円。1項総務費、同額でございます。

2款建設費、補正額56万1,000円の減、計4億4,248万1,000円。1項建設費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額6億1,322万8,000円、補正額59万6,000円の減、計6億1,263万2,000円。

47ページ、48ページの歳入歳出予算事項別説明書総括につきましては同額のため、説明を省略させていただきます。

50ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書。

歳入です。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額59万6,000円の減、計1億2,282万7,000円。

続きまして、52ページ、歳出です。

1款1項1目総務費、補正額3万5,000円の減。内訳につきましては、給与、職員手当等となって おります。

2款1項1目建設費、補正額56万1,000円の減。内容につきましては、給与、職員手当の減となっております。

53ページ、細節で共済費につきましても減額となっております。

54ページにつきましては給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第53号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**\_\_\_\_** 

# ◎日程第12 議案第54号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正 予算(第1号)について

○議長(高橋 正君) 日程第12、議案第54号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予 第(第1号)についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

〇上下水道課長(久保田勘作君) それでは、平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業の補正につきましては、25年度の給与費の共済金の改正に伴う補正でございます。 それでは、57ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額、計の順に説明させていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

3款繰入金、補正額2万7,000円、計1億74万5,000円。1項繰入金、同額です。

歳入合計、補正前の額1億2,940万8,000円、補正額2万7,000円、計1億2,943万5,000円。

58ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、補正額2万7,000円、計796万3,000円。1項総務費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億2,940万8,000円、補正額2万7,000円、計1億2,943万5,000円。

60ページ、61ページの歳入歳出予算事項別明細書総括につきましては、同額のため説明を省略させていただきます。

63ページ、歳入歳出予算事項別明細書、歳入をお願いいたします。

3款1項1目繰入金、補正額2万7,000円、計1億74万5,000円。

65ページ、歳出です。

1款1項1目総務費、補正額2万7,000円、計796万3,000円。内訳につきましては、共済費となっております。

66ページは給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第54号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のと おり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎日程第13 議案第55号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第1号)について

○議長(高橋 正君) 日程第13、議案第55号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第1号)についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長(清水誠治君) それでは、議案第55号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補 正予算(第1号)について、朗読及び説明をさせていただきます。

議案書68ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入です。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3 款繰入金、補正額17万8,000円の減、計8,826万3,000円。 1 項他会計繰入金、同額でございます。 歳入合計、補正前の額 1 億6,117万3,000円、補正額17万8,000円の減、計 1 億6,099万5,000円。 続きまして、69ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、補正額17万8,000円の減、計8,151万3,000円。 1 項総務管理費、同額でございます。 歳出合計、補正前の額 1 億6,117万3,000円、補正額17万8,000円の減、計 1 億6,099万5,000円。 70ページから72ページは歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。説明は省略をさせていただきます。

74ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入です。

人事異動に伴う給与費等の歳出減額に伴いまして、一般会計からの繰入金を17万8,000円減額する ものでございます。

76ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳出でございます。

職員の人事異動に伴いまして、2節給料から4節共済費までそれぞれ増減し、合わせて17万8,000 円を減額するものでございます。

77ページから78ページは給与費明細書となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第55号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎日程第14 議案第56号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(高橋 正君) 日程第14、議案第56号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長(久保田勘作君) それでは、平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1号) についてご説明申し上げます。

今回の補正は3条予算の収益的収入及び支出につきまして、人事異動に伴う職員給与費の補正でございます。

それでは、議案書80ページをお願いいたします。

補正予算(第1号)実施計画書によりまして説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

款、項、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

なお、既決予定額は省略させていただきます。

1 款水道事業費用、補正予定額485万9,000円の減、計 2 億6,324万9,000円。 1 項営業費用、補正予定額485万9,000円の減、計 2 億4,722万3,000円。 3 目総係費、補正予定額485万9,000円の減、計 2,146万4,000円。内訳につきましては、ページ81ページ、説明書の給料、手当、法定福利費等の減額と保険料となっております。

82ページ、83ページにつきましては、給与費の明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第56号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第57号 平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補 正予算(第1号)について

○議長(高橋 正君) 日程第15、議案第57号 平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正 予算(第1号)についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

早川住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長(早川雅彦君) それでは、平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算 (第1号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、ことしの3月に借り受け者の1人から住宅新築資金貸付金の繰上償還があったことから、それに対応する株式会社かんぽ生命保険への償還金について、この9月の定期償還に上乗せをして償還することとしたため、所要額を補正させていただくものでございます。

議案書85ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

2款繰入金、補正額182万3,000円、計782万6,000円。1項繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額2,157万円、補正額182万3,000円、計2,339万3,000円。

続きまして、86ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款公債費、補正額182万3,000円、計2,326万9,000円。1項公債費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額、2,157万円、補正額182万3,000円、計2,339万3,000円。

88から89ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、91ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

2款繰入金、1項1目同名でございます。補正額182万3,000円、これにつきましては、一般会計からの起債償還金繰入金でございます。

続きまして、93ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

2款1項公債費、1目元金、補正額186万1,000円。これは冒頭でもご説明申し上げましたとおり、この3月に住宅新築資金借り入れ者から繰上償還があったために、これに対応するかんぽ生命保険への繰上償還金を追加補正させていただくものでございます。2目の利子、補正額3万8,000円の減、これは繰上償還に伴いまして、利子が減少するために、平成25年度の支払い部分について減額補正をさせていただくものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第57号 平成25年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)について、原案の とおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(高橋 正君) 賛成12人、反対1人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 報告第1号 平成24年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(高橋 正君) 日程第16、報告第1号 平成24年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地·財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長(山本比佐志君) 議案書95ページをお願いいたします。

それでは、平成24年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

この計算書に上げてあります6事案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定に基づきまして、平成25年度へ予算繰り越しを行ったもので、同条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

左から款項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に朗読させていただきます。

左の財源内訳は後ほどごらんいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、地域力循環創造事業、金額5,000万円、翌年度繰越額、同額でございます。

続きまして、事業名、防災行政無線費、金額469万3,000円、翌年度繰越額464万7,000円でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、事業名、農業体質強化基盤整備促進事業、金額6,578万5,000円、翌年度繰越額5,746万9,000円でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、道路橋りょう総務費、金額707万2,000円、翌年度繰越額同額でございます。事業名、防衛施設周辺民生安定施設整備事業、金額6,777万8,000円、翌年度繰越額6,771万7,000円でございます。事業名、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、金額151万3,000円、翌年度繰越額37万9,000円でございます。

合計金額1億9,684万1,000円、翌年度繰越額1億8,728万4,000円。左の財源内訳でございます。特定財源、未収入額、国庫支出金9,282万8,000円、県支出金3,964万6,000円、一般財源5,481万円でございます。

以上報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番。

## [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) それぞれの繰り越しの理由をお聞きしたいんですが、例えば最初の地域力循環創造事業というのは、これはきっとこのあれからいくと、まだお金が国庫支出金で未収額になっているから入っていないということで繰り越しという扱いになっているんだというふうに思うんですけれども、ほかのものについてもそれぞれ理由があると思うんですけれども、説明をお願いします。 ○議長(高橋 正君) 総務課長。

#### 〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長(立見清彦君) 最初の地域力循環創造事業なんでございますけれども、これはご存じのように、アベノミクスということで、3本の矢ということで、その1つに補正予算を平成24年度行いました。これにつきましては全額国のほうの、24年度全額繰り越すという形での補正予算でございまして、したがって、うちのほうも繰り越しということでございます。

2番目の、防災行政無線、これにつきましては、防災ラジオをさらに追加で購入するという予定で ございましたけれども、年度内には納品ができないということで繰り越すということでございます。 総務課は以上です。

○議長(高橋 正君) 暫時休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。

建設課長。

## 〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長(清水喜代志君) 第6款の農林水産業費、農業費で、事業名で農業体質強化基盤整備促進推進事業ですけれども、これにつきましては、工事につきまして発注済みでありますけれども、出水季に伴いまして、橋の工事ができなかったことによりまして、工期を延長し、今年度中の工事完了を見込むものというものでございます。

そのほかにつきましては、事業名で防衛施設周辺安定整備事業につきましては、バイパスアクセス 道路の5号道路、それから、その下の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業につきましては、同じく アクセス道路の3号道路の繰り越しとなっております。

以上です。

○議長(高橋 正君) 13番。

## [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) まず1つは総務費のところの防災行政無線費について、納品が間に合わないということでしたか。納品ができていない。これ業者から納品ができていないということなのかど

うかという確認と、それと続いて、今の土木費の道路橋りょう費のところのアクセス道路云々というところで、ちょっと私も道路関係は余り詳しくないんでわからないので、さらにお聞きしたいわけですけれども、要するに工事ができなくて繰越明許という、予算を使っていないんで繰越明許というふうになったと思うんですけれども、その工事ができなかった理由を聞きたいんです。

○議長(高橋 正君) 総務課長。

#### 〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長(立見清彦君) 防災無線のほうでございますけれども、当初さらに500台買うという予定でございました。それで、当初500台買って契約する予定でございましたけれども、円高で、ちょっとこの金額では実際はもうだめですよと言われている状態で、実際はまだ契約しておりません。

そういう関係で、繰り越す前までは一応500台買う予定で、すぐ契約して、納期はもう間に合わないということを知らされていたもので、それで繰り越すという形で繰り越しさせてもらいました。

実際この金額で昨年度の末に契約業者にしようと思ったんですけれども、先ほど言ったように、 円高が大分ここへ来て高くなってしまって、この金額で500台はちょっと無理だということで、じゃ どうしようかということで、その辺も一度検討したんですけれども、ほかの市町村が大量にもし購入、 そういう機会があれば、それに合わせて、うちのほうも契約して、その金額内でもしできるようなら ということで、今のところはまだ契約はしておりません。そういう状態です。

以上です。

- ○13番(早坂 通君) はい、わかりました。
- ○議長(高橋 正君) 暫時休憩します。

午前11時26分休憩

\_\_\_\_\_

午前11時27分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。建設課長。

#### [建設課長 清水喜代志君発言]

○建設課長(清水喜代志君) それでは、理由ということでございます。まず、道路橋りょう費総務費の関係ですけれども、これにつきましては国の平成24年度補正予算により道路ストックの総点検を行うものでありますが、対象については舗装点検が1、2級村道、橋梁点検に関しては橋長が10メートルから15メートルを予定しておりました。なお、国の補正予算成立が平成25年2月26日であり、年内完了が見込めないため、繰り越しとするものでございます。

続きまして、防衛施設周辺民生安定施設整備事業ですけれども、独立行政法人水資源機構との橋梁 協議及び道路線形の決定に当たって、不測の日数を要したため、繰り越しをしたものでございます。 続きまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業でございますが、道路用地買収に当たり、相続 対象者の行方がわからないため、遺産分割協議書に不測の日数がかかるため、契約締結が年内に見込めないため繰り越しをしたものでございます。

以上です。

○議長(高橋 正君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

## ◎日程第17 報告第2号 平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計 繰越明許費繰越計算書について

○議長(高橋 正君) 日程第17、報告第2号 平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

〇総務課長(立見清彦君) 報告第2号 平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計繰越明 許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告させていただくものでございます。

議案書の97ページをごらんください。

款項、事業名、金額、翌年度繰越金、財源内訳の順に朗読させていただきます。

1 款建設費、1項建設費、事業名、太陽光発電所新設事業、金額1億9,773万3,000円、翌年度繰越金1億2,939万6,000円、財源内訳、特定財源、既収入額、同額です。

2 款管理費、1 項管理費、事業名、基金発電運用管理事業、金額112万4,000円、翌年度繰越金109 万円、財源内訳、特定財源既収入額、同額でございます。

合計金額1億9,885万7,000円、翌年度繰越金1億3,048万6,000円。財源内訳につきましては、すべて特定財源で既収入額です。

以上で繰越明許費繰越計算書の報告を終わらせていただきます。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

8番。

#### [8番 金井佐則君発言]

- ○8番(金井佐則君) これ繰越明許しているんですけれども、既に6,800万ほど支払い済みという 理解でいいんですか。そうしますと、これは恐らく前払い金というような形になるのかなというよう に理解するんですが、どこへ6,833万7,000円を支払ったのかお答えください。
- ○議長(高橋 正君) 総務課長。

#### 〔総務課長 立見清彦君発言〕

- ○総務課長(立見清彦君) 契約先でありますシャープ株式会社でございます。
- ○議長(高橋 正君) 8番。

#### [8番 金井佐則君発言]

- ○8番(金井佐則君) そうしますと、とんでもない半端な数字なんですが、これは前払い金として、 前払い金というのは何%という決まりでもあって、この金額になったのかお聞きいたします。
- ○議長(高橋 正君) 総務課長。

#### 〔総務課長 立見清彦君発言〕

- ○総務課長(立見清彦君) 前払い金につきましては、当然契約でうたっておりまして、40%でございます。そのほかにも支払いが……、ちょっと休憩をお願いします。
- ○議長(高橋 正君) 暫時休憩します。

午前11時34分休憩

\_\_\_\_\_\_

午前11時39分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。総務課長。

## 〔総務課長 立見清彦君発言〕

- ○総務課長(立見清彦君) 調べて後で報告させていただきます。
- ○議長(高橋 正君) 8番。

## [8番 金井佐則君発言]

○8番(金井佐則君) ちょとわかりが悪いんですけれども、そういうことなんで、よくこれも精査をしたいと思います。

もう1点、3問目なんですが、この下に管理費というのがあって、基金発電運用管理事業とありまして、既に3万4,000円が使われていて、繰越明許が109万円とあるんですが、これは3万4,000円はこの事業にどこへ支払った金額で、基金発電運用管理事業というのはどういうものだか最後に聞きます。

○議長(高橋 正君) 萩原副村長。

#### 〔副村長 萩原貞夫君発言〕

- ○副村長(萩原貞夫君) 支払いは東電のほうだと思います。それと、これは携帯電話だとか、その他の危機管理発電所というふうな名称で認可を受けた発電所だというふうに理解をしております。
- ○議長(高橋 正君) ほかに質疑ございませんか。3番。

#### [3番 小山久利君発言]

- ○3番(小山久利君) 繰越金が大分多いんですが、このお金というのは今現在この基金の通帳にあるわけですか。それとも現金で持っているわけですか、教えてください。
- ○議長(高橋 正君) 総務課長。

## 〔総務課長 立見清彦君発言〕

- ○総務課長(立見清彦君) お金は特別会計にあります。
- ○議長(高橋 正君) 3番。

#### [3番 小山久利君発言]

- ○3番(小山久利君) 工事が完了した時点で残高が発生すると思うんですけれども、この事業に対しての明細は出していただけるんでしょうか。
- ○議長(高橋 正君) 村長。

## 〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長(阿久澤成實君) 議員、こればかりじゃないんです。ほかの事業について使わせていただいたものについては決算議会に全部出させていただいて、そして議員の皆さんのいろいろな意見をいただいて、そして9月議会というか、3回の議会なんですけれども、そこのところで前年度の精査をしていただくという段取りになっております。ですから、これも26年度の決算委員会に出させていただく。それで、その前にはこういう事業はこういうふうに終わりましたよということはお聞きになれば、終わった後、出せるというふうに思っています。

以上です。

○議長(高橋 正君) 総務課長。

## 〔総務課長 立見清彦君発言〕

- ○総務課長(立見清彦君) 先ほどの金額の件も決算のほうで報告させていただきたいと思っている んですけれども、24年度分の決算が9月にありますので、そちらでと思ったんですけれども。
- ○議長(高橋 正君) 25年度。
- ○総務課長(立見清彦君) 24年度決算で24年度使ったものについて……

[「今、俺の質問のやつ。繰越明許のやつ」の声あり]

○総務課長(立見清彦君) 繰越明許以外で何に使ったかというのがありますよね。それは24年度決算で報告……

[「決算が9月なの」の声あり]

○総務課長(立見清彦君) ええ、9月で……

[「決算を本会議で出すというのか」の声あり]

○総務課長(立見清彦君) それは一般的には24年度の決算については9月の決算報告で出すという ことなんですけれども。もしその前にどうしてもということであれば……

[発言する声あり]

○議長(高橋 正君) 暫時休憩します。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

## ◎日程第18 報告第3号 榛東村土地開発公社の経営状況報告について

○議長(高橋 正君) 日程第18、報告第3号 平成24年度榛東村土地開発公社の経営状況報告についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地·財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長(山本比佐志君) それでは、榛東村土地開発公社の経営状況報告についてご説明申し上げます。

100ページをお願いいたします。

平成24年度榛東村土地開発公社決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出。初めに、上の表でございます。

収入でございます。

第2款事業外収益、予算額、合計欄4,000円、決算額2万4,818円、比較2万818円でございます。 内訳としまして、第1項受取利息、予算額、合計欄4,000円でございます。決算額3,918円、比較82円 の減。 2 項雑収益、予算額ゼロ、決算額 2 万900円、比較 2 万900円でございます。合計欄は第 2 款事業外収益と同額でございます。

下の表でございます。 2 款販売及び一般管理費、予算額の合計欄 5 万円、決算額 3 万7,500円、不用額 1 万2,500円、合計欄も同額でございます。

続きまして、101ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出は該当ございません。

続きまして、102ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。中ほどの3の販売費及び一般管理費につきましては、(1)報酬1万7,500円、(4)雑費2万円、事業損失3万7,500円でございます。

この下の4の事業外収益は(1)受取利息3,918円、(2)雑収益2万900円でございます。この事業外収益から事業損失を差し引いたものが経常利益でございまして、マイナス1万2,682円でございます。当期利益は同額でございます。

続きまして、103ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。中ほどの負債の部、負債合計はゼロでございます。

一番下の行、負債・資本合計は1,467万2,024円でございます。

続きまして、104ページをお願いいたします。

平成24年度の財産目録でございます。上の表は資産でございます。1の流動資産、(1)現金及び 預金、アの普通預金の合計は17万2,024円、イの定期預金の合計は1,450万円でございます。流動資産 の合計は1,467万2,024円でございます。資産合計も同額でございます。負債はござません。

105ページをお願いいたします。

事業報告。1、事業の概要。

- (2) の一番下の行、繰越準備金は967万2,024円となりました。
- 2、監査の実施状況、3、一般庶務事項につきましては説明を省略させていただきます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、107ページをお願いいたします。

3の付属明細表、1の資本金明細表につきましては、基本財産として榛東村からの出資金500万円でございます。

108ページをお願いいたします。

平成24年度榛東村土地開発公社決算審査意見書でございます。小野関武利理事により本年4月1日に監査を実施していただきました。ご報告をいただいたものでございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

110ページをお願いいたします。

平成25年度の予算でございます。第2条の収益的収入及び支出の予算額、まず収入につきましては、

第2款事業外収益2万4,000円を計上させていただきました。

次に、支出、第2款販売費及び一般管理費として5万円を計上させていただきました。

111ページをお願いいたします。

平成25年度の事業計画でございます。前年度と同じでございます。説明を省略させていただきます。 続きまして、112ページをお願いいたします。

25年度の資金計画でございます。これも説明は省略させていただきます。後ほどごらんいただきたいと思います。

113ページをお願いいたします。

平成25年度の実施計画、収益的収入及び支出でございます。上の表は収入でございます。 2 款事業外収入、1項受取利息4,000円、2項雑収益2万円を計上させていただきました。

下の表は支出でございます。 2 款 1 項販売費及び一般管理費として人件費と経費 5 万円を計上させていただきました。

114ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、該当がございません。

続きまして、115ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。中ほどの3、販売費及び一般管理費5万円を、4、事業外収益2万4,000円を計上させていただきました。

下から2行目、経常損失、この下の当期損失は2万6,000円でございます。

続きまして、116ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。中ほどの負債の部、負債合計はゼロでございます。

一番下の行、負債・資本合計1,464万6,204円でございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。 暫時休憩します。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。

◎日程第19 請願・陳情について

○議長(高橋 正君) 日程第19、請願・陳情についてを議題といたします。

過日付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、各常任委員長より審査報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇〕

○総務産業建設常任委員長(山口宗一君) 請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の 規定により報告いたします。

受理番号、平成25年第2回請願第2号、付託年月日、平成25年6月12日、件名、「米軍垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ及び米軍艦載機の榛東村上空での飛行訓練禁止を求める意見書」の提出を求める請願書。

委員会の意見。オスプレイ配備及び飛行訓練は、外務省日米合同委員会で安全を最優先にする前提 で、国防や安全保障にとって重要なものとして合意されています。

また、艦載機については、群馬県で米軍機による飛行訓練が断続的に行われており、騒音について 苦情が寄せられ、前橋市内、渋川市内に騒音測定機を設置し、騒音測定を行っています。また、本村 も加入している防衛施設周辺整備促進協議会でも防衛省に対し、騒音の苦情を訴えております。

基地所在村の榛東村として請願書を提出いたしますと、村が実施する防衛補助事業に多大な影響を 及ぼします。今後も県協議会と連携して対処することが最優先と考えますので、不採択とします。審 査結果、不採択。

引き続き報告いたします。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の 規定により報告いたします。

受理番号、平成25年第2回陳情第5号、付託年月日、平成25年6月12日、件名、第13区地内の道路 側溝の改良工事について。

委員会の意見。本道路側溝は、上野幹線に接続する生活道路である。上野幹線の道路側溝は勾配がなく、土砂がたまり、少ない雨水でも路面上に雨水、土砂がたまってしまい、通行に支障を来している。道路側溝整備を行うことにより、利便性の向上と生活環境の整備を図られると思料されるため、採択とする。審査結果、採択。

引き続き報告いたします。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の 規定により報告いたします。

受理番号、平成25年第2回陳情第6号、付託年月日、平成25年6月12日、件名、TPP(環太平洋

経済連携協定)交渉参加に関する陳情。

委員会の意見。TPP交渉参加に関する4項目は十分理解できる。特に国民が納得できるゆるぎない交渉方針を確立し、実現が困難と判断した場合には即刻交渉から脱退することは全員賛成により採択としています。

ただし、榛東村村議会としてはTPP交渉参加に関する意見書はすでに提出されていますので意見 書提出は行わないことにします。審査結果、採択。

続きまして、閉会中の継続審査申し出書について述べます。

本委員会は審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定しましたので、 会議規則第71条の規定により、申し出いたします。

受理番号平成25年第2回第3号、区分、請願、提出者、群馬県労働組合会議議長、真砂貞夫、件名または要旨、最低賃金制度の改善と中小企業支援策の拡充に関し、国及び群馬労働局長に対して意見書を提出してほしい。受理番号、平成25年第2回第4号、陳情、霞山カントリー倶楽部株式会社ロイヤルヴィレッジゴルフ倶楽部代表取締役、市川金次郎、村有林借地料減額のお願い。

以上でございます。

○議長(高橋 正君) ただいま山口総務産業建設常任委員長より審査の報告がありました。 平成25年第2回請願受理番号第2号は、審査の結果、不採択との報告がございました。 ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

10番栁田キミ子議員。

## [10番 栁田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) オスプレイに関しての意見書採択に関しての不採択というふうなことに 関しまして反対討論を行います。

採択をしない理由の委員長報告の中に、基地所在村というふうなことがありまして、そういう中で 国に意見書をというふうなことになりますとというふうなことでありましたけれども、オスプレイは 今現在はまだこちらのほうの上空にというところまではいっておりませんけれども、基地があるとい うことも大きな一つには理由にはなるかもしれませんけれども、十分にオスプレイがここの上空もと いうか、オスプレイの飛行ルートでこの上空が近いルートで飛行するということは十分に考えられま すので、住民の安全、それから危険から守るというふうな観点から、私はオスプレイの飛行に関して は反対をいたします。

○議長(高橋 正君) ほかに討論ございませんか。3番。

#### [3番 小山久利君発言]

○3番(小山久利君) 「米軍垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ及び米軍艦載機の榛東村上空での 飛行訓練禁止を求める意見書」の提出を求める請願書、不採択について賛成討論を行います。

委員会の意見にありますように、基地所在村である榛東村の議会が飛行禁止の請願書を提出すると、 今後の防衛補助事業に多大な影響を及ぼすおそれがあります。また、防衛省交付金の減額につながる 要素もございます。

今まで共存共栄といった流れの中で防衛省補助事業で行った中学校新築事業、教育環境整備、各グラウンド整備、社会体育館、また道路の整備、各区のコミセンの整備など多大な事業を実施してきました。今後も榛東村の発展を考えると、なくてはならない補助事業で、委員会の見解に賛成といたします。

○議長(高橋 正君) ほかに討論ございませんか。13番。

#### [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 不採択に対する反対討論を行います。

マスコミでも再三報道されましたように、オスプレイの安全性というのがまだ完全に確認をされているわけではありません。アメリカ当局は安全だというふうには言っておりますけれども、すべて人員ミスによるというふうに説明もしているようですけれども、実際安全は確認されていないというふうに言われております。

さらにアメリカ米軍の艦載機の低空飛行訓練、これもかなりの近隣住民に迷惑をかけております。 そういう観点から言って、やはり住民の安全を考えた場合には議会として反対の、要するに米軍垂直 離着陸輸送機MV22オスプレイ及び米軍艦載機の榛東村上空での飛行訓練禁止を求める意見書の提出 はすべきだというふうに考えております。

なお、このことによって防衛補助金とか、そういう関係のものが減額をされるということは、私は何の根拠を持ってそういうふうに言うのかわかりません。もし実際そういうことがあるとすれば、これは憲法上から考えても重要な問題だというふうに私は考えますので、決して防衛補助金などが直に減らされるなどということはないというふうに信じております。

以上です。

○議長(高橋 正君) ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成25年第2回請願受理番号第2号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者挙手]

○議長(高橋 正君) 賛成11人、反対2人です。

よって、委員長報告のとおり不採択に決定いたしました。

平成25年第2回陳情受理番号第5号は審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成25年第2回陳情受理番号第5号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者挙手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成25年第2回陳情受理番号第6号は審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番。

## [13番 早坂 通君発言]

- ○13番(早坂 通君) 先ほどの報告だと、意見書のひな型がないから意見書は出さないというふうに聞いたわけなんですけれども、その辺は間違いありませんか。
- ○議長(高橋 正君) 総務産業建設常任委員長。

## 〔総務産業建設常任委員長 山口宗一君発言〕

- ○総務産業建設常任委員長(山口宗一君) 意見書のひな型がないというふうな発言をしましたか。 13区の件ですか。
- ○議長(高橋 正君) 受理番号 6 号。 T P P。

暫時休憩します。

午後0時10分休憩

\_\_\_\_\_\_

午後0時11分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成25年第2回陳情受理番号第6号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成25年第2回請願受理番号第3号は継続審査の申し出がございました。したがいまして、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成25年第2回陳情受理番号第4号は継続審査の申し出がございました。したがいまして、閉会中の継続審査を許可いたします。

次に、南文教厚生常任委員長より審査の報告を求めます。

南文教厚生常任委員長。

## 〔文教厚生常任委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員長(南 千晴君) 請願・陳情の審査報告を行います。

請願・陳情の審香報告書。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の 規定により報告いたします。

受理番号平成25年第2回請願第1号、付託年月日、平成25年6月12日、件名、子ども・子育て支援 新制度の導入に関する意見書提出を求める請願書。

委員会の意見。子ども・子育て新システムの構築の必要性は十分理解できる。ただ、本システムについては平成27年度から本格スタートを予定とし、平成25年度は国において子ども・子育て会議を設置し、具体的な検討を行う段階である。したがって、国の動向を十分見きわめる必要がある。

よって、本請願は不採択とします。審査結果、不採択。

請願・陳情の審査報告書。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の 規定により報告いたします。

受理番号平成25年第2回請願第4号、付託年月日、平成25年6月12日、件名、年金2.5%削減の中止を求める意見書の請願。

委員会の意見。年金制度改革は国民的課題であり、この特例水準を解消する法律は、年金制度の維

持存続や世代間の公平を図るため成立した。現状国は試行錯誤を繰り返しながら将来の制度設計を模索している段階にある。したがって、原段階では町村が議論する状況にない。

よって、本請願書は不採択とします。審査結果、不採択。

○議長(高橋 正君) ただいま南文教厚生常任委員長より審査の報告がありました。 平成25年第2回請願受理番号第1号は審査の結果、不採択との報告がございました。 ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論に入ります。討論ございませんか。 10番。

## [10番 栁田キミ子君発言]

- ○10番(柳田キミ子君) 新制度導入に当たっては、子供の権利を最優先に本村の実情を踏まえて 保護者、それから保育現場の意見を尊重し、拙速な実施を避けることが重要と考え、意見書不採択に 対する反対討論といたします。
- ○議長(高橋 正君) ほかに討論はございませんか。7番。

#### [7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 子ども・子育て支援制度の導入に関する意見書提出を求める請願書を不採択とすることに対し、賛成討論をさせていただきます。

政府では平成24年8月に子ども・子育て支援法を成立させるなど、関連3法を整え、内閣府、文部科学省、厚生労働省が一丸となって、子ども・子育て支援新制度により子育てをめぐる課題を解決することを目指しています。現在、国・県・市町村及び保育関係者等が各市町村の状況に適応した制度を設けようと取り組んでいる最中で、今後検討される部分や村が状況に応じて対応していく部分もあり、国及び県における議論を見守っていくことも必要であり、現時点において子ども・子育て支援制度の導入に関する意見書を提出する必要性はないと考え、不採択とすることに賛成いたします。

○議長(高橋 正君) 13番。

## [13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 採択に対する賛成討論を行います。

この間の子ども・子育て支援制度の審議状況などを見ておりますと、やはり待機児童解消ということが前面に出てきて、発達著しい乳幼児期の子供たちのことが視点に入れられておりません。私は何よりも教育の中で最も大事な時期というのは私はこの乳幼児期だと思うんです。ところが、国の政策においても、この乳幼児期というのは軽んじられてきているのが実態です。

今回のこの制度改革においても、そこのところはやっぱり軽んじられているということがありま

すので、ぜひ意見書に掲げられてあります1から9項目、とりわけ子供が保育、教育を受けるすべての場において、市町村の保育実施責任、子供の権利を明記し、諸法規に反映させること、または保育施設基準は子供が受けるすべての保育施設、事業において現行制度より引き下げないこと、これらのことは重要なことと考えておりますので、不採択に対して反対討論をいたします。

○議長(高橋 正君) ほかに討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成25年第2回請願受理番号第1号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(高橋 正君) 賛成11人、反対2人です。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成25年第2回請願受理番号第4号は審査の結果、採択の報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

10番。

[10番 栁田キミ子君発言]

○10番(栁田キミ子君) 反対討論を行います。

年金生活者の生活の状況が困難だということで、特例措置として平成12年以降2.5%増額をされた ものです。その増額したものを削減するということは高齢者の生活実態を無視するもので、許すこと はできません。

したがいまして、2.5%削減をするということに関して反対討論といたします。

暫時休憩します。

午後0時20分休憩

午後0時20分再開

○議長(高橋 正君) 会議を再開いたします。

11番岩田好雄議員。

[11番 岩田好雄君発言]

○11番(岩田好雄君) 11番岩田です。

この年金の2.5%削減、これの意見書提出という提案でございますが、これから迎える少子高齢化の時代に原資の枯渇、また25年4月1日の法令の施行、こういったものを踏まえて、これは今後の年金受給者の増大、また加入者の減少、こういった状況を踏まえて、これは不採択が妥当かと思い賛成討論といたします。

○議長(高橋 正君) ほかに討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成25年第2回請願受理番号第4号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

## [賛成者挙手]

○議長(高橋 正君) 賛成11人、反対2人です。

よって、委員長報告のとおり不採択に決定いたしました。

以上をもちまして日程第19、請願・陳情についてを終わります。

- ◎日程第20 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について
- ◎日程第21 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査について
- ◎日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- ○議長(高橋 正君) お諮りします。

日程第20、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続審査についてから日程第22、議会運営委員会の 閉会中の継続審査についてまでを会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異 議ございませんか。

## [「異議なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 異議なしと認め、日程第20から日程第22までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査項目について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とする ことに決定いたしました。

## ◎議長挨拶

○議長(高橋 正君) 以上をもちまして、本日までに付議された案件はすべて終了いたしました。 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月12日の開会以来、本日までの10日間、5名の議員からの一般質問、人事案件、一般会計、特別会計補正予算、条例の一部改正、住民の声を直接聞く請願・陳情のご審議をいただき、ありがとうございました。

議員各位には15期議員としての初の定例会だったわけでございますが、審議に対しまして真摯に受けとめ、より適正な判断を下され、無事閉会の運びとなりました。ここにご協力賜わりましたことに対しまして感謝申し上げます。

今は梅雨の最中であります。どうか議員各位並びに執行の皆様も議会閉会後の健康管理には十分に ご自愛されまして、村発展のためにご尽力くださいますようお願い申し上げ、閉会のご挨拶といたし ます。

## ◎閉 会

○議長(高橋 正君) 以上で、平成25年第2回榛東村議会定例会を閉会といたします。 大変ご苦労さまでした。

午後0時25分閉会

# 地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 高 橋 正

榛東村議会議員 小野関 武 利

榛東村議会議員 松 岡 稔